

立山町地域防災計画

—資料編—

立山町防災会議

(令和7年12月修正)

目 次

第 1 節	町勢及び過去の災害記録に関する資料	1
1-1	地区別世帯数・人口等	1
1-2	災害の記録	2
第 2 節	気象・地震等に関する資料	22
2-1	月別気象データ	22
2-2	注意報・警報の種類及び発表基準（富山地方気象台）	23
2-3	土砂災害警戒情報	27
2-4	噴火警報等と噴火警戒レベル	27
2-5	地震に関する情報	28
2-6	気象観測施設	34
2-7	震度情報ネットワーク事業における本町の震度計設置場所	35
第 3 節	災害危険地域等に関する資料	36
3-1	災害危険地域一覧表	36
3-2	砂防指定地	37
3-3	地すべり防止区域（国土交通省所管）	38
3-4	地すべり防止区域（林野庁所管）	38
3-5	地すべり防止区域（農林水産省農村振興局所管）	38
3-6	急傾斜地崩壊危険区域指定地	39
3-7	土砂災害警戒区域等指定一覧	40
3-8	崩壊土砂流出危険地区（国有林関係）	45
3-9	崩壊土砂流出危険地区（民有林関係）	45
3-10	山腹崩壊危険地区（国有林関係）	47
3-11	山腹崩壊危険地区（民有林関係）	47
3-12	地すべり危険地区（林野庁所管）※民有林関係	49
3-13	重要水防箇所一覧表（国土交通省）	50
3-14	重要水防箇所一覧表（富山県）	51
3-15	雪崩危険箇所（建設）	56
3-16	雪崩危険箇所（林野庁所管）	57
3-17	防災重点農業用ため池（危険箇所）	58
3-18	道路通行規制基準値	59
3-19	危険物規制対象施設数一覧表	60
3-20	防災マップ・ハザードマップ	61
第 4 節	災害対策本部に関する資料	62
4-1	立山町災害対策本部条例	62
4-2	立山町災害対策本部の組織及び運営に関する規程	63
4-3	立山町災害対策本部運営要領	65
第 5 節	防災会議に関する資料	72
5-1	立山町防災会議条例	72
5-2	立山町防災会議運営規程	74
5-3	立山町防災会議委員名簿	75

第 6 節	消防に関する資料	76
6-1	立山町消防本部及び消防署の設置等に関する条例	76
6-2	立山町消防団の設置等に関する条例	77
6-3	消防組織図	78
6-4	消防施設の現況	79
6-5	消防機械の配置状況	80
6-6	消防水利の現況	80
6-7	現有防火水槽	81
6-8	防火対象物一覧表	83
6-9	危険物等の貯蔵所と取扱所	84
6-10	高圧ガス製造、貯蔵	84
6-11	火薬庫（棟）	84
6-12	毒物劇物製造、販売所等	85
6-13	自主防災組織の現況	85
第 7 節	水防に関する資料	86
7-1	立山町水防協議会条例	86
7-2	立山町水防協議会委員名簿	87
7-3	常願寺川右岸水防市町村組合規約	88
7-4	水防事務分担表	90
7-5	水防情報通信系統図（立山町）	92
7-6	水防情報通信連絡図（常願寺川右岸水防市町村組合）	93
7-7	水位観測所及び基準水位一覧表	94
7-8	水防警報河川及びその区域	95
7-9	水防警報の種類、内容及び発表基準	95
7-10	洪水予報指定河川及びその区域	96
7-11	洪水予報指定河川基準地点及び基準水位（流量）一覧表	97
7-12	洪水予報の種類及び発表基準等	97
7-13	水位周知河川及びその区域	97
7-14	はん濫危険水位（特別警戒水位）到達情報・発報担当者及び受報者	98
7-15	流量観測所及び基準流量一覧表	98
7-16	水防倉庫の所在位置及び備蓄資材等	99
7-17	ダム（高さ 15.0m 以上）	100
7-18	水門・こう門（高さ 15.0m 未満）	100
第 8 節	除雪に関する資料	101
8-1	除雪対策本部組織図	101
8-2	富山県除雪体制系統図	102
8-3	町保有除雪機械等	102
8-4	民間協力除雪機械	103
8-5	除雪計画路線数	103
8-6	除雪計画延長	103
第 9 節	資機材等に関する資料	104
9-1	救急・救助用資機材等	104

9-2	備蓄物資	106
第10節	通信に関する資料	108
10-1	富山県総合防災情報システム	108
10-2	震度情報ネットワークシステム連絡系統図	108
10-3	富山県防災行政無線系統図	109
10-4	立山町消防防災無線	110
10-5	非常通信用無線局（中新川郡）	111
第11節	情報の収集、伝達等に関する資料	112
11-1	県への災害即報、災害確定報告	112
11-2	県への災害概況即報	114
11-3	被害状況調書（被災者台帳）	119
11-4	被害状況調書一覧表	120
11-5	災害情報	122
11-6	災害状況調書	123
11-7	災害情報指示伝票	124
11-8	被害状況・応急対策・復旧状況調書	125
11-9	災害応急対策活動状況	126
11-10	災害応急対策従事者名簿	127
第12節	災害救助に関する資料	128
12-1	災害救助法適用基準	128
12-2	災害救助の種類及び実施者	129
12-3	災害救助内容の早見表	130
12-4	災害救助日報	134
12-5	災害対策基本法に基づく指定避難所及び避難施設等	137
12-6-1	避難所開設状況	146
12-6-2	避難所収容者名簿	147
12-6-3	食料給与状況	148
12-6-4	食料給与簿	149
12-6-5	飲料水供給状況	150
12-6-6	生活必需品受払簿	151
12-6-7	生活必需品給与状況	152
12-6-8	生活必需品受領書	153
12-6-9	被災者救出状況	154
12-6-10	医療救護班活動状況	155
12-6-11	病院・診療所医療実施状況	156
12-6-12	助産状況	157
12-6-13	遺体搜索状況	158
12-6-14	遺体処置状況	159
12-6-15	埋葬状況	160
12-6-16	学用品給与状況	161
12-6-17	応急仮設住宅状況	162
12-6-18	住宅応急修理状況	163

12-6-19	障害物除去状況	164
12-6-20	輸送状況	165
12-6-21	用員雇上げ状況	166
12-6-22	ボランティア活動状況	167
12-7	り災証明書	168
12-8	義援金、義援物資受領書	169
第13節	食料・給水に関する資料	170
13-1	炊飯調理施設	170
13-2	主食の調達先	171
13-3	給水戸数・人口	171
13-4	町有給水用具等	171
13-5	町指定給水装置工事業者	172
13-6	上水道施設主要構造物一覧表	173
13-7	立山町上水道施設位置図	174
第14節	緊急輸送等に関する資料	175
14-1	緊急輸送道路	175
14-2	緊急通行車両等の確認等に係る事務手続要領	178
14-3	緊急時におけるヘリポート予定地	187
第15節	医療・防疫・清掃に関する資料	189
15-1	医療機関等一覧表	189
15-2	トリアージタグの様式	193
15-3	防疫用備品	193
15-4	埋葬施設	193
15-5	ごみ収集施設及びごみ収集業務委託者	194
15-6	ごみ処理施設	194
15-7	し尿処理施設	194
第16節	文教・福祉等に関する資料	195
16-1	学校教育施設	195
16-2	社会教育施設	196
16-3	指定文化財一覧表	198
16-4	福祉施設	201
第17節	応援等に関する資料	202
17-1	災害応援協定等一覧（自治体等）	202
17-2	災害応援協定等一覧（民間団体等）	203
17-3	自衛隊災害派遣要請依頼書	205
17-4	自衛隊災害派遣撤収要請依頼書	206
第18節	その他防災に関する資料	207
18-1	立山町災害弔慰金の支給等に関する条例	207
18-2	立山町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	212
18-3	立山町住宅災害見舞金支給要綱	216
18-4	激甚災害の指定基準	218
18-5	災害対策関係機関一覧表	222

第1節 町勢及び過去の災害記録に関する資料

1-1 地区別世帯数・人口等

令和6年4月1日現在

地区名	世帯数	人口			65歳以上人口			高齢 化率	一人暮らし高齢者数		
		総数	男	女	総数	男	女		総数	男	女
五百石	2,058	5,231	2,498	2,733	1,687	719	968	32.6%	334	95	239
下段	1,063	2,810	1,400	1,410	927	419	508	33.0%	141	49	92
高野	1,028	2,446	1,141	1,305	909	376	533	37.2%	195	54	141
大森	883	2,472	1,206	1,266	835	361	474	33.8%	101	27	74
利田	1,172	3,245	1,628	1,617	653	281	372	20.1%	96	32	64
上段	558	1,344	656	699	662	282	380	48.9%	120	36	84
東谷	167	370	171	199	218	93	125	58.9%	47	17	30
釜ヶ渕	639	1,609	763	846	644	265	379	40.0%	132	33	99
立山	834	1,957	924	1,033	878	375	503	44.9%	180	48	132
新川	1,183	3,004	1,459	1,545	985	414	571	32.8%	173	44	129
合計	9,585	24,499	11,846	12,653	8,398	3,585	4,813	34.3%	1,519	435	1,084

資料：住民課・健康福祉課

1-2 災害の記録

1 風、水害、雪害の記録

発生年月日	災害項目	災害地先	被害状況
大正3年8月13日	大雨	利田地内	常願寺川瓶岩で警戒水位を2m60cmもオーバー、橋梁流失、立山橋私設358m、大日橋県設529m、五百石往来田畑の流失埋没1,090町歩、宅地の流失埋没179町歩、その他減収1,286,940kg、死者1名、重傷1名、浸水家屋910戸
大正8年7月6日 ～7日	大雨	利田地内	常願寺川、二ツ屋常東右堤126m、同内堤180m破壊、大森村半屋の一番堤360m破壊、このため利田村用水氾濫し浸水、田2,500,000㎡、常願寺川大森村三塚新でコンクリート72m、砂利堤67m決壊、田畑に被害甚大
昭和19年7月19日 ～21日	大雨	常願寺川右岸各所	耕地の流失埋没2,530,000㎡、流失家屋43戸、堤防決壊2,073m、道路決壊13箇所、橋梁22箇所、地鉄立山線の横江一千垣間で土砂崩、雨量431mm、立山1,017mm、岩嶮寺281mm
昭和22年7月10日	大雨	旧新川村地内他	(白岩川)新川村辻堤防決壊30m、損壊30m、同村泉堤防損壊120m、新川村田畑流失10,000㎡、浸水10,000㎡(栃津川)雄山町野町堤防損壊50m、決壊50m新川村若宮堤防決壊150m、同村寺田堤防決壊70m、損壊60m、家屋浸水100戸、同村高原堤防決壊80m、損壊180m
昭和23年7月25日	大雨		中新川郡で堤防決壊19箇所、橋梁流失1、田冠水6,420,000㎡、畑冠水40,000㎡
昭和27年7月1日	大雨	県下全域	東部山岳地帯に400mmの大雨、黒部川、片貝川が氾濫し、下新川郡、魚津市で大被害。死者7名、負傷者91名、行方不明者5名。住家全壊20戸、同半壊78戸、同流失11戸、同床上浸水4,465戸、同床下浸水12,154戸。非住家被害1,483戸。堤防決壊874箇所、橋梁流失290箇所、道路損壊804箇所、山崖崩れ311箇所、田畑流失4,296ha、同冠水41,920ha、被害額59億円大被害。
昭和28年1月12日 ～13日	融雪大雨	白岩川沿集落	降雨量平野部で少なかったが、山沿100mm前後、東部山間部に多かった。白岩川では、堤防決壊150m、家屋浸水70戸
3月11日 ～12日	融雪大雨	東谷地内及び立山村地内	11日午後8時頃より寒冷前線通過による強い突風と雨、それに融雪が加わり県下全般に被害、白岩川流域東谷地内、常願寺川流域立山村に被害がでた。
3月11日 ～12日	強風大雨	県下全域	台風13号の影響で山間部200～300mm以上に達し、河川が増水、堤防決壊、田畑冠水流失、家屋倒壊が多くでた。県下全体で死者6名、道路損壊703箇所、堤防決壊313箇所、橋梁流失206箇所、山地崩壊232箇所
昭和34年5月4日 ～5日	大雨	常願寺川、白岩川、栃津川沿集落	前線の南下で大雨、県東部山岳地帯100～150mm以上の雨となり、常願寺川護岸決壊4箇所、白岩川決壊7箇所、栃津川護岸決壊4箇所

発生年月日	災害項目	災害地先	被害状況
昭和 35 年 12 月 28 日	大雪	県下全域	27 日夜半より降りだした雪は 29 日、30 日と連日平野部で 70～90 cm、31 日には 120～200 cm となり、12 月として未曾有の大雪となり、国鉄、地鉄等交通機関は大混乱となった。
昭和 36 年 9 月 16 日	強風	県下全域	最大瞬間風速 30～40m、山沿では 120 mm の大雨となる。県下で死者 9 名、重傷者 14 名、軽傷者 164 名をだす。家屋の全壊 124 戸、半壊 396 戸、床下浸水 687 戸、一部損壊 3,857 戸、非住家半壊 425 棟
昭和 38 年 1 月 18 日 ～ 2 月 6 日	大雪	県下全域	1 月 18 日～19 日降雪量山沿で 60～90 cm、21 日平野部で 30～60 cm、22 日平野部で 50 cm の新雪。4 回の大雪警報が発令、県下の死者は 13 名、負傷者 31 名、住宅全壊 46 戸、半壊 28 戸、積雪量 1 月 26 日富山で 168 cm を記録、立山町で死者 2 名、重軽傷者 2 名
昭和 44 年 8 月 10 日 ～ 11 日	大雨	県下全域 立山町では特に新川泉地区、千垣芦峠寺、千寿ヶ原、東谷地区	8 月 8 日から降り出した雨は、11 日前線活動が急激に活発化し 8 日からの総雨量は、1,000 mm に達するという未曾有の集中豪雨となり、特に県東部の大中小河川がことごとく氾濫決壊し大雨となる。当町では、11 日 3 時間あまりで、50～200 mm の雨が集中的に降り、常願寺川水系、特に称名川では旧川幅の 3 倍の川幅となり河岸の崩壊がいたるところで起き、土石流を誘発して上中流部の堤防を破壊した。川沿にあった県道は延長約 8 km にわたり、あとかたもなく流失し砂防堰堤は完全に埋没した。集中豪雨は平坦地にも膨大な被害をあたえ土砂崩れ鉄砲水による家屋の被害、栃津川決壊による泉地区の家屋の浸水、田畑の流失など被害は数十億円となった。重傷 4 人、軽傷 2 人、全壊 24 戸、半壊 4 戸、一部破損 65 戸、床上浸水 146 戸、床下浸水 276 戸、罹災世帯 515 戸。
昭和 55 年 12 月 27 日 ～ 56 年 1 月 14 日	大雪	県下全域	昭和 55 年 12 月 27 日夜半より降りだした雪は、翌年の 1 月 14 日まで断続的に降りつづき、大雪警報がこの間に 3 回発令され積雪量も富山市で 162 cm、当町では多いところで 200 cm 以上となり被害が続出した。県全体の人的被害は死者 12 人、重傷者 135 人、軽傷者 596 人。建物被害では住宅全壊 5 戸、住家半壊 34 戸、一部破損 761 戸、床上、床下浸水 1,439 戸。非住家全壊 124 戸棟、その他 814 棟。公共用建物 42 箇所。当町での被害は、除雪作業中のけがで、重傷 7 人、軽傷 12 人、住宅半壊 1 棟、一部破壊 165 棟、非住家 18 棟、床上浸水 107 棟
昭和 57 年 3 月 15 日	強風	県下全域	日本海の低気圧に南風が強く吹き込み、富山の最大瞬間風速は 27.0m/s あった。立山町などで家屋 4 棟破損、負傷 3 名、そのほか山火事 2 件発生 2.6 ha を焼いた。また、富山地方鉄道 30 本運休、富山空港でも欠航がでた。

発生年月日	災害項目	災害地先	被害状況
昭和 57 年 8 月 2 日	強風 強雨	県下全域	2 日 0 時頃、渥美半島に上陸下台風 10 号は、午後 4 時富山県に抜けた。北アルプス黒部溪谷「下廊下」の鳴沢出合い付近でビバーク中の登山者 7 名が鉄砲水に押し流され死亡した。
昭和 58 年 5 月 18 日 ～ 6 月 12 日	少雨 干害	県下全域	日本付近は広く帯状の高気圧に覆われ晴天続きとなった。このため水不足、干ばつ気味となり県内各地で被害が続出した。県全域にわたって植林した杉苗が枯れ、147 ha に被害がでた。
7 月 20 日 ～ 27 日	大雨	県下全域	20 日から 27 日にかけて断続的に雨が降り続き、梅雨末期の大雨となった。この間の総降水量は立山で 1,060 mm の大雨となる。県内の被害は、家屋一部破損 4 棟、床下浸水 180 棟、田冠水 671 ha、河川 215 箇所、道路 178 箇所
9 月 27 日 ～ 28 日	強風 大雨	県下全域	温帯低気圧となって 29 日早朝関東沖に抜けた台風 10 号により、秋雨前線が刺激され、県内では 28 日午後から風雨が強くなり深夜まで続いた。立山の総降水量は 249 mm に達した。県内の被害は、負傷者 3 名、床上浸水 12 棟、床下浸水 683 棟、道路 15 箇所、橋梁 1 箇所、河川 6 箇所
昭和 59 年 1 月 25 日 ～ 3 月 23 日	大雪	県下全域	数波にわたって強い寒波が襲来し、富山の降雪量合計が 693 cm に達し、56 年豪雪に近い大雪に見舞われた。また、雪害状況は死者 21 名、負傷者 87 名、住家の全壊 3 棟、半壊 1 棟、部分壊 32 棟、床上浸水 16 棟、床下浸水 216 棟
7 月 8 日 ～ 9 日	大雨	県下全域	梅雨前線の北上で県内では、7 日夜から 8 日午前中にかけて集中豪雨に見舞われ、立山で 300 mm を超える雨量となった。
12 月 25 日 ～ 31 日	大雪	県下全域	冬型の気圧配置で激しい雪が降り続いたため、県下各地で降雪が多くなり、各地で交通マヒ状態となった。被害は、住宅の全壊 1 棟、床上浸水 3 棟、床下浸水 87 棟、死者 37 名、負傷者 87 名
昭和 60 年 1 月 4 日 ～ 31 日	大雪	県下全域	東部、山間部を中心に断続的に雪が強く降り、特に上旬、中旬の中ごろと月末にかけて大雪となった。富山市では 30 日 21 時には最深積雪 139 cm となり今冬最高を記録、富山地方気象台統計開始以来、付きとして累計順位 5 位の記録となった。また、27 日には最低気温 -8.3℃ を記録、真冬日も 1 月中で 5 日も現れた。
7 月 7 日 ～ 8 日	大雨	県下全域	梅雨前線の県内南下に伴い、7 日夕方から本降りになった県下の雨は、8 日夜まで続き総雨量は立山で 251 mm に達した。被害は県東部を中心に死者 1 名、堤防決壊 8 箇所、山・崖崩れ 26 箇所、住家の床上浸水 7 戸、床下浸水 334 戸、水田冠水 1,423 ha、畑冠水 48 ha、その他

発生年月日	災害項目	災害地先	被害状況
昭和 60 年 7 月 10 日 ～11 日	大雨	県下全域	県内で強い雨が断続的に降り、特に寒冷前線の通過した 11 日早朝には雷を伴う激しい降雨。総雨量は立山で 160 mm に達したため、中小河川が警戒水位を越え、被害は県西部を中心に道路、堤防の決壊 5 箇所、山・崖崩れ 10 箇所、住家の床下浸水 12 戸、水田冠水 21 ha、その他
7 月 13 日 ～14 日	大雨	県下全域	前線の通過により強い雨が断続的に降り、13 日御前 1 時から 14 日午前 4 時までの総雨量は立山で 212 mm に達した。この大前による被害は、県西部を中心に住家の全半壊 3 戸、道路決壊 4 箇所、山・崖崩れ 4 箇所
7 月 22 日 9 月～6 日	干害 酷暑	県下全域	7 月 15 日の梅雨明け後、富山地方気象台統計開始（昭和 14 年）以来の猛暑となった。また、各地で水不足による農作物被害が発生した。
昭和 61 年 1 月 4 日 ～14 日	大雪	県下全域	大陸から強い寒気が次々と日本海に流れ込んだため、富山県内では、4 日～6 日と 9 日～11 日は平野部を中心に、13 日～14 日には山間部で大雪が降った。県内の積雪は山間部で 2m を超え、平野部でも 50 cm～1m に達した。このため、鉄道やバスの遅延が相次ぎ、航空機の欠航や遅延、高速道路の速度規制等で交通網が混乱し、雪降ろし中の転落等による負傷者も 3 名あった。
1 月 21 日 ～28 日	大雪	県下全域	28 日にかけて強い寒気の流入が続き、積雪は平野部で 1m 前後、山間部で 2m50 cm に達した。このため交通機関の運休や遅延、高速道路の速度規制等の交通傷害が多数発生し、雪降ろし中等の事故で 2 名が死亡したほか 10 名が負傷した。
2 月 5 日 ～6 日	大雪	県下全域	冬型の気圧配置が続き、強い寒気が南下したため、5 日未明から 6 日朝にかけて激しい雪が断続的に降り、県東部の平野部を中心に大雪となり、積雪は富山市で 117 cm に達した。このドカ雪のため、鉄道の運休や遅延、バスや航空機の遅延が相次ぎ、また道路では圧雪や凍結による車のスリップ事故が多発し、交通網が混乱した。
昭和 62 年 4 月 21 日	強風 異常 乾燥	県下全域	朝鮮半島の北部にあった低気圧が、発達しながら日本海を北東に進んだため、南よりの強風が県東部の平野部を中心に吹き荒れ、富山市では最大風速が 19.1m/s に達し、最大瞬間風速は 4 月の極値となる 34.5m/s を観測した。このため、11 名が負傷。被害は、家屋の一部損壊 8 棟、ビニールハウスの全壊 232 棟等。また、フェーン現象が顕著となり、空気が著しく乾燥したため、県内に 8 件の火災が発生した。

発生年月日	災害項目	災害地先	被害状況
昭和 63 年 6 月 2 日 ～ 4 日	大雨	県下全域	2 日から 4 日にかけて低気圧が本州を縦断し、一方、台風 2 号が 3 日 9 時には沖縄本島に達した。このため、本州付近には南から暖かい湿った空気が流れ込み、全国的に大雨が降った。県内は 2 日の夕方から 4 日の朝までやや強い雨が降り続き国道 41 号、160 号及び立山有料道路等の各線は大雨による交通止めが行なわれた。
6 月 25 日 ～ 7 月 29 日	寡照 低温	県下全域	この期間、県内は各地とも日照時間が極端に少なく、平年の 50% に満たない所が多く、富山市の 7 月の日照時間は観測開始（富山昭和 14 年、伏木明治 26 年）以来の最少を記録した。また、平年を下回る低温の日が続き、県内の早生、中生の稲の生長が 5～6 日後れ、葉いもち病が 17,530 ha に発生する等の被害が発生した。
8 月 24 日 ～ 26 日	大雨 落雷	県下全域	秋田沖に停滞した前線に本州南東海上の熱帯低気圧から暖かい湿った気流が流れ込んだため、県内は大気の状態が不安定となり連日強い雷雨が発生し、落雷による停電、浸水、崖崩れ等の被害が相次いだ。この間、黒部峡谷の柳又谷から旭岳に向かっていた 3 人のパーティが遭難し、死亡又は行方不明となった。
11 月 24 日 ～ 27 日	大雨 落雷	県下全域	強い冬型の気圧配置が続き、特に 25～26 日は輪島市上空約 5,500m で -35℃ 以下という強い寒気が流れ込んだため、県内は大気の状態が非常に不安定となって落雷の事故が相次いだ。
平成元年 9 月 2 日 ～ 7 日	大雨	県下全域	停滞した秋雨前線の影響で、県内は 2 日から 7 日にかけて大雨が降り、この間の総降水量は 220～300 mm に達した。この一連の雨による県内各地の被害は、床下浸水 6 戸、砂防 3 箇所、道路損壊 53 箇所等。なお、富山市の 3 日の日降水量 126.0 mm 及び月降水量の 481.5 mm は、ともに富山地方气象台が昭和 14 年に観測を開始して以来、9 月として最も多い記録となった。
10 月 8 日 ～ 9 日	山岳遭難		8 日～9 日にかけて、北アルプス立山連峰真砂岳（標高 2,860m）の頂上付近で、中高年のパーティ 10 名（男 7 名、女 3 名）が遭難し、うち 8 名が凍死し、2 名が救助された。8 日は、本州の東海上を大型台風 25 号が北北東に進む一方、冬型の気圧配置となり、北日本の上空約 5,400m には -30℃ の真冬並の強い寒気が流れ込んでいたため、午後 6 時には真砂岳付近で約 20 cm の積雪が見られた。
平成 2 年 1 月 1 日 ～ 8 日	山岳遭難		年末北アルプス立山連峰方面に入山した 5 パーティ（合計 17 名）から相次いで救助を求められたため、1 日から富山県山岳警備隊による救助活動が開始されたが、悪天候と深い雪のため救助活動が難航し、天候が回復した 8 日になって、ヘリコプターで全員無事に救助された。

発生年月日	災害項目	災害地先	被害状況
平成2年1月22日 ～28日	大雪	県下全域	大雪と激しい寒さに見舞われ、特に24日～27日は、輪島市の上空約5,000mに-40～34℃の強い寒気が流れ込み、顕著な低温となった。大雪により交通網は軒並に乱れ、また、視界不良のため24日には北陸自動車道で乗用車2台、トラック11台の追突事故が発生した。
3月7日	山岳遭難		午前9時45分頃、剣岳早月尾根の通称カニのハサミ（標高2,900m）付近で積雪期の山岳遭難救助訓練中の富山県警察本部山岳警備隊員1名が幅約5m、厚さ50～60cmの表層雪崩に巻き込まれて行方不明となった。現場付近は4～5mの積雪の上に50～60cmの新雪が積もっていた。
9月19日 ～20日	大雨 風浪	県下全域	19日午後8時過ぎに和歌山県に上陸し、本州を縦断した大型の台風19号により、県内は19日夜半から20日の明け方にかけて暴風雨となった。20日午前1時20分に富山市で北北東の風20.9m/sの最大風速を観測し、総雨量は立山で173mmに達した。県内での被害は、死者2名、住家の全壊1棟、一部破損8棟、床上浸水4棟、床下浸水52棟、道路227箇所、橋梁14箇所、河川183箇所、港湾施設9箇所、砂防施設37箇所
平成3年9月27日 ～28日	強風	県下全域	大型台風19号が、勢力を保ちつつ28日午前2時に輪島市の北西170kmを通過したため、27日夜半から顕著なフェーン現象となり15m/s以上の暴風が吹き荒れた。県内の被害は、負傷12名（立山町1名）、住宅の損壊17市町村で149棟（立山町7棟）、全焼29棟、部分焼6棟、ビニールハウス全半壊192棟、農業漁業施設損壊89棟、ブロイラーへい死1万羽。道路は落石等のため19路線で一時交通が規制され、高圧配電線切断や電柱傾斜等により6万6千戸が停電した。
平成4年9月25日	強風	県下全域	大型台風19号から変わった低気圧が発達して日本海を進んだため、強い南風が長時間吹き荒れ、富山で最大瞬間風速29.3m/sを観測した。
平成5年7月12日	大雨	県下全域	北陸付近に停滞し、活動が活発になった梅雨前線のため、大雨となった。12日～14日にかけての総雨量は立山で344mm。
6月4日 ～9月15日	寡照 低温	県下全域	強いオホーツク海高気圧と梅雨前線の本州付近への停滞のため低温の日が続き、富山市では8月平均気温が観測開始以来の低温（23.3℃）、日照時間は平年の51%しかなかったため、県下の水稻は作況指数87の著しい不良となり、果樹や野菜も収量減となった。
9月4日	風害	県下全域	台風13号が四国・中国地方から日本海に抜け、4日午前9時に輪島市の西南西100kmを通過したため、県内は南よりの風が強まってフェーン現象となり最高気温は富山で34.3℃となった。

発生年月日	災害項目	災害地先	被害状況
平成6年2月21日 ～24日	強風 山岳遭難	県下全域	北海道の東海上で猛烈に発達した低気圧に寒気が流れ込み、強い冬型の気圧配置が続いた。北アルプス剣岳で4人が遭難し、22日朝に1名が死亡、1人が24日午後自力で剣御前小屋に生還し、残りの2名は24日夜死亡が確認された。
4月12日	強風	県下全域	午前3時過ぎから強い南風が吹き荒れ、フェーン現象となり、県内の22市町村で火災警報が発令された。この強風で死者3名が出たほか、3市4町1村が停電となった。農業被害はビニールハウスの全壊142棟、半壊201棟、被覆ビニールの破損2,121棟、畜舎等の被害が8件。立山町で住家一部損壊1棟
平成7年7月2日 ～4日	大雨 崖崩れ	県下全域	梅雨前線の活動が活発になったため県内は2日正午頃から4日午前中にかけて強い雨が断続的に降った。総降水量は立山で158mmと県東部の山沿いで100mmを超え、この大雨のため3日午前11時頃大山町有峰の有料道路折立トンネル付近の道路拡幅工事現場で崖崩れが発生し、作業員2人が死亡、1人が重傷を負った。県内では道路22箇所（立山町3箇所）、河川14箇所、砂防4箇所に損壊等の被害、その他公共施設にも被害が発生した。
7月7日 ～14日	大雨	県下全域	7日夜から9日午前まで断続的に降り続いた雨は、11日と12日に県東部山間部で激しく降り、この2日間の立山の降水量合計は510mmに達した。県内の被害は床上浸水1棟、床下浸水127棟、非住家1棟、道路97箇所（立山町4箇所）、橋梁1箇所（立山町）、河川174箇所（立山町1箇所）、砂防26箇所の損壊、崖崩れ1箇所
7月15日 ～22日	大雨 落雷	県下全域	15日夜から18日未明にかけて県内は雨が続き、とくに前線が通過した17日明け方は各地で強い雨が断続した。この間の降水量は県東部山間部で多く、立山は478mmの大雨となった。また、19日から22日にかけても梅雨前線の活動が強まり、県内で崖崩れ、落雷、道路の破損等が生じた。
平成8年2月1日 ～8日	大雪	県下全域	1月末（29日）からの非常に強い冬型気圧配置は3日まで継続し、上空には第1級の寒気が居座った。この大雪のため、県内では雪降ろし中の転落などによる負傷者19人（立山町2人）、住家一部破壊7棟、床下浸水10棟（立山町3棟）の被害が発生した。
4月2日 ～4日 11日 ～12日	大雪	県下全域	冬型気圧配置となって上空に強い寒気が流れ込んだ2日～3日及び11日～13日に季節外れの雪が降った。特に、真冬並の寒気が流入した12日は、東部で20～30cm、西部で2～10cmの積雪となった。このため、県内ではビニールハウスの倒壊、スリップ事故の多発や列車の遅れなどの被害が出た。なお、富山と伏木では、積雪の深さの月最大値、降雪の深さの月・日合計値がともに統計開始以来の極値となった。

発生年月日	災害項目	災害地先	被害状況
平成8年6月24日 ～26日	大雨 山崖崩れ 地すべり 洪水	県下全域	梅雨前線の活動により、県内では24日から26日にかけて雨が降り続き、特に前線を低気圧が通過した25日は1時間に10～30mmの強い雨が断続的に降り、東部で150～370mm、西部で130～160mmの日降水量を観測、ほとんどの観測所で6月の日降水量の極値を更新する記録的な大雨となった。この大雨による被害は、住家の床上浸水1棟、床下浸水28棟、水田の流失・埋没13ha、道路被害54箇所（立山町1箇所）、橋梁3箇所、河川被害123箇所（立山町2箇所）、砂防19箇所。その他立山町の被害、林道等4箇所、農地畦畔6箇所、農業施設2箇所
平成9年6月28日 ～29日	大雨 強風 波浪	県下全域	中型で並の強さの台風8号の接近により、県内では28日から29日にかけて10～15m/s以上の北東の風が吹き、雨は28日の18時～23時を中心に強く降った。強風と雨の影響で富山市では街路樹が倒れ道路を塞いだほか、高岡市・富山市等の9箇所で電線が切れ、2,164戸が停電した。県内では、水田流失・埋没10ha、道路40箇所、河川10箇所、砂防1箇所、崖崩れ3箇所等の被害があった。
7月8日 ～17日	大雨 山崖崩れ	県下全域	8日から12日にかけて、本州の東海上から西日本を経て東シナ海に伸びる停滞前線の活動が活発となり大雨となった。この大雨による県内の被害は、床下浸水10棟、水田流失・埋没4ha、道路33箇所、橋梁1箇所、河川36箇所、砂防3箇所、崖崩れ15箇所など。
平成10年7月9日 ～10日	大雨	県下全域	梅雨前線が北陸地方に停滞し、暖かく湿った空気が流れ込み各所で大雨となった。立山町における被害は、住家床下浸水1棟
7月30日	大雨	県下全域	寒気を伴った低気圧の影響で、局地的に短時間の強い雨が降った。立山町における被害は、住家床下浸水42棟、道路2箇所
8月6日 ～7日	大雨	県下全域	梅雨前線に非常に湿った寒気が流れ込み、6日から断続的に降った雨は、特に7日明方6時から9時にかけて集中豪雨（立山町では、時間雨量40～60mm、24時間雨量160mm）となった。この雨のため県内各所では、住家の床上・床下浸水、道路の冠水が多数発生した。立山町においても五百石地区を中心に町全域で用排水路、小河川の溢水による床上・床下浸水、道路の冠水等の被害があった。また、町東部の東谷・上段地区では、山崖崩れ等が多発し、林道、農地等の被害が甚大で、昭和44年以来の大きな被害となった。この雨による町の被害は、住家床上浸水7棟、床下浸水373棟、河川堤防の破堤等6箇所、町道4箇所、林道34箇所（13路線）、農地・農業用施設多数、上水道断水1箇所
8月12日 ～13日	大雨	県下全域	活発化した梅雨前線の影響で、県内は12日～13日にかけて、局地的に大雨となった。立山町における被害は、住家床下浸水10棟、道路3箇所、河川1箇所

発生年月日	災害項目	災害地先	被害状況
平成 10 年 9 月 21 日 ～23 日	強風	県下全域	中型で並の強さの台風 7 号は、22 日 18 時～20 時にかけて、県下を通過し、町消防署において最大瞬間風速 39.8m/s を観測した。このため町では、街路樹、民家の立木が多数倒れ、倒木による道路の不通箇所が数箇所発生した。町における被害は、住家一部損壊 4 棟、物置全壊 1 棟、道路破損 1 箇所
平成 11 年 1 月 7 日 ～15 日	大雪	県下全域	7 日から 11 日にかけて強い冬型の気圧配置が続く、大雪となった。8 日 21 時には輪島上空の気温が -40.5℃まで下がった。県内では 7 日遅くから雪が強く降り出した。7 日から 11 日までの期間降雪量は、40～70 cm、平野部の多い所や山沿いでは、150 cm に達した。最深積雪は、平野部の多い所で 80 cm に達し、山沿いでは 130 cm に達した。
9 月 15 日	大雨	県下全域	15 日は、北陸地方をゆっくり南下した秋雨前線が台風 16 号の接近に伴い活動が活発となり、県内では、多い所で 200 mm を超える大雨となった。県内の被害は、床下浸水 27 棟（立山町 2 棟）、6 市町村で合計 16.75ha の田畑が冠水した。
9 月 21 日 ～22 日	大雨・雷	県下全域	21 日は秋雨前線が本州付近に停滞したため、県内各地で 2 日間で 200mm の大雨となった。
平成 12 年 1 月 25 日 ～27 日	雪害	県下全域	25 日から 27 日にかけて強い冬型の気圧配置が続いた。26 日の 21 時には輪島の上空約 5,300m に -42.5℃の強い寒気が流れ込み、東部の沿岸から内陸部にかけての地域では、26 日の夜遅くから 27 日の明方にかけて強い雪が降り大雪となった。25 日を中心に、道路関係では積雪のため交通渋滞やスリップ事故が相次ぎ、航空関係では視程障害などによる欠航や遅れが発生したほか、鉄道関係では遅れがでた。
2 月 15 日 ～18 日	強風	県下全域	日本海と本州の南岸の低気圧は発達しながら日本付近を通過し、15 日 21 時には北海道の東海上へ進んだ。同日 21 時には輪島の上空約 5,100m に -42.3℃の寒気が流れ込み、日本付近は次第に強い冬型の気圧配置となった。同日県内の局部地域では最大風速 10m/s を超える西よりの強い風が吹いた。また、15 日の夜遅くから 18 日の昼前にかけて強い雪が降り続き大雪となった。この期間の降雪量は、沿岸部で 50 cm 前後、平野部の多いところで 100 cm に達し、山間部の多い所では 150 cm を超えた。積雪は沿岸部で 30 cm 前後、平野部の多いところで 50～60 cm、山間部の多いところで 110 cm を超えた。この大雪のため、航空関係では視界不良のため、遅れや欠航が相次いだほか、道路関係ではスリップ事故などによる交通渋滞が発生した。

発生年月日	災害項目	災害地先	被害状況
平成 12 年 3 月 8 日 ～ 9 日	大雪	県下全域	沿海州付近の発達した低気圧から日本海に伸びる前線が 7 日の午前中に日本付近を通過した。この低気圧は更に発達しながらオホーツク海へ進んだ。8 日 9 時には輪島上空約 5,200m に -36.1℃ の寒気が流れ込み、強い冬型の気圧配置となった。県内は 7 日の夕方から雨が雪に変わり、10 日の明方まで雪が降り続いた。3 月としては平成 5 年以來 7 年振り的大雪となった。この期間の降雪量合計は、平野部の多いところで 60 cm、山間部の多いところでは 70 cm を超えた。積雪は、平野部で 30 cm 前後、多いところで 60 cm に達し、山間部では 90 cm を超えた。この雪のため、国道、県道などの幹線道路を中心に車が渋滞し、スリップ事故などが相次いだ。また、富山空港では欠航、遅延が発生した。
6 月 23 日	大雨	県下全域	本州の南岸にあった梅雨前線は 22 日近畿地方まで北上し夕方から雨が降り始め、23 日～24 にかけては山陰地方から北陸地方に停滞した。雨が最も強く降ったのは 23 日の 9～11 時頃。この強い雨のため空の便に遅れがでたほか、有峰林道の 2 箇所で土砂崩れが発生した。また、県道などの 4 箇所が雨量規制などで通行止めになった。
7 月 17 日	大雨 強風	県下全域	朝鮮半島北部から日本海中部を経て東北地方に伸びる梅雨前線に向かって暖かく湿った空気が流入し、大気の状態が不安定となった。昼過ぎから県東部で雷雲が発生し、局地的に短時間に強い雨が降った。大山では 15 時までの 2 時間に 69mm の降水量を観測した。また、雷雲の通過に伴い局地的に突風が吹いた。17 日 14 時頃、大山町牧野の住宅裏の斜面が幅約 5 m 高さ 7 m に渡って土砂が崩れたほか、同町糊ヶ原の町道東福沢小谷線では道路脇の石積み幅約 30m に渡って崩れた。
8 月 9 日	大雨 落雷 強風	県下全域	上空に強い寒気が流れ込んだため大気の状態が不安定となり、強い雷雲が発生して強い雷や突風を伴い所々で強い雨が降った。富山市で 26 棟が床下浸水したほか、11 時頃から富山市、婦中町、立山町、大山町で約 24,400 戸、高岡市、砺波市、新湊市で約 4,000 戸、滑川市で 14,500 戸合計約 42,900 戸が停電した。17 時頃にはほぼ回復した。
平成 13 年 1 月 3 日 ～ 6 日	大雪	県下全域	3 日は冬型の気圧配置となって夕方からみぞれが雪に変わり、4 日～6 日にかけて強い雪が降った。3 日～6 日にかけての降雪量は、沿岸部 30～40 cm、平野部で 60～80 cm、多いところでは 130 cm、山間部の多いところでは 150 cm を超えた。4 日 17 時頃黒部峡谷付近で雪崩が発生し 2 名が死亡、1 名が行方不明となった。また、国道、県道など幹線道路を中心に車が渋滞し、スリップ事故などが相次いだ。富山空港では視界不良のため欠航、遅延が発生した。

発生年月日	災害項目	災害地先	被害状況
平成 13 年 1 月 12 日 ～18 日	大雪	県下全域	12 日～18 日にかけて千島付近に発達した低気圧が停滞し、日本付近は強い冬型の気圧配置が続いて強い寒気が次々と流れ込んだ。12 日～14 日は山雪型の降り方だったが、15 日～16 日は里雪・山雪型に変わった。魚津市、滑川市、立山町、入善町で除雪した雪が側溝等にたまったまま解けず住宅等の床下浸水が発生した。道路では、車が渋滞しスリップ事故が多発した。富山空港では、視界不良等で 14 日を中心に欠航が相次いだ。農業関係では、ビニールハウスが 13 市町村で 79 棟が全半壊した。また、7 市町村で果樹の主枝折損等の被害が発生した。
2 月 5 日	雪崩	立山町	2 日～4 日にかけて冬型の気圧配置となって 10～20 cmの雪が降った。5 日は移動性の高気圧に覆われて晴れた。上市では、この期間に 18 cmの雪が降り、5 日の積雪は 52 cm、日平均気温は 0.3℃（平年比+0.5）、日最高気温は 7.0℃（平年比+3.7）まで上昇した。5 日 10 時 40 分頃、立山町芦峯寺の称名川右岸（千寿ヶ原の藤橋から約 1.5 km上流）の出し谷（標高 650m）で表層雪崩が発生した。雪崩に巻き込まれたのは 3 人で、2 人は脱出したが、1 人が行方不明となった。
2 月 20 日	雪崩	立山町	18 日～19 日にかけて低気圧が沿海州から北海道の東海上に進み、一方、本州の南海上は高圧帯となって、南から暖かい空気が流れ込み、平均気温は平年に比べて 2～4℃高くなった。20 日は移動性の高気圧に覆われて晴れた。上市では 19 日に 9 mmの雨が降り、75 cmの積雪が 20 日には 56 cmまで減った。20 日 15 時頃、立山町芦峯寺の常願寺川右岸の県道富山立山公園線の瀬戸蔵スノーシェッド出口で、雪崩が防止鉄柵を乗り越えて約 10m下の道路に崩れ落ち、ライトバンを直撃、車は 2.5mの雪の中に埋没、大破した。車から救出された男性 1 名が首に軽い怪我をした。
6 月 29 日	大雨 落雷	県下全域	29 日の県内は上空に寒気を伴った気圧の谷が通過し、大気の状態が非常に不安定となり、未明から朝のうちにかけて局地的に雷を伴った激しい雨が降った。
平成 14 年 1 月 7 日 ～8 日	強風 雷	県下全域	日本海を発達した低気圧がゆっくり北東に進んだ影響で県内では、7 日夜になって南西から西よりの風が強まった。8 日後半には低気圧は北海道に進み上空に寒気が流入して冬型の気圧配置が強まった。8 日は富山空港では、雪による上空の視界不要のため、富山発着便に遅れが出た。また、北陸自動車道で 50 km/h に速度規制された。

発生年月日	災害項目	災害地先	被害状況
平成 14 年 7 月 9 日 ～10 日	大雨	県下全域	北陸付近に停滞していた梅雨前線の活動が活発となり、10 日昼前には県内の所々で 1 時間に 20～30 mmの強い雨が降った。国道 41 号線 3 箇所、県道 8 箇所が通行止めとなった。
12 月 10 日	大雪	県下全域	強い冬型の気圧配置となって雪が降り今冬初めて平野部でまとまった積雪となった。富山空港では、発着便は視界不良のため、欠航、目的地変更、遅れがでた。また、北陸自動車道では同日朝から県内前線チェーン着用と 50 km/h の速度規制が敷かれた。
平成 15 年 1 月 4 日 ～5 日	大雪	県下全域	4 日に低気圧が北海道付近に進み、大陸の高気圧が張り出して冬型の気圧配置が強まり、雨から雪に変わって夜は強く降った。5 日は、強い冬型の気圧配置が続き大雪となった。4 日夕方から 5 日深夜までに、県内の高速道路でスリップ事故が 50 件相次いだほか、県内の高速道路はいずれも 50 km/h の速度規制が敷かれた。富山空港では、視界不良のため、全便が欠航となった。
1 月 28 日 ～29 日	大雪 強風	県下全域	28 日に北海道付近に進んだ低気圧が猛烈に発達し、日本付近は強い冬型の気圧配置となって断続的に雪が降り、上空に非常に強い寒気が入って、28 日夜から 29 日にかけて県内は大雪となった。公共交通機関が大幅に乱れたため、県内の各学校は、児童・生徒の登下校に配慮し、始業時間の繰下げや下校時間の繰上げなどの対応をとった。また、強い風雪のため、県内の高速道路では一時全区間で全面通行止めとなったほか、富山空港では視界不良のため全便が欠航となった。
平成 16 年 1 月 22 日 ～25 日	大雪	県下全域	22 日から 25 日にかけて強い冬型の気圧配置となり大雪となった。25 日 9 時には輪島上空 5,000mで-40.7℃を観測した。県内の被害は、屋根の雪下ろし中の事故などにより重傷者 3 名、軽傷者 2 名、投雪により用水等が氾濫し床上浸水 1 棟、床下浸水 2 棟、雪の重みにより非住家の倒壊 1 棟があった。航空関係では欠航、道路では北陸自動車道で一時通行止めがあった。学校関係では 23 の高校、29 の中学校、97 の小学校で始業時刻繰り下げや授業取りやめの処置をとった。
2 月 4 日 ～8 日	大雪 落雷	県下全域	2 月 4 日から 8 日かけて強い冬型の気圧配置となり、5 日 9 時には輪島上空に-38.7℃の寒気が流入し県内は大雪となった。
5 月 16 日 ～17 日	大雨	県下全域	16 日昼頃から 17 日昼前にかけて富山県付近に前線が停滞し、前線上を東北東に進んできた低気圧の影響で大雨が降った。県道弘法称名立山停車場線、県道富山立山公園線が雨のため 18 日朝まで通行止めとなった。
7 月 17 日 ～18 日	大雨 強雨	県下全域	17 日夜遅くから 18 日午前 3 時頃にかけて、北陸付近を南下した梅雨前線の影響で大雨となった。立山町では富山立山公園線で土砂崩れ 1 箇所があった。

発生年月日	災害項目	災害地先	被害状況
平成 16 年 7 月 25 日	大雨 落雷	県下全域	25 日の県内は午後から大気の状態が不安定となり局地的に激しい雷雨となり大雨となった。立山黒部アルペンルートの立山ロープウェイでは落雷のため、制御装置が故障し終日運休となり、立山ケーブルカーでは 13 本が運休した。
9 月 7 日 ～ 8 日	強風 高潮	県下全域	台風第 18 号は、7 日 9 時半頃長崎市付近に上陸し、その後日本海へ抜け北東に進み秋田沖を経て北海道の西海上を北上した。富山県には 7 日 21 時頃最も接近した。台風の強風により県内では重傷者が 4 名、軽傷者 15 名の人的被害があった。また、県内 10 市町村で住家の一部損壊、11 市町村で非住家の一部損壊などの被害があった。富山市他 15 市町村で 8,800 戸の停電があった。農業関係ではりんご、なしの落果など被害額 5 億円以上の被害となった。
10 月 20 日 ～ 21 日	強風 大雨	県下全域	台風第 23 号は、強い勢力を維持したまま 20 日 13 時頃に高知県土佐清水市付近に上陸し、その後近畿、中部、関東地方を通過して 21 日には千葉県銚子市付近から太平洋に抜けた。台風の北上に伴い、本州南岸に停滞していた前線の活動が活発となった。人的被害は、1 名が神通川中洲に取り残されて流され行方不明となり、強風による転倒等で負傷者 73 名（練習帆船海王丸の負傷者含む）あった。その他、強風による建物被害など 54 棟、港湾施設や船舶、果樹や野菜の損傷、園芸施設や畜産施設の破損等の被害があった。また、土砂崩れや冠水による道路の通行止めなど 85 箇所、停電が 30,600 戸あった。
平成 20 年 7 月 7 日 ～ 8 日	山崖崩れ 浸水害		7 日から 8 日にかけて、寒気を伴った気圧の谷が通過したため、雷を伴う非常に激しい雨が降り、県西部では竜巻も発生した。立山町では、増水した川に流されて 1 名が行方不明になった。
平成 21 年 3 月 13 日 ～ 14 日	強風		13 日に低気圧が、日本海を急速に発達しながら北東に進み、この低気圧からのびる寒冷前線が、夜遅く北陸地方を通過した。県内は、13 日夕方から夜にかけて、南寄りの強風が吹き、富山では 13 日 20 時 13 分に最大瞬間風速 30.3m を観測した。 立山町ではトラックが、強風を真横から受け横転した。

発生年月日	災害項目	災害地先	被害状況
平成 24 年 4 月 3 日 ～ 4 日	強風		前線を伴った低気圧が日本海を急速に発達しながら東北東に進み、この低気圧からのびる寒冷前線が 3 日昼過ぎから夜遅くにかけて、東日本を通過した。これに伴い、県内では 3 日朝から次第に風が強まり、20m/s 以上の暴風が吹いた。県内での被害は、人的被害として、富山市で倒れたスチール物置の下敷きとなって 1 名が死亡し、砺波市では転倒して頭部を強打したとみられる 1 名が死亡した。また、歩行中に転倒して骨折するなどの重軽傷者は 59 名となった。住家被害は、家屋の一部損壊 36 棟となり、農業被害は、水稲・園芸用のハウスの損壊等が 1,587 棟に及んだ。また、電力では、延べ停電個数が 24,200 戸となった。
平成 25 年 8 月 23 日 ～ 24 日	大雨	県下全域	23 日午前 8 時ごろまでの 1 時間に、高岡で 60.5mm、富山で 53mm、魚津で 48.5mm の降水量を観測した。高岡はこの日の全国最多、魚津は観測史上最多となった。23 日午後 9 時 50 分までの 24 時間降水量は、高岡（伏木）207.5mm、富山 181.5mm、立山芦峯 180.5mm と、いずれも平年の 8 月の 1 ヶ月に降る雨量を超え、観測史上最多となった。富山地方鉄道立山線は、土砂崩れの影響で午後 3 時から有峰－立山駅間をバスで代替輸送した。立山町では、23 日午後 1 時ごろ栃津地内の下嵐川で、流木などで流れがせき止められ、浸水被害が発生した。同日午後 5 時 55 分、芦峯寺、千垣、横江の 3 地区に避難準備情報を発令。3 地区の公民館には計 18 名の住民が自主避難した。
平成 28 年 4 月 17 日	強風	県下全域	低気圧が急速に発達しながら日本海を北東に進み、低気圧に向かって南または西よりの強風が 17 日明け方から吹いた。最大瞬間風速は朝日町泊で 38.7 m/s、上市で 36.3m/s、富山で 30.0m/s などとなり、観測史上 1 位の値を更新したアメダス観測所が多かった。県内における人的被害は死者 1 名（滑川市）、重軽傷者 13 名（うち立山町 2 名）、住家被害（一部破損）51 棟に及び、立山町では、小学校等の屋上防水シートの剥がれや窓ガラスの破損など 4 件の公共施設の被害が発生した。その他、交通標識破損や交差点信号停電、ビニールハウス倒壊、倒木による電線切断など 40 件の物的被害が発生した。
7 月 26 日 ～ 27 日	大雨	立山町	26 日の夜遅くから 27 日未明を中心に大気の状態が不安定となり、立山芦峯では 27 日 1 時 16 分までの 1 時間に 60.5mm の非常に激しい雨を観測し、26 日 0 時から 27 日 9 時までの総降水量は 217.5mm を記録した。27 日午前 3 時 30 分、上段、東谷、立山の 3 地区（12 集落）に避難準備情報を発令し、公民館など 5 箇所の避難所を開設した。立山町では、床下浸水が 6 件発生し、水田畦畔が約 30 箇所崩れるなど、入水困難とみられる圃場が 3 ha となった。

発生年月日	災害項目	災害地先	被害状況
平成 30 年 7 月 4 日 ～ 8 日	大雨	県下全域	台風第 7 号は、4 日に日本海を北東に進み、8 日にかけて前線が本州付近に停滞し、大気の状態が不安定となり、県内において非常に激しい雨が降った。4 日から 8 日までの総降水量は多いところで 400mm を超える大雨となり、5 日の日降水量は立山芦峯で 230mm を記録した。5 日午後 6 時 6 分、泉、若宮、寺田地区に避難準備・高齢者等避難開始を発令し、避難所として新川公民館を開設した。
9 月 4 日	強風	県下全域	台風 21 号の影響により、4 日夕方頃から南寄りの風が強まり、最大瞬間風速は氷見で 35.4m/s、八尾で 33.3m/s となり統計開始からの極値を更新した。立山町では、学校教育施設等の窓ガラス、フェンス等の破損や町内各地における倒木やラ・フランス等の落果による農作物への被害が発生した。
令和 3 年 1 月 7 日 ～ 11 日	大雪	県下全域	7 日に低気圧が急速に発達しながら日本海を東北東に進み、10 日にかけて強い冬型の気圧配置となった。このため県内は大雪となり、鉄道の運休・遅延、高速道路や国道などの通行止めが各地で発生し、交通機関に大きな影響がでた。県内の被害は、人的被害が重軽傷者 35 名、住家被害 4 棟、農業施設被害 147 件、停電約 260 戸であった。その他、氷見市 2 地区において孤立集落の発生や県内学校の臨時休校、運送事業者の集荷・配送業務の遅延による小売業者への流通の停滞など県内各地で影響がでた。
令和 4 年 3 月 25 日	強風	県下全域	前線を伴った低気圧が発達しながら日本海を東北東に進んだため、県内は南寄りの強い風が吹き、荒れた天気となった。立山町では、人的被害として重軽傷者は複数名であった。
令和 5 年 6 月 28 日	大雨	県東部	富山県東部山間部を中心に大雨となり、上市で 120.5 ミリ、立山芦峯で 110.5 ミリとなった。立山芦峯では 28 日の 15 時 41 分までの 1 時間に 51.0 ミリの非常に激しい雨が降り、6 月の 1 時間降水量の極値を更新した。立山町を流れる白岩川では、溢水氾濫による住家や農林水産関係被害が生じた。立山町の住家被害は床上浸水 2 棟、床下浸水 10 棟、立山博物館では雨漏りや倒木があった。
令和 5 年 7 月 12 日 ～ 13 日	大雨	県下全域	12 日夜遅くから 13 日未明には富山県で線状降水帯による非常に激しい雨が降り、また 13 日昼過ぎから 14 日朝にかけて富山県東部で雨雲が発達し激しい雨となった。立山町の住家被害は床下浸水 8 棟、林道被害 6 箇所であった。
令和 6 年 3 月 28 日 ～ 29 日	強風	県東部、西部	低気圧が日本海を北東に進んだ影響で、県内の一部では南寄りのやや強い風となった。立山町では停電が 270 戸発生した。

資料：富山地方气象台、富山県地域防災計画資料編・立山町史・総務課

2 火災の記録

発生年月日	被害状況
明治 24 年 3 月 21 日	五百石松本開 10 時頃出火、南風激しく 89 棟と神社 1 棟消失。18 時鎮火（災異誌）、延焼 81 棟（五百石町誌）
昭和 18 年 7 月 14 日	午前 11 時 20 分後頃出火、横江集落の住宅 23 棟、納屋 11 棟、土蔵 8 棟、全焼、土蔵 4 棟半焼
昭和 22 年 9 月 8 日	谷口で住宅 6 棟、納屋 4 棟、土蔵 2 棟全焼
昭和 26 年 11 月 21 日	五百石町で住宅 14 棟全焼、4 棟半焼
昭和 36 年 12 月 13 日	前沢、雄山中学校より出火、午前 2 時 30 分頃、1 校舎 3 棟、その他住宅 16 棟全焼、消失面積 6,926 m ²
昭和 40 年 1 月 3 日	五百石前沢で 5 棟全焼、1 棟半焼、死者 1 名
昭和 46 年 10 月 18 日	蔵本新で農家 3 棟全焼、1 棟半焼
昭和 47 年 1 月 14 日	五百石で 3 棟全焼、1 棟半焼
昭和 48 年 2 月 16 日	池田で 3 棟全焼
7 月 12 日	前沢で立山製紙積藁（40 トン）焼失
平成 20 年 3 月 1 日	坂井沢で 4 棟全焼、2 棟部分焼
平成 22 年 10 月 18 日	岩嶺寺で 1 棟全焼、3 棟部分焼、1 棟ぼや
平成 26 年 10 月 28 日	五百石で 1 棟全焼、1 棟半焼、1 棟部分焼、車両 1 台全焼、4 台部分焼
平成 28 年 3 月 1 日	岩嶺寺（天林）で、3 棟全焼
平成 29 年 8 月 6 日	岩嶺寺で 2 棟全焼、4 棟部分焼、死者 1 名
令和 6 年 12 月 12 日	五百石で 2 棟全焼、1 棟部分焼、死者 1 名、負傷者 1 名、建物焼損面積 895 m ²

（※3 棟以上の延焼火災及び大規模火災のみ掲載）

資料：立山町史、立山町消防本部

3 地震の記録

発生年月日	地震名	被害状況	資料
貞観 5 年 (963 年)		推定規模：M7？ 被災地：越中、越後 震央：不明	新編日本被害 地震総覧
天正 13 年 (1586 年)		推定規模：M7.8 被災地：畿内、東海、東山北陸諸道 震央：白川谷断層？ 県内の被害：木舟白崩壊、白川谷被害多し	// 富山県地域防 災計画「地震 編」
寛文 2 年 (1662 年)		推定規模：M7.25～7.6 震央：琵琶湖付近 県内の被害：神社仏閣人家被害、死傷者多し	富山県地域防 災計画「地震 編」
寛文 8 年 (1668 年)		被災地：越中	新編日本被害 地震総覧
寛延 4 年 (1751 年)		推定規模 M7.0～7.1 被災地：越後、越中 震央：越後高田	//
安政 5 年 (1858 年)		推定規模 7.0～7.1 被災地：飛騨、越中、加賀、越前 震央：跡津川断層 県内の震度：(5～6) 県内の被害：大鳶、小鳶崩壊、洪水、流出家 屋多し	// 富山県地域防 災計画「地震 編」
昭和 8 年 9 月 21 日 (1933 年)	七尾湾地震	12 時 15 分伏木町の 40km 沖を震源とする地 震あり、震度は伏木中震、この地震で氷見郡 女良村では、100 m ² の土砂崩れ、県道に土砂 の崩壊 3ヶ所、同中団で 40m 余の亀裂が生じ た。	伏木気象報
昭和 19 年 12 月 7 日 東南海地震 (1944 年)		M7.3、富山県内では震度 4 以上を記録とある が、被害状況は不明。 (震央：北緯 33.8° 東経 136.6° M7.9)	富山県地域防 災計画「地震 編」
昭和 23 年 6 月 28 日 福井地震 (1948 年)		16 時すぎ、福井県九頭龍川河口付近に震源を 有する大地震発生に伴い、県内は強震で西部 に被害が出た。震源地九頭龍川、震度は富山 4、余震 7 回あり (震央：北緯 36.1° 東経 136.2° M7.3、福井 周辺に大被害を生じた)	
大聖寺沖地震 (1952 年)		石川県西部沖、福井・石川両県で死者 7 人、 家屋半壊 4、山崩れ等があったが、富山県内 での人畜・家屋等の被害なし。 昭和 27 年 3 月 7 日 (震央：北緯 36.5°、東経 136.2° M6.5)	富山県地域防 災計画「地震 編」

発生年月日	地震名	被害状況	資料
昭和 36 年 8 月 19 日 (1961 年)	北美濃地震	14 時 33 分頃、中部、近畿、関東、中国、四国地方で急激な地震が起こり震源は岐阜、福井県境で、このため岐阜、福井、石川、富山各県下の一部で死傷者を伴う被害を生じた。県内ではさらに同日 22 時 22 分頃、黒部川上流御前沢地内で地震による落石により人夫 7 名重軽傷を負う事故があった。さらに 21 日午後、余震のためと思われる震動で落石、2 名の負傷者が出た。富山の震度は 3 (震央：北緯 36.01° 東経 136.46° M7.0) 白山南西麓の鳩ヶ湯-小池断層が動いたと推定される。	
昭和 39 年 6 月 16 日 (1964 年)	新潟地震	新潟県沖 (震央：北緯 38.4°、東経 139.2° M7.5) 新潟・秋田・山形の各県中心に被害があり、富山市では震度 3 で被害なし。	
昭和 47 年 8 月 31 日 (1972 年)		17 時頃京都北部と福井県東部を震央とする有感地震が 13 分間に 2 回発生した。この地震の後 30~50 分を経てから立山町東峯、白岩川ダム建設用の原石採取山の山腹が幅 10~13m にわたって大きく崩壊、土砂が幅 17m、深さ 2.5m 白岩川の川床を 2m も高くし、さらに川を乗り越えて対岸の収穫直前の田 25 アールを厚さ 2m の土砂で埋め、さらに長さ 18m、幅 1.8m の農道橋を押しつぶした。	立山町地域防災計画 (昭和 61 年)
昭和 51 年 2 月 22 日 ~28 日 (1976 年)		22 日 11 時 45 分頃、富山県西部に震度 4 の地震 (震央：北緯 36.7° 東経 136.9° 小矢部市と福岡町の間) 深度 0 で福岡町を中心に家から外は飛びだした人等で一時混乱した。28 日まで時々地震が続いた。大谷石堀倒伏長さ 30m、大谷石堀沈斜長さ 15m、住家の内壁破損 10 戸、墓石倒伏 1 基の被害があった。	富山県地域防災計画「自身編」
昭和 59 年 9 月 14 日 (1984 年)	昭和 59 年 長野県西部 地震	震源は長野県西部 (震央：北緯 35.8° 東経 137.6° M6.8) 長野県玉滝村では崖崩れ・土石流により大きな被害をもたらしたが、富山市は震度 3 で被害なし。	
平成 5 年 2 月 27 日 (1993 年)	能登半島沖 地震	22 時 27 分能登半島沖 (震央：北緯 37.7° 東経 137.3° 深さ 25km M6.6) で地震が発生し富山、伏木で震度 4 を観測した。富山湾沿岸には津波注意報が発表されたが津波による被害はなかった。JR 西日本では一時運行を見合わせ、また、富山市、高岡市、小矢部市で天井や窓ガラス等の建物被害が発生した。	

発生年月日	地震名	被害状況	資料
平成7年1月17日 (1995年)	兵庫県南部地震	5時46分、兵庫県南部でM7.2の地震があり、最大神戸等で震度7を記録したほか、京都等で震度5、大阪等では震度4を記録し、九州から関東・北陸までの広い地域で有感となった。この地震により、県内では富山市で震度3、高岡市で震度2を記録した。 全体の被害：死者6,433人、不明3人、負傷者43,792人以上、住家全壊104,906棟、半壊144,274棟と、1900年代では関東大震災に次ぐ地震被害となった。	
平成12年6月7日 (2000年)	石川県西方沖	7時6分、石川県西方沖でマグニチュード6.2の地震があり、北陸で震度1～4、東北、中部、近畿、中国、四国地方で震度1～3を記録した。県内では小矢部市で震度4を記録した。	
平成14年11月17日 (2002年)	石川県加賀地方	石川県内で震度4を観測した。県内及び、新潟県から京都府にかけてと岐阜・長野県で震度1～3を観測した。	
平成16年10月23日 (2004年)	新潟県中越大地震	震度7、全半壊及び一部損壊を含め、120,746棟の住家被害を受けた。	新潟県中越大地震災害対策本部調べ
平成19年3月25日 (2007年)	能登半島地震	石川県・富山県を中心に負傷者が279人、富山県の氷見漁港では液状化現象が発生した。県内では、重傷1人、軽傷12人	平成19年3月31日現在 消防庁より
平成19年7月16日 (2007年)	新潟県中越沖地震	震度6強、全半壊及び一部損壊を含め、41,934棟の住家被害を受けた。	新潟県中越大地震災害対策本部調べ
平成21年8月11日 (2009年)	駿河湾地震	静岡県内で震度6弱を観測した。この地震により静岡県内を中心に東京都、神奈川県、長野県、愛知県で被害が生じた。(死者1名、負傷者319名) 県内では富山市で震度3を計測した。	
平成23年3月11日 (2011年)	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	14時46分、三陸沖(北緯38度6.2分、東経142度51.6分、深さ24km、M9.0)で地震が発生。宮城県栗原市で最大震度7を観測した。日本周辺の観測史上最大の地震となった。 全体の被害：死者18,703人、行方不明者2,674人、負傷者6,220人、全壊126,574棟、半壊272,302棟、一部破損759,831棟、床上浸水3,352棟、床下浸水10,217棟、非住家被害(公共建物14,085棟、その他82,532棟) (平成25年9月1日現在、総務省消防庁)	
平成25年4月17日 (2013年)	淡路島地震	5時33分兵庫県淡路島付近(北緯34度25.1分、東経134度49.7分、深さ15km、M6.3)で地震が発生。兵庫県淡路市で震度6弱を観測した。 全体の被害：負傷者34名、住家全壊6棟、住家半壊66棟、住家一部破損8,000棟	

発生年月日	地震名	被害状況	資料
令和6年1月1日 (2024年)	能登半島地震	16時10分に石川県能登地方の深さ約15kmでマグニチュード(M)7.6の地震が発生した。この地震により石川県輪島市や志賀町で最大震度7を観測したほか、能登地方の広い範囲で震度6強や6弱の揺れを観測し、被害を伴った。立山町では震度5弱を観測した。富山県内の被害は、死者2名、負傷者54名、住家全壊259棟、住家半壊805棟、一部破損21,341棟で、立山町では住家の一部破損が85棟となった。	富山県防災・危機管理課「令和6年能登半島地震による被害及び支援状況(R6.11.29)」

資料：富山県地域防災計画資料編他

第2節 気象・地震等に関する資料

2-1 月別気象データ

(観測場所：立山町消防本部 北緯 36° 39' 32" 東経 137° 19' 21" 標高 75m)

令和 6年	気温 (°C)			降水量 (mm)		最大瞬間	
	平均	最高	最低	日最大	月積算	風速 (m/s)	風向
1月	3.4	14.1	-5.3	29.0	190.5	15.8	西北西
2月	4.7	20.7	-1.2	39.5	205.5	24.8	南
3月	6.0	19.9	-2.2	59.5	207.5	26.4	南南西
4月	13.7	25.5	2.5	61.0	184.0	17.2	南
5月	17.2	29.5	6.0	108.5	209.5	24.2	南
6月	22.3	31.1	12.7	82.5	127.5	15.0	南西
7月	26.8	36.9	19.6	63.5	363.0	18.8	西
8月	27.3	37.8	21.9	22.5	73.5	13.1	西南西
9月	25.2	35.3	16.4	48.5	183.0	14.7	西
10月	18.4	30.4	8.6	49.5	198.5	24.3	南
11月	11.2	24.9	2.6	56.0	253.5	25.2	南
12月	4.5	17.1	-1.3	33.5	323.0	17.7	南南西

資料：立山町消防本部

2-2 注意報・警報の種類及び発表基準（富山地方気象台）

■ 警報・注意報発表基準一覧表

発表官署 富山地方気象台

令和5年6月8日現在

立山町	府県予報区		富山県		
	一次細分区域		東部		
	市町村等をまとめた地域		東部南		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	14	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	108	
	洪水	流域雨量指数基準	白岩川流域=14.1、栃津川流域=9.7		
		複合基準※	-		
		指定河川洪水予報による基準	常願寺川 [大川寺]		
	暴風	平均風速	20m/s		
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	6時間降雪の深さ 30cm	
			山間部	12時間降雪の深さ 50cm	
	波浪	有義波高			
高潮	潮位				
注意報	大雨	表面雨量指数基準	8		
		土壌雨量指数基準	89		
	洪水	流域雨量指数基準	白岩川流域=11.2、栃津川流域=7.7		
		複合基準	-		
		指定河川洪水予報による基準	常願寺川 [大川寺]		
	強風	平均風速	12m/s		
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	6時間降雪の深さ 15cm	
			山間部	12時間降雪の深さ 35cm	
	波浪	有義波高			
	高潮	潮位			
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が 12℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が 9℃以上かつ日平均風速 5m/s 以上か日降水量 20mm 以上			
	濃霧	視程	100m		
	乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 65%			
なだれ	1. 24時間降雪の深さが 90 cm以上あった場合 2. 積雪が 100 cm以上あって日平均気温 2℃以上の場合				
低温	夏期：最低気温 17℃以下の日が継続 冬期：最低気温 -6℃以下				
霜	早霜・晩霜期に最低気温 2℃以下				
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm			

※：1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (2) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (3) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で示している。
- (4) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等については、その欄を“－”で示している。
- (5) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (6) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (7) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、土壌雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km四方毎の基準値については（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。
- (8) 洪水の欄中「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。

(参考)

- 土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。
- 流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。
- 表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

■ 注意報・警報の細分区

一次細分区域名	二次細分区域名	市町村
東 部	東部北	朝日町、入善町、黒部市、魚津市、滑川市
	東部南	富山市、立山町、上市町、舟橋村
西 部	西部北	射水市、高岡市、氷見市、小矢部市
	西部南	砺波市、南砺市

■ 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基 準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴 風	数十年一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 過去の災害事例に照らして、積雪量に関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断する。

■ 雨を要因とする特別警報の指標

下記のいずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される地域の中で、危険度分布で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に大雨特別警報を発表する。	
48時間降雨量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現。	3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現(ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする)

- ※ 土壌雨量指数:降った雨が土壌中にどれだけたまっているかを数値化したもの。この値が大きいくほど、土砂災害発生の危険性が高い。
- ※ 3時間雨量150mm:1時間50mmの雨(滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨)が3時間続くことに相当。

■ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等(富山地方気象台)

種 類	概 要
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫):危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤):高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっているかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫):危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤):高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

■ 雨に関する 50 年に一度の値（立山町）

地 域				50 年に一度の値			警報 基準
府県予報区	一次細分区域	市町村等を まとめた区域	二次細分区域	48 時間 降水量 (mm)	3 時間 降水量 (mm)	土壌雨 量指数	土壌雨 量指数
富山県	東部	東部南	立山町	414	121	237	108

■ 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。	
台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表する。	温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表する。

■ 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

■ 雪に関する 50 年に一度の積雪深（伏木※）

府県予報区	地点名	50 年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪深 (cm)
富山県	伏木※	158	225

※立山町に最も近い観測所

2-3 土砂災害警戒情報

富山県と富山地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害の危険度が高まったとき、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。

- (1) 発表単位については、全市町を対象とする。ただし、富山市は「富山市平地」「富山市山間部東」「富山市山間部西」の3区域に分割して発表する。
- (2) 警戒情報の解除は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降水状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、富山地方気象台と富山県が協議のうえ解除する。
- (3) 発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発表する急傾斜地の崩壊とする。また、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。このため、個別の災害発生箇所・時刻・規模等を特定するものではない。

2-4 噴火警報等と噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況について、噴火時等にとるべき防災対応を踏まえて区分し、警戒を呼び掛けるもので、この活用にあたっては以下の点に留意する必要がある。

- ・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない。
- ・各レベルで想定する火山活動の状況及び噴火時等の防災対応に係る対象地域や具体的な対応方法は、地域によって異なる。

■ 噴火警戒レベルが運用されている火山

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い 範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から 少し離れた所まで の火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす。(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

2-5 地震に関する情報

1 地震動の特別警報・警報・予報（緊急地震速報）

区分	情報発表の名称	内容
地震動特別警報	「緊急地震速報（警報）」 又は「緊急地震速報」	最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し、地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。 このうち、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。
地震動警報		
地震動予報	「緊急地震速報（予報）」	最大震度3以上又は長周期地震動階級1以上、マグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表するもの。

2 地震情報

種類	発表基準	内 容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）
遠地地震に関する情報	マグニチュード7.0以上 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね30分以内に発表*1。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 *1 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合。	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

3 気象庁震度階級関連解説表

(1) 使用にあたっての留意事項

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

(2) 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	立っていることができず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

(3) 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多い。 傾くものや、倒れるものが多い。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

(4) 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

(5) 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

(6) ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まる ことがある [*] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [*] 。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。 (安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの 停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

(7) 大規模構造物への影響

長周期地震動* による 超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長い ため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。 しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらな いと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる
ことがある。

資料：気象庁HPより

2-6 気象観測施設

所在地	観測機関	観測の種類							種類	管理者	連絡先
		風	気温	湿度	降雨	降雪	積雪	天気			名称
米沢 36番地	町	○	○	○	○				自	直	立山町消防署
	〃					○	○		人		〃
	〃							○	〃		〃
〃	県		○			○	○	○	人	委	日本気象協会北陸支店
大日岳	国土交通省				○				自	直	富山河川国道事務所
室堂	〃				○				〃	〃	〃
池の平	〃				○				〃	〃	黒部河川事務所
千寿ヶ原	〃	○	○	○	○		○		〃	〃	立山砂防事務所
〃	県		○			○	○	○	人	委	日本気象協会北陸支店
水谷	国土交通省	○	○	○	○		○		自	直	立山砂防事務所
樺平	〃				○				〃	〃	〃
雑穀谷	〃				○				〃	〃	〃
松尾峠	〃				○				〃	〃	〃
芦峯寺 ブナ坂 外 11	気象庁				○				〃	〃	富山地方気象台
吉峰	県		○			○	○	○	人	委	日本気象協会北陸支店
芦峯寺 ブナ池 11 番地 (黒部湖)	〃		○			○	○	○	〃	〃	〃
前沢	県				○				自	〃	立山土木事務所
	〃		○			○	○		自	〃	〃
白岩	〃	○	○	○	○		○		〃	〃	白岩川ダム管理事務所
小又	〃				○				〃	〃	〃
大松新	〃				○				〃	〃	立山土木事務所
芦峯寺	〃				○				〃	〃	〃
	〃		○			○	○		〃	〃	〃
若林	中日本 高速道路					○	○	○	人	委	富山管理事務所
芦峯寺 字ブナ坂 黒部ダム	関西電力			○					自	直	新愛本制御所
	〃		○				○		〃	〃	〃
	〃				○				〃	〃	〃
	〃					○			人	〃	〃
〃	○						○	〃	〃	〃	
寺田駅	富山地鉄					○	○		〃	〃	稲荷町運転指令所
五百石駅	〃					○	○		〃	〃	〃
岩峯寺駅	〃					○	○		〃	〃	〃
立山駅	〃				○				自	直	〃
	〃					○	○		人	〃	〃

2-7 震度情報ネットワーク事業における本町の震度計設置場所

区 分	設置場所
富山県震度計	立山町米沢 36 番地 (立山町消防本部)
気象庁震度計	立山町吉峰 6 番地 1 (富山県農林水産総合技術センター森林研究所)
防災科学技術研究所震度計	立山町芦峯字門ノ木割 (上市警察署 立山公園口駐在所)

第3節 災害危険地域等に関する資料

3-1 災害危険地域一覧表

令和6年11月12日現在

砂防三法指定区域						左記以外の 建築基準法 による災害 危険区域
砂防指定地	地すべり防止区域				急傾斜地 崩壊危険 区域	
	国土交通省 所管	農林水産省		合 計		
		林野庁所管	農村振興局 所管			
37	7	4	0	11	6	0

土砂災害警戒区域							
土石流		地すべり		急傾斜地の崩壊		合 計	
警戒区域	うち 特別警戒 区域	警戒区域	うち 特別警戒 区域	警戒区域	うち 特別警戒 区域	警戒区域	うち 特別警戒 区域
68	34	17	0	86	85	171	119

山地災害危険地区			老朽 ため池	重要水防箇所		なだれ危険箇所	
崩壊土砂 流出 危険区域	山腹崩壊 危険地区	地すべり 危険地区		河 川	海 岸	国土 交通省分	林野庁分
55	50	9	7	11(1)	—	42	26

※ 重要水防箇所の()は2市町村に跨って指定された数で内数。

資料：富山県地域防災計画資料編

3-2 砂防指定地

令和6年11月5日現在

水系名	幹川名	溪流名	市町村名	字	告示年月日
常願寺川	常願寺川	常願寺川	立山町、大山町	有峰外 9	M39. 3. 4
	〃	本流、和田川、 称名川、雑穀谷	立山町、大山町	有峰外 6	M38. 3. 4
	〃	湯川	立山町、大山町	有峰外	T15. 5. 22
	〃	常願寺川	立山町	芦峯寺	S39. 5. 23
	〃	〃	立山町、大山町	岡田	S52. 3. 26
	〃	杉の谷川	立山町	千垣	S45. 7. 6
	〃	中の谷川	〃	〃	〃
	〃	中の谷川	〃	〃	S61. 7. 21
	〃	木割谷川	〃	〃	S55. 10. 29
	〃	千垣谷川	〃	〃	S45. 7. 6
	〃	講神谷	〃	芦峯寺	S43. 12. 10
	〃	オンバ谷	〃	〃	S42. 3. 22
	〃	称名川	立山町	芦峯寺	S57. 5. 31
	〃	横江谷	〃	横江	S60. 8. 10
	〃	〃	〃	〃	S62. 5. 27
	〃	〃	〃	〃	H11. 7. 2
	〃	〃	〃	〃	H15. 3. 28
	〃	片くせ谷	〃	芦峯寺	H24. 5. 24
白岩川	白岩川	白岩川	立山町	白岩	S29. 4. 2
	〃	〃	〃	長倉、城前	S42. 3. 22
	〃	栃津川	〃	栃津	S22. 10. 23
	〃	〃	〃	座主坊、栃津	S42. 3. 22
	〃	〃	〃	座主坊	H14. 3. 14
	〃	座主坊谷	〃	座主坊、小又	S42. 3. 22
	〃	虫谷川	〃	虫谷	S50. 1. 31
	〃	和田川	〃	池田、白岩	S42. 3. 22
	〃	和田川	〃	池田	S56. 6. 20
	〃	宮谷川	〃	目桑	S42. 3. 22
	〃	西の谷川	〃	〃	〃
	〃	中の谷川	〃	〃	〃
	〃	中谷川	〃	伊勢屋	S63. 6. 28
	〃	和田川	〃	池田	S63. 6. 28
	栃津川	黒谷川	〃	末谷口、末道	S43. 12. 10
	〃	〃	〃	米道	H18. 8. 11
	〃	下嵐谷	〃	栃津	R3. 10. 27
	宮谷川	東谷川	〃	目桑	S42. 3. 22
	〃	宮谷川小支東谷川	〃	〃	H18. 8. 11
	〃	〃	〃	〃	H20. 9. 4
	宮谷川	中谷川	〃	天池	S57. 7. 12
	〃	二の窪谷	立山町、上市町	二の窪谷	H8. 4. 8

資料：富山県地域防災計画資料編

3-3 地すべり防止区域（国土交通省所管）

令和6年1月現在

番号	箇所名	大字	面積 (ha)	指定年月日	告示番号
19	目桑	目桑	40.80	S41.10.24	3549
20	栃津	栃津	14.90	S55.12.2	1811
21	伊勢屋	伊勢屋	57.90	H1.3.31	864
22	芦見	芦見	12.89	H14.3.25	230
23	座主坊	座主坊	33.68	H14.8.20	717
24	芦嶽寺	芦嶽寺	15.20	S35.1.7 S61.3.25	6 795
25	美し山	芦嶽寺	76.20	S54.9.17	1485

資料：富山県地域防災計画資料編

3-4 地すべり防止区域（林野庁所管）

令和5年9月現在

番号	箇所名	大字	字	面積 (ha)	指定年月日
32	虫谷	虫谷	津割	9.22	S37.9.27 R3.8.5
33	城前	城前	大峠	415.44	S37.9.27 H9.11.25
34	稲場平	虫谷	稲場平	70.93	S61.4.10
35	白岩	白岩	火谷林	28.73	H2.10.2

資料：富山県地域防災計画資料編

3-5 地すべり防止区域（農林水産省農村振興局所管）

令和5年9月現在

番号	箇所名	大字	面積 (ha)	指定年月日	備考
—	—	—	—	—	—

資料：富山県地域防災計画資料編

3-6 急傾斜地崩壊危険区域指定地

令和5年8月1日現在

番号	指定区域名	所在地	面積 (ha)	面積内訳 (ha)			富山県指定		危険箇所番号
				耕地	宅地	その他	年月日	告示 番号	
28	千垣	千垣	26.40			26.40	S48.2.28	182	357・379・382・388・390
44	栃津	栃津	6.10			6.10	S48.12.18	1207	406・408・410
130	横江	横江	4.37 5.81	0.32	0.10	4.37 5.39	S60.6.14 H6.11.21	642 741	404・405・414
145	谷口	谷口	0.39			0.39	S61.3.31	521	396
146	芦峯寺 (3)	芦峯寺	1.20			1.20	S61.3.31	521	367
311	末上野	末上野	1.13	0.25	0.31	0.57	H14.7.31	423	—
312	福田	福田	0.39	0.03	0.06	0.30	H14.12.11	625	399

資料：富山県地域防災計画資料編

3-7 土砂災害警戒区域等指定一覧

令和6年10月11日現在

区域の名称	所在地	自然現象の種類	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域を含む区域
千寿ヶ原(1)	芦峯寺	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
千寿ヶ原(2)	芦峯寺	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
千寿ヶ原(4)	芦峯寺	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
千寿ヶ原(3)	芦峯寺	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
千寿ヶ原(6)	芦峯寺	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
千寿ヶ原(5)	芦峯寺	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
千垣(3)	千垣	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
太子塚(2)	芦峯寺	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
太子塚(3)	芦峯寺	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
太子塚(1)	芦峯寺	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
千垣(5)	千垣	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
千垣(6)	千垣	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
千垣(4)	千垣	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
千垣(2)	千垣	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
千垣(1)	千垣	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
横江(5)	横江	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
横江(4)	横江	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
横江(6)	横江	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
横江(3)	横江	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
横江(2)	横江	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
横江(1)	横江	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
横江(7)	横江	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
栃津(1)	栃津	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
天林(2)	天林、横江	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
天林(1)	天林、横江、岩峯寺、東中野新	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
天林(3)	天林	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
岩峯寺	岩峯寺、東中野新	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
宮路	宮路、栃津、岩峯寺、東中野新	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
吉峰(2)	吉峰野開、栃津	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
吉峰(1)	吉峰野開、栃津、下田	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
下田(1)	下田、吉峰野開	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
下田(2)	下田、吉峰野開	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
福田(2)	福田、下白岩	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○

区域の 名称	所在地	自然現象の種類	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域 を含む 区域
福田(1)	福田、下白岩、谷口	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
福田(3)	福田、下白岩	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
日中(1)	日中	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
日中(2)	日中	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
日中(4)	日中	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
日中(5)	日中上野、下白岩、四谷尾	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
日中(3)	日中、下白岩、四谷尾	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
西谷	千垣	土石流	平成22年3月31日	○	○
滝谷川	千垣	土石流	平成22年3月31日	○	○
宮ノ谷川	千垣	土石流	平成22年3月31日	○	○
杉ノ谷川	千垣	土石流	平成22年3月31日	○	—
出の谷	千垣	土石流	平成22年3月31日	○	○
深谷	千垣	土石流	平成22年3月31日	○	○
木割谷川	千垣	土石流	平成22年3月31日	○	—
千垣谷川	千垣	土石流	平成22年3月31日	○	—
馬寄谷	芦峯寺	土石流	平成22年3月31日	○	—
横江谷	横江	土石流	平成22年3月31日	○	—
横江	横江	土石流	平成22年3月31日	○	○
下嵐谷	栃津	土石流	平成22年3月31日	○	○
栃津(1)	栃津	土石流	平成22年3月31日	○	○
栃津(2)	栃津	土石流	平成22年3月31日	○	○
栃津(3)	栃津	土石流	平成22年3月31日	○	○
栃津(4)	栃津	土石流	平成22年3月31日	○	○
栃津(5)	栃津	土石流	平成22年3月31日	○	—
栃津(6)	栃津	土石流	平成22年3月31日	○	—
栃津(7)	栃津	土石流	平成22年3月31日	○	○
吉峰野(1)	吉峰野開	土石流	平成22年3月31日	○	○
栃津	栃津	地滑り	平成22年3月31日	○	—
芦峯寺	芦峯寺	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日	○	○
芦峯寺(1)	芦峯寺	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日	○	○
芦峯寺(2)	芦峯寺	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日	○	○
芦峯寺(4)	芦峯寺	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日	○	○
芦峯寺(5)	芦峯寺	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日	○	—
芦峯寺(6)	芦峯寺	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日	○	○
芦峯寺(7)	芦峯寺	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日	○	○
芦峯寺(8)	芦峯寺	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日	○	○
芦峯寺(9)	芦峯寺	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日	○	○

区域の 名 称	所在地	自然現象の種類	指定年月日	警戒区域	特別警 戒区域 を含む 区域
芦峠寺(10)	芦峠寺	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日	○	○
池田(1)	池田	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日	○	○
池田(2)	池田	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日	○	○
伊勢屋	伊勢屋	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日	○	○
伊勢屋(2)	伊勢屋	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日	○	○
上瀬戸(1)	上瀬戸	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日	○	○
上瀬戸(2)	上瀬戸	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日	○	○
小又	小又	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日	○	○
上金剛寺	上金剛寺、小林	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日	○	○
白岩(1)	白岩	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日	○	○
白岩(2)	白岩	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日	○	○
白岩(3)	白岩	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日	○	○
末上野	末上野、金剛寺、 金剛新、野沢	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日	○	○
末谷口	末谷口、谷口、米 道	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日	○	○
谷(1)	谷	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日	○	○
谷(2)	谷	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日	○	○
谷口(1)	谷口	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日	○	○
谷口(2)	谷口、虫谷	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日	○	○
栃津(4)	栃津	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日	○	○
法童平(1)	芦峠寺	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日	○	○
松倉	松倉	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日	○	○
虫谷(1)	虫谷	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日	○	○
虫谷(2)	虫谷	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日	○	○
目桑(1)	目桑	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日	○	○
目桑(2)	目桑	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日	○	○
目桑(3)	目桑	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日	○	○
目桑(4)	目桑	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日	○	○
目桑(5)	目桑	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日	○	○
目桑(6)	目桑	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日	○	○
目桑(7)	目桑	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日	○	○
目桑(9)	目桑	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日	○	○
吉峰(3)	吉峰野開、谷口	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日	○	○
吉峰(4)	吉峰野開	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日	○	○
米道	米道、末谷口、上 末	急傾斜地の崩壊	平成23年3月31日	○	○
小豆谷	芦峠寺	土石流	平成23年3月31日	○	○
庚申谷	芦峠寺	土石流	平成23年3月31日	○	○
中の谷	芦峠寺	土石流	平成23年3月31日	○	○

区域の 名 称	所在地	自然現象の種類	指定年月日	警戒区域	特別警 戒区域 を含む 区域
西谷	芦峯寺	土石流	平成 23 年 3 月 31 日	○	—
東谷	芦峯寺	土石流	平成 23 年 3 月 31 日	○	—
オンバ谷	芦峯寺	土石流	平成 23 年 3 月 31 日	○	○
皇子首谷	芦峯寺	土石流	平成 23 年 3 月 31 日	○	—
稲葉平谷	虫谷	土石流	平成 23 年 3 月 31 日	○	—
宮の谷	虫谷	土石流	平成 23 年 3 月 31 日	○	—
ムクロジ谷	白岩	土石流	平成 23 年 3 月 31 日	○	—
水上谷	白岩	土石流	平成 23 年 3 月 31 日	○	—
赤谷	白岩	土石流	平成 23 年 3 月 31 日	○	—
宮谷川	目桑	土石流	平成 23 年 3 月 31 日	○	○
中谷川	谷	土石流	平成 23 年 3 月 31 日	○	—
弓谷谷	伊勢屋	土石流	平成 23 年 3 月 31 日	○	—
天地谷	伊勢屋	土石流	平成 23 年 3 月 31 日	○	○
宮ノ谷	座主坊	土石流	平成 23 年 3 月 31 日	○	○
座主坊谷	座主坊	土石流	平成 23 年 3 月 31 日	○	○
蛇沢堂谷	芦見	土石流	平成 23 年 3 月 31 日	○	—
朝倉谷	池田	土石流	平成 23 年 3 月 31 日	○	○
赤坂谷	上末	土石流	平成 23 年 3 月 31 日	○	○
虫谷(1)	虫谷	土石流	平成 23 年 3 月 31 日	○	—
虫谷(2)	虫谷	土石流	平成 23 年 3 月 31 日	○	—
虫谷(3)	虫谷	土石流	平成 23 年 3 月 31 日	○	—
虫谷(4)	虫谷	土石流	平成 23 年 3 月 31 日	○	—
虫谷(5)	虫谷	土石流	平成 23 年 3 月 31 日	○	—
虫谷(6)	虫谷	土石流	平成 23 年 3 月 31 日	○	—
芦見(1)	芦見、下瀬戸	土石流	平成 23 年 3 月 31 日	○	—
上瀬戸(1)	上瀬戸	土石流	平成 23 年 3 月 31 日	○	—
池田(3)	上瀬戸	土石流	平成 23 年 3 月 31 日	○	○
上末(2)	上末	土石流	平成 23 年 3 月 31 日	○	—
上末(1)	上末、米道、末谷 口	土石流	平成 23 年 3 月 31 日	○	—
六郎谷(1)	六郎谷	土石流	平成 23 年 3 月 31 日	○	○
六郎谷(2)	六郎谷	土石流	平成 23 年 3 月 31 日	○	○
六郎谷(3)	六郎谷	土石流	平成 23 年 3 月 31 日	○	○
六郎谷(4)	六郎谷	土石流	平成 23 年 3 月 31 日	○	—
池田(1)	池田	土石流	平成 23 年 3 月 31 日	○	—
池田(2)	池田	土石流	平成 23 年 3 月 31 日	○	○
松倉(1)	松倉	土石流	平成 23 年 3 月 31 日	○	○
松倉(2)	松倉	土石流	平成 23 年 3 月 31 日	○	—
人津谷	芦峯寺	土石流	平成 23 年 3 月 31 日	○	○

区域の 名 称	所在地	自然現象の種類	指定年月日	警戒区域	特別警 戒区域 を含む 区域
桂小谷(1)	芦峯寺	土石流	平成 23 年 3 月 31 日	○	○
桂小谷(2)	芦峯寺	土石流	平成 23 年 3 月 31 日	○	○
目桑	目桑	地滑り	平成 23 年 3 月 31 日	○	—
伊勢屋	伊勢屋、谷	地滑り	平成 23 年 3 月 31 日	○	—
座主坊	座主坊	地滑り	平成 23 年 3 月 31 日	○	—
芦峯寺	芦峯寺	地滑り	平成 23 年 3 月 31 日	○	—
打越山	芦峯寺	地滑り	平成 23 年 3 月 31 日	○	—
松倉(1)	松倉、小又	地滑り	平成 23 年 3 月 31 日	○	—
芦見	芦見	地滑り	平成 23 年 3 月 31 日	○	—
奥虫谷	虫谷	地滑り	平成 23 年 3 月 31 日	○	—
長倉(3)	長倉、松倉、小又	地滑り	平成 23 年 3 月 31 日	○	—
虫谷	虫谷	地滑り	平成 23 年 3 月 31 日	○	—
長倉(2)	長倉、城前	地滑り	平成 23 年 3 月 31 日	○	—
城前	城前、長倉	地滑り	平成 23 年 3 月 31 日	○	—
松倉(2)	松倉	地滑り	平成 23 年 3 月 31 日	○	—
白岩	白岩	地滑り	平成 23 年 3 月 31 日	○	—
稲場平	虫谷	地滑り	平成 23 年 3 月 31 日	○	—
細谷	四谷尾	土石流	平成 24 年 12 月 14 日	○	○
宮蔵谷	四谷尾、虫谷	土石流	平成 24 年 12 月 14 日	○	○
式の窪谷	四谷尾	土石流	平成 24 年 12 月 14 日	○	—
池田	池田	地滑り	平成 24 年 12 月 14 日	○	—
栃津(3)	栃津	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 6 月 6 日	○	○
片くせ谷	芦峯寺	土石流	令和 2 年 7 月 6 日	○	—
山口川	四谷尾	土石流	令和 4 年 9 月 12 日	○	—
栃津(2)	栃津	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 2 月 10 日	○	○
目桑(8)	目桑	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 2 月 10 日	○	○

資料：富山県地域防災計画資料編

3-8 崩壊土砂流出危険地区（国有林関係）

令和6年11月12日現在

番号	所在		地区名	備考
	大字	字		
323-1 323-2 323-3		ブナ坂国有林	藤谷・松尾谷・湯川	

資料：富山県地域防災計画資料編

3-9 崩壊土砂流出危険地区（民有林関係）

令和6年11月12日現在

番号	所在		地区名	備考
	大字	字		
323-1	城前	ニゲダニ外	城前	
323-2	芦峯寺	長尾	芦峯寺	
323-3	〃	豊木	〃 2	
323-4	〃	〃	〃 3	
323-5	〃	烏帽子岩	〃 4	
323-6	〃	〃	〃 5	
323-7	〃	七姫	〃 6	
323-8	〃	〃	〃 7	
323-9	〃	〃	〃 8	
323-10	〃	人津	〃 9	
323-11	〃	丸山	〃 10	
323-12	〃	雑穀	〃 11	
323-13	千垣	権女坊	千垣	
323-14	〃	出シ谷	〃 2	
323-15	〃	中高町	〃 3	
323-16	〃	東高町	〃 4	
323-17	芦峯寺	十村谷	芦峯寺 12	
323-18	〃	岩原	〃 13	
323-19	〃	〃	〃 14	
323-20	白岩	ムクロン谷	白岩	
323-21	虫谷	大滝谷	虫谷	
323-22	座主坊	滝谷	滝谷	
323-23	栃津	下嵐	下嵐	
323-24	〃	滝谷	滝谷 2	
323-25	〃	埃谷	埃谷	
323-26	六郎谷	迎山見割	六郎谷	
323-27	目桑	長峯	長峯	
323-28	米道	ドス谷	米道	

番号	所在		地区名	備考
	大字	字		
323-29	池田	笹尾	池田	
323-30	虫谷	虫谷	虫谷 2	
323-31	白岩	水上谷	白岩 2	
323-32	〃	末谷	〃 3	
323-33	谷	関割	谷	
323-34	栃津	蛇貫	新村	
323-35	〃	ツツコバ	〃 2	
323-36	横江	友ヶ滝	横江	
323-37	〃	大滝	上横江	
323-38	千垣	西塚谷	〃 2	
323-39	〃	コタカヒラ	千垣 5	
323-40	〃	西の谷	〃 6	
323-41	〃	西の谷	〃 7	
323-42	〃	権女坊	〃 8	
323-43	〃	東塚道	〃 9	
323-44	芦峯寺	シモバヤシ	三途川	
323-45	〃	豊木	藤橋	
323-46	〃	〃	〃 2	
323-47	四谷尾	大山	四谷尾	
323-48	〃	西大祖父ヶ原	〃 2	
323-49	栃津	埃谷	埃谷 2	
323-50	芦峯寺	雑穀	芦峯寺 15	
323-51	〃	〃	〃 16	
323-52	虫谷	大滝谷	虫谷 3	

資料：富山県地域防災計画資料編

3-10 山腹崩壊危険地区（国有林関係）

令和6年11月12日現在

番号	所在		地区名	備考
	大字	字		
323-1		ブナ坂国有林	美女1	
323-2		〃	美女2	
323-3		〃	美女3	
323-4		〃	三郎左エ門(落合)	
323-5		〃	称名	
323-6		〃	大観峰	
323-7		〃	千寿ヶ原	

資料：富山県地域防災計画資料編

3-11 山腹崩壊危険地区（民有林関係）

令和6年11月12日現在

番号	所在		地区名	備考
	大字	字		
323-1	虫谷	二ツ竹	虫谷	
323-2	白岩	水上谷	白岩	
323-3	目桑	丸山	目桑	
323-4	伊勢屋	橋向	伊勢屋	
323-5	長倉	馬道	長倉	
323-6	松倉	大平	松倉	
323-7	座主坊	稲葉山	座主坊	
323-8	〃	宮田	〃 2	
323-9	池田	尼子谷	池田	
323-10	横江	新坂	横江	
323-11	〃	小滝	〃 2	
323-12	千垣	西塚谷	〃 3	
323-13	〃	ヨボシ	千垣	
323-14	〃	横道	〃 2	
323-15	〃	権女坊	〃 3	
323-16	〃	立岩田高	〃 4	
323-17	〃	東塚道	〃 5	
323-18	芦峯寺	岩原	芦峯寺	
323-19	芦峯寺	岩原	芦峯寺 2	
323-20	〃	〃	〃 3	

番号	所在		地区名	備考
	大字	字		
323-21	〃	居金谷	〃 4	
323-22	〃	寒谷	〃 5	
323-23	〃	大窪	〃 6	
323-24	〃	大崩	〃 7	
323-25	〃	豊木	〃 8	
323-26	〃	〃	〃 9	
323-27	〃	烏帽子岩	〃 10	
323-28	〃	丸山	〃 11	
323-29	〃	〃	〃 12	
323-30	〃	雑穀	〃 13	
323-31	〃	〃	〃 14	
323-32	〃	丸山	〃 15	
323-33	〃	烏帽子岩	〃 16	
323-34	栃津	焼谷平	栃津	
323-35	〃	ドジ谷平	栃津 2	
323-36	伊勢屋	弓矢谷外	伊勢屋 2	
323-37	虫谷	稲葉平	虫谷 2	
323-38	芦峯寺	雑穀	芦峯寺 17	
323-39	〃	〃	〃 18	
323-40	芦見	稗田	芦見	
323-41	虫谷	稲葉平	虫谷 3	
323-42	長倉	尻谷	長倉-1	
323-43	〃	滝坂	長倉-2	

資料：富山県地域防災計画資料編

3-12 地すべり危険地区（林野庁所管）※民有林関係

令和6年11月12日

危険区域 番号	所在		地区名	危険地 面積 (ha)	指定 面積 (ha)	指定年月日
	大字	字				
323-1	虫谷	津割	虫谷	5.67	9.22	S37.9.27 R3.8.5
323-2	長倉	鳥越	長倉	43.60		
323-3	城前	大峠	城前	426.14	415.44	S37.9.27 H9.11.25
323-4	松倉	鹿熊	松倉	6.56		
323-5	白岩	火谷林	白岩	28.73	28.73	H2.10.2
323-6	虫谷	稲場平	稲場平	70.93	70.93	S61.4.10
323-7	白岩	水上谷	白岩2	12.12		
323-8	池田	尼子谷	池田	60.07		
323-9	千垣	出シ谷外	千垣	14.75		

資料：富山県地域防災計画資料編

3-13 重要水防箇所一覧表（国土交通省）

番号	水系	河川	重要水防箇所					予想される危険	水防工法	担当水防管理団体	関係機関
			字	左右岸別 (右岸)	延長 (m)	重要度	現況				
29	常願寺川	常願寺川	利田	9.1k+100m ～ 10.0k+100m	926	B	堤体漏水・基礎地盤漏水	漏水・法崩・すべり	月の輪・シート張	常願寺川右岸水防市町村組合	富山河川立山土木
30	〃	〃	二ツ屋	11.5k-110m ～ 11.7k+114m	339	B	水衡・洗堀	護岸洗堀	川倉・立籠	〃	〃
31	〃	〃	西大森	12.0k+100m ～ 13.7k+150m	1,609	B	堤体漏水	漏水・法崩・すべり	月の輪・シート張	〃	〃
32	〃	〃	西大森泊新	15.1k-150m ～ 15.3k+100m	449	B	堤体漏水	漏水・法崩・すべり	月の輪・シート張	〃	〃
33	〃	〃	三ツ塚新泊新岩嶽野	15.1k～ 16.6k+140m	1,696	B	水衡・洗堀	護岸洗堀	川倉・立籠	〃	〃
34	〃	〃	岩嶽野	17.7k+50m ～ 18.0k-50m	180	B	堤体漏水	漏水・法崩・すべり	月の輪・シート張	〃	〃
35	〃	〃	三ツ塚新	15.1k ～ 15.5k-45m	381	要注意	破堤箇所(S27)	要監視	-	〃	〃
36	〃	〃	岩嶽野	18.0k-150m ～ 18.0k	150	要注意	破堤箇所(S44)	要監視	-	〃	〃

※A：水防上最も重要な区間、B：水防上重要な区間

資料：富山県水防計画

3-14 重要水防箇所一覧表（富山県）

番号	水系名	河川名	重要水防箇所					予想される危険	水防工法	担当水防管理団体	関係機関
			字	左右岸別	延長(m)	重要度	現況				
51	白岩川	白岩川	横越 日中	左岸	1,600	A	堤防高	越水	土のう積 蛇籠	上市町 立山町	立山 土木
53	〃	〃	白岩	右岸	92	B	洗掘	洗掘	蛇籠	立山町	〃

※A：水防上最も重要な区間、B：水防上重要な区間

資料：富山県水防計画

(参考) 重要水防箇所評定基準 (国土交通省管理区間)

種別	重要度		要注意区間
	A：水防上最も重要な区間	B：水防上重要な区間	
越水(溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	
基礎地盤漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	

種別	重要度		要注意区間
	A：水防上最も重要な区間	B：水防上重要な区間	
水衝・洗掘	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。</p> <p>橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。</p> <p>波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。</p>	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。</p>	
工作物	<p>河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。</p> <p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。</p>	<p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。</p>	
工事施工			<p>出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。</p>
新堤防・破堤跡・旧川跡			<p>新堤防で築造後3年以内の箇所。</p> <p>破堤跡又は旧川跡の箇所。</p>
陸閘			<p>陸閘が設置されている箇所。</p>

(参考) 重要水防箇所評定基準 (県管理区間)

種別	重要度		要注意区間
	A：水防上最も重要な区間	B：水防上重要な区間	
堤防高	計画高水位（量）又は、既往最高水位（量）に対し堤防高又は断面不足のため最も危険な箇所。	計画高水位（量）又は、既往最高水位（量）に対し堤防高又は断面不足のため危険な箇所。	
堤防断面	堤体が計画断面より不足して最も危険な区域。堤体狭小で堤防高に比較して天端が狭く最も危険な箇所。	堤体が計画断面より不足して危険な区域。堤体狭小で堤防高に比較して天端が狭く危険な箇所。	
法崩れ・すべり	堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれがあり最も危険な箇所。	堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれがあり危険な箇所。	
漏水	破堤跡又は旧川跡の堤防で漏水が発生するおそれがあり最も危険な箇所。	破堤跡又は旧川跡の堤防で漏水が発生するおそれがあり危険な箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防前面の河床が深掘れしており最も危険な箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しており最も危険な箇所。 波浪による護岸の決壊等のおそれがあり最も危険な箇所。	水衝部にある堤防前面の河床が深掘れしており危険な箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しており危険な箇所。 波浪による護岸の決壊等のおそれがあり危険な箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づき改善措置が必要な堰、橋梁及び樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の横断工作物の桁下高等が計画高水流量又は既往最高水量規模の洪水の水位以下となる箇所。		
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所。又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防			新堤防で築造後3年以内の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。
破堤跡・旧川跡			破堤又は旧川跡の箇所。

(参考) 重要度の判断基準

水防上の最も重要な区間 A	人命の被害が主体と判断される場合。 破堤すれば、背後地に重大な被害をもたらすと予想される箇所。
水防上の重要な区間 B	財産施設被害が主体と判断される場合。

3-15 雪崩危険箇所（建設）

令和6年12月現在

箇所 番号	箇所名	位置	地形		
		字	平均 傾斜度 (度)	斜面の 標高差 (m)	長さ (m)
167	称名川(2)	称名川	40	191	263
168	称名川(1)	称名川	42	201	244
169	千寿ヶ原(4)	千寿ヶ原	20	50	220
170	千寿ヶ原(3)	千寿ヶ原	20	106	300
171	千寿ヶ原(2)	千寿ヶ原	32	410	596
172	芦峯寺(1)	芦峯寺	38	183	236
173	芦峯寺(11)	芦峯寺	23	60	140
174	芦峯寺(10)	芦峯寺	29	40	70
175	芦峯寺(9)	芦峯寺	23	44	113
176	芦峯寺(8)	芦峯寺	26	59	103
177	芦峯寺(7)	芦峯寺	26	63	130
178	芦峯寺(6)	芦峯寺	29	112	200
179	芦峯寺(5)	芦峯寺	32	115	184
180	芦峯寺(4)	芦峯寺	34	70	98
181	松倉(2)	松倉	28	80	160
182	芦峯寺(3)	芦峯寺	28	130	235
183	谷(1)	谷	29	50	200
184	芦峯寺(2)	芦峯寺	36	88	119
185	千垣(17)	千垣	40	105	80
186	千垣(16)	千垣	33	155	90
187	千垣(14)	千垣	28	195	105
188	目桑(1)	目桑	33	90	158
189	千垣(13)	千垣	34	120	50
190	伊勢屋(3)	伊勢屋	38	55	100
191	千垣(11)	千垣	43	75	55
192	千垣(10)	千垣	25	281	568
193	千垣(9)	千垣	24	315	738
194	千垣(8)	千垣	30	140	255
195	千垣(7)	千垣	30	240	433
196	千垣(6)	千垣	36	40	190
197	六良谷(1)	六良谷	27	50	100
198	千垣(5)	千垣	24	195	420
199	六良谷(2)	六良谷	29	58	350
200	白岩(2)	白岩	26	60	195
201	池田(2)	池田	26	40	155
202	千垣(2)	千垣	25	255	565
203	芦見(1)	芦見	23	50	400
204	千垣(1)	千垣	25	252	550
205	横江(8)	横江	32	30	90
206	横江(4)	横江	30	41	72
207	栃津(4)	栃津	33	51	80
208	吉峰	吉峰	23	33	80

資料：富山県地域防災計画資料編

3-16 雪崩危険箇所（林野庁所管）

番号	位置		法的規制の状況					施工状況 (雪崩防災関係)		危険度等		
	大字	字	保安林等	地すべり 防止区域	山地災害 危険区域	雪崩危険箇所	砂防指定地	治山	その他	発生危険度	保全対象 重要度	危険箇所 の危険度
1	目桑	丸山	○な	○	—	—	—	○概	—	b	M	B
2	座主坊	朝倉	○土	—	○	—	—	—	—	b	M	B
3	千垣	下山	○土	—	○	—	—	—	—	b	M	B
4	芦峯寺	豊木	○土	—	○	—	○	○概	○建	b	M	B
5	芦峯寺	豊木	○土	—	○	—	○	○概	—	b	H	A
6	六郎谷	大平割	○土	—	○	—	—	—	—	d	M	C
7	目桑	梅ノ木谷	—	—	○	—	—	—	—	d	M	C
8	〃	鎌谷	—	—	○	—	—	—	—	d	M	C
9	〃	後妻林	—	○	—	—	—	—	—	b	M	B
10	〃	丸山	○な	○	○	—	○	—	—	b	M	B
11	小又	大平	○な	—	○	—	—	—	—	c	M	C
12	横江	新坂	—	—	○	○	○	—	—	c	H	B
13	〃	大鞍	—	—	○	○	—	—	—	c	M	C
14	千垣	小高平	○土	—	○	—	—	—	—	a	M	A
15	〃	立岩田高	○土	—	○	○	○	—	—	c	H	B
16	芦峯寺	院乗寺	—	○	○	○	○	—	—	c	H	B
17	〃	寒谷	○土	—	○	—	○	—	—	c	M	C
18	〃	大崩	○土	—	○	—	○	—	—	c	M	C
19	〃	〃	○土	—	○	—	○	○未	—	d	M	C
20	〃	豊木	○土	—	○	—	○	○未	—	b	M	B
21	〃	鳥帽岩	○土	—	○	○	○	○未	—	a	H	A
22	〃	〃	○土	—	○	—	○	—	—	c	M	C
23	〃	七姫	○土	—	○	—	○	—	—	c	M	C
24	六郎谷	大平割	—	—	○	○	○	—	—	b	H	A
25	芦峯寺	七姫	○土	—	—	—	○	—	—	a	M	A
26	〃	雑穀	○土	—	○	—	○	—	—	a	M	A

資料：富山県地域防災計画資料編

3-17 防災重点農業用ため池（危険箇所）

令和3年12月末現在

番号	名称	堤高（m）	堤頂長（m）	有効貯水量（m ³ ）	備考
1	宮蔵池	11.20	50.00	6,168	
2	奥池	16.40	60.00	18,011	
3	機具池	6.20	42.00	5,335	
4	釜谷池	6.06	78.00	3,728	
5	法光寺谷池	3.60	63.00	1,895	
6	坪野池	3.60	126.60	1,800	
7	大堀池	2.90	117.00	1,800	
8	釜池	9.00	34.00	8,400	

資料：富山県地域防災計画資料編

3-18 道路通行規制基準値

令和4年1月現在

原因			地震		降雨時		強風時		霧		その他	
規制内容			速度規制	通行止 ※2	速度規制		速度規制	通行止	速度規制	通行止	速度規制	通行止
道路名及び区間					時間雨量 (mm/h)	連続雨量 ※1 (mm)	10分間平均風速 15m/s程度以上	10分間平均風速 ①20m/s以上を観測した場合 ②20m/s以上が予測されている場合 ※3 ③走行上の安全確保が困難と認められる場合 (車両のふらつき等)	視程が概ね 100m以下の場合で巡回の結果	視程が概ね 50m以下の場合で巡回の結果	過去における災害の発生状況その他を勘案して通行規制が必要と認められる場合	過去における災害の発生状況その他を勘案して通行止めが必要と認められる場合
北陸道	富山	立山	4.0～5.0未満	5.0以上	40	100						
	立山	滑川			40	100						

資料：富山県地域防災計画資料編

※1：連続雨量とは、雨の降り始めから終わりまで2mm/hを越える雨が6時間以上中断を伴わず継続した場合の累積雨量をいう。

※2：表中の計測震度が不測の事態等により計測されなかった場合、次の震度階（気象庁発表）を代替基準として適用するものとする。（震度階/計測震度：震度5強/5.0以上5.5未満、震度5弱/4.5以上5.0未満、震度4/3.5以上4.5未満）

※3：予測による通行止めの留意事項

①通行止め開始時期は、平均風速が20m/sに達する予測時刻から、IC・JCTの規制材による閉鎖の作業時間を差し引いた時刻から情報板先行で通行止めを開始するものとする。

②風速の実測値が、予測値と比較して大きく下回っている場合は、予測による通行止めは行わないものとする。

3-19 危険物規制対象施設数一覧表

令和6年3月31日現在

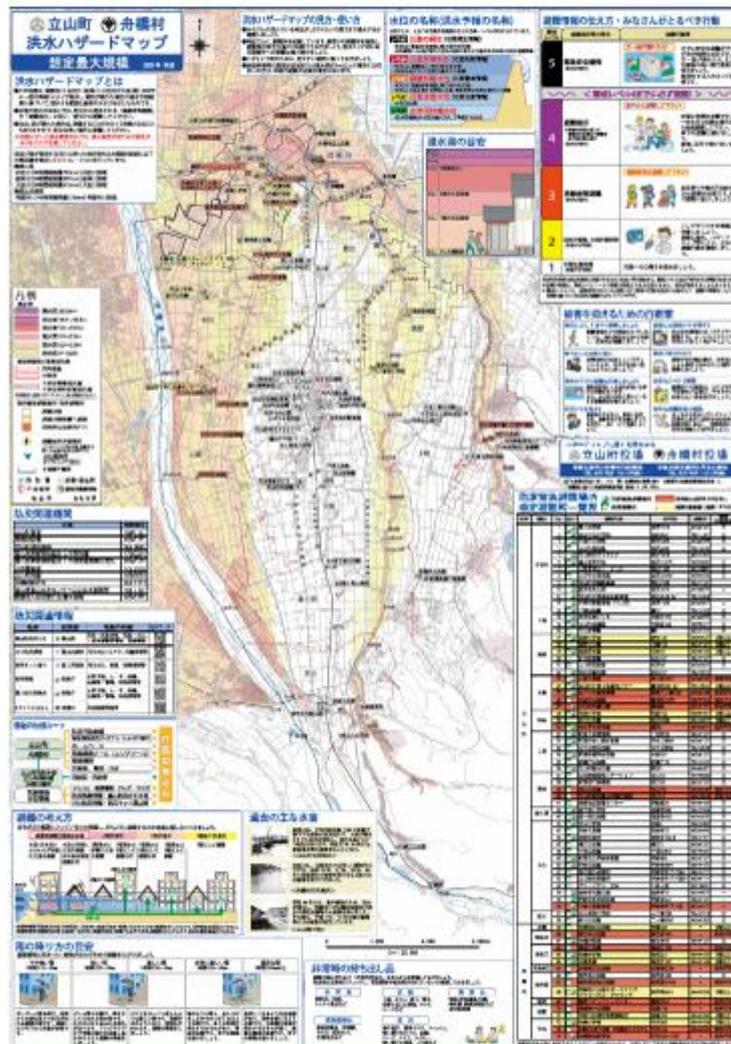
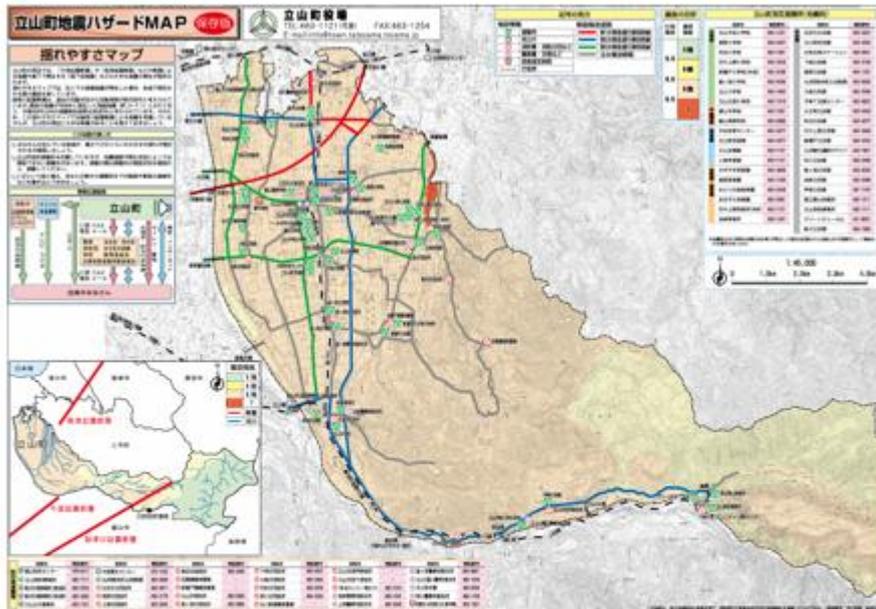
合計	製造所	貯蔵所								取扱所					事業所数	
		小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第1種販売取扱所	第2種販売取扱所	移送取扱所		一般取扱所
167	1	122	18	14	11	39	1	28	11	44	22				22	78

- 注： 1. 貯蔵所及び取扱所の区分は政令の区分による。
 2. 本表には、設置を許可したもので完成検査済証を交付した危険物施設のうち、廃止届を受理したものを除いた数を記載した。

資料：富山県地域防災計画資料編

3-20 防災マップ・ハザードマップ

災害危険箇所位置等の詳細図は、防災マップ・各種ハザードマップの他、建設課に備え付けている地図による。以下に参考図を示す。



第4節 災害対策本部に関する資料

4-1 立山町災害対策本部条例

昭和38年6月26日条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、立山町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

4-2 立山町災害対策本部の組織及び運営に関する規程

平成 11 年 3 月 26 日訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、立山町災害対策本部条例（昭和 38 年立山町条例第 21 号）第 5 条の規定に基づき立山町災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部開設)

第 2 条 本部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町長が必要と認めるときに開設し、災害が発生しなかったとき、又は災害の応急措置が完了したときに閉じる。

(本部の組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員その他の職員をもって組織する。

2 副本部長は、副町長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、課（室・局・署）長の職にあるものをもって充てる。

(本部員会議)

第 4 条 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、重要な災害対策について協議する。

2 本部員会議は、必要の都度本部長が招集する。

(部)

第 5 条 本部に別表に定める部を置く。

2 各部に部長を置き、別表に掲げる者をもって充てる。

3 各部の分掌事務は、別表に定めるとおりとする。

(班)

第 6 条 各部に別表に定める班を置く。

2 各班に班長及び班員を置き、別表に掲げるものをもって充てる。

3 各班の分掌事務は、別表に定めるとおりとする。

(本部室)

第 7 条 本部が設置されたときは、当該災害の総括的窓口として本部室を設けるものとする。

2 本部室に室長を置き、総務課長をもって充てる。

(連絡員)

第 8 条 本部が設置されたときは、各部長は別に定める連絡員を本部室に常駐させるものとする。

(現地災害対策本部)

第 9 条 一部の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該区域での情報収集、災害の応急措置を講ずる上で本部長が必要と認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置くことができる。

2 現地本部は、次の場合に閉じる。

(1) 本部が閉じたとき

(2) 災害が発生しなかったとき、又は災害の応急措置が完了したとき

3 現地本部の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 被害状況等の情報収集及び本部への報告に関すること
- (2) 応急対策の実施に関すること
- (3) 現地における関係機関との連絡調整に関すること

(細則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成14年訓令第5号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成17年訓令第3号）抄

1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年訓令第5号）

この訓令は、公表の日から施行し、平成17年7月1日から適用する。

附 則（平成19年訓令第3号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年訓令第2号）

この訓令は、平成20年4月1日より施行する。

附 則（平成22年訓令第2号）

この訓令は、平成22年4月1日より施行する。

附 則（平成24年訓令第2号）

この訓令は、平成24年4月1日より施行する。

4-3 立山町災害対策本部運営要領

1 目的

この要領は、立山町災害対策本部の組織及び運営に関する規程（昭和38年立山町訓令第2号）第10条の規定に基づき、立山町災害対策本部（以下「本部」という。）の円滑な運営を図るため必要な事項を定めるものとする。

2 本部の開設

本部の開設は、次により行うものとする。

- (1) 災害状況の推移により、本部の開設を必要とする客観情勢にいたったときは、総務課長は、建設課長、消防署長その他関係課長と本部の開設等について検討のうえ、その旨具申し、本部長（町長）の命により、直ちに本部員会議を招集して本部を開設し、災害応急対策等について協議する。ただし、緊急を要するときは、関係課長と協議し、本部長の命を受けて本部を開設することができる。
- (2) 本部の開設基準は、次のとおりとする。
 - ア 町の全部又は一部に大規模な災害の発生が予想され、その対策を要するとき。
 - イ 町の全部又は一部に災害が発生し、その規模及び範囲からみて本部を開設し、その対策を要するとき。
 - ウ 災害救助法の発動があったとき。
 - エ 震度5弱以上の地震があったとき。
- (3) 本部は特別な場合を除き、立山町役場庁舎内に置く。
- (4) 本部を開設したときは、「立山町災害対策本部」の表示を掲出する。
- (5) 本部を開設したときは、次により周知する。

ア 職員

(ア) 勤務時間内に開設したとき

本部員（課長等）は、直ちにその旨を所属班員（職員）に通知するとともに、総務班（総務課）が庁内放送を通じて通知する。

(イ) 勤務時間外に開設したとき

総務班長（総務課長）は、非常時連絡体制に従い周知する。

イ 防災関係機関等

本部長は、県知事に本部を開設した旨を通知するとともに、必要があると認めたときは、次に掲げる者に対しても通知する。

- (ア) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の長又は代表者
- (イ) 富山県警
- (ウ) 相互応援協定等を締結している市町村長

ウ 報道機関

調査広報班長（企画政策課長）は、本部が開設されたときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。

3 本部室

本部が開設されたときは、当該災害の総括的窓口として、本部室を立山町役場庁舎内に置くものとする。

4 本部室の体制

本部室には、総務部総務班・調査広報班、消防部消防班、災害救助部救助班、建設部土木車

両班及び本部長の指示する各班の班員若干名並びに各部連絡員を配置する。

5 本部員会議

本部員は、それぞれの所掌事務に関し、会議に必要とする資料を作成して提出するものとする。

なお、本部員が不在のときは、代理者が出席するものとする。

6 連絡員

(1) 各部長は、部内班員のうちから、あらかじめ連絡員を定め総務部長に連絡しておくものとする。

(2) 連絡員は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、本部室に待機し所属部との連絡の任にあたるものとする。

7 現地対策本部

本部長は、被災現地における災害応急対策を推進するうえで必要があると認めた場合は、災害現場又は災害現場近くの公共施設に現地災害対策本部を設置するものとする。

8 出先機関等

出先機関等の長は、関係班長と連絡を密にして情報の交換を行い、かつ、上司の指示を受けて災害応急対策に当たるものとする。

9 要員の配備

各部長及び班長は、所掌事務に関する災害応急対策の遂行に必要な人員の配備をするものとする。

10 動員

災害状況の推移により、各班における応急災害対策実施要員が不足するときは、部内の連絡調整に当たる班長と協議のうえ、次の順序により動員を行うものとする。

(1) 部内で余裕のある班から応援する。

(2) 前項の人員においてなお不足するときは、総務部総務班にその必要とする職員の職種、職員数、作業内容及び場所、男女の別、携帯品等必要な事項を明らかにして要請する。

(3) 本部の全職員をもってしてもなお人員が不足するときは又は特定職種の職員が不足するときは、総務部総務班において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第29条及び第30条の規定による職員の派遣の要請又はあっせんに必要な手続きを行うものとする。

11 関係機関との連絡

各部長は、災害状況により、関係機関に協力を要請する必要があると認めたときは、総務部長に協議するものとする。

12 自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣要請は、次により行うものとする。

(1) 派遣要請の時期

各部長は、大被害の発生が予想され、その防ぎよが困難であると認めたときは、本部長に対して、自衛隊の出動要請に関し具申するものとする。

(2) 要請の手続き

派遣要請に必要な手続きは、富山県知事に申請のため、各部においてその要請があるときは、次の事項を記載した文書を総務部総務班に提出するものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を必要とする理由

ウ 派遣を希望する人員及び装備

エ その他必要な事項

13 水防活動

非常活動時における水防活動は、別に定める「立山町水防計画」及び「常願寺川右岸水防市町村組合水防計画」により行うものとする。

14 気象情報の伝達

気象台及び富山県防災情報システムからの気象情報は、勤務時間内にあつては総務部調査広報班（企画政策課）が、勤務時間外にあつては当直員が受け、関係職員に伝達するものとする。

なお、庁内各課への伝達は、電話又は庁内放送等による。

15 情報の収集

災害に関する情報の収集は、災害対策の基本となるものであるから、本部の各班長（課長）は、それぞれの所掌事務に関する災害情報の収集に努め、その収集した災害に関する情報並びに各班長において措置した被害応急対策について、次に要領により別表1「被害状況報告系統図」の定めるところにより、速やかに総務部長（総務課長）に連絡するものとする。

(1) 被害状況報告

被害状況報告は、災害が発生したときから直ちに調査し、判明したのから逐次被害状況（概況）報告書（別記様式(1)）により報告するものとする。

なお、当該報告は、事態の推移に注意し、被害状況に変化のある都度、速やかに行うものとする。

(2) 確定報告

確定報告は、災害の状態が終了し、被害状況が明確になった時に調査し、把握した被害状況について被害状況（確定）報告書（別記様式(1)）により報告するものとする。

16 記録の励行

本部長の発する指令及び各部長、班長が発する指示、連絡等の伝達並びに関係機関等からの連絡、報告、要請等の受付にあたった職員は、その内容が特に軽易な場合を除き、災害情報（別記様式(2)）による記録を励行し、受付、伝達、及び措置の確実を期するものとする。

なお、この記録は、応急措置が完了し、当該記録が不要になるまではこれを保存しておくものとする。

17 職員の心構え

本部は、町の組織を挙げて防災に当たるものであることを認識し、本部のすべての職員は、他の部又は班から協力を求められたときは、積極的にこれを支援しなければならない。

また、本部のすべての職員は、自らの言動によって住民に不安を与え、若しくは誤解を招き、本部の活動に不審を抱かせることのないよう厳に注意しなければならない。

18 関係事項の調査研究

職員は、所掌事務に関係ある事項について、常にその把握に努めるものとともに、有事の際における対策を調査研究し、有効適切な措置をとることができるようにしておくものとする。

19 装備、資材の整備

職員は、有事の際に使用する各種の装備、資材を点検し現状を確認して必要な対策を講じておかななければならない。

町の所有以外のものでも有事の場合必要と思われるものについては、緊急に借用できるよう平素から連絡しておくものとする。

20 非常配備の体制

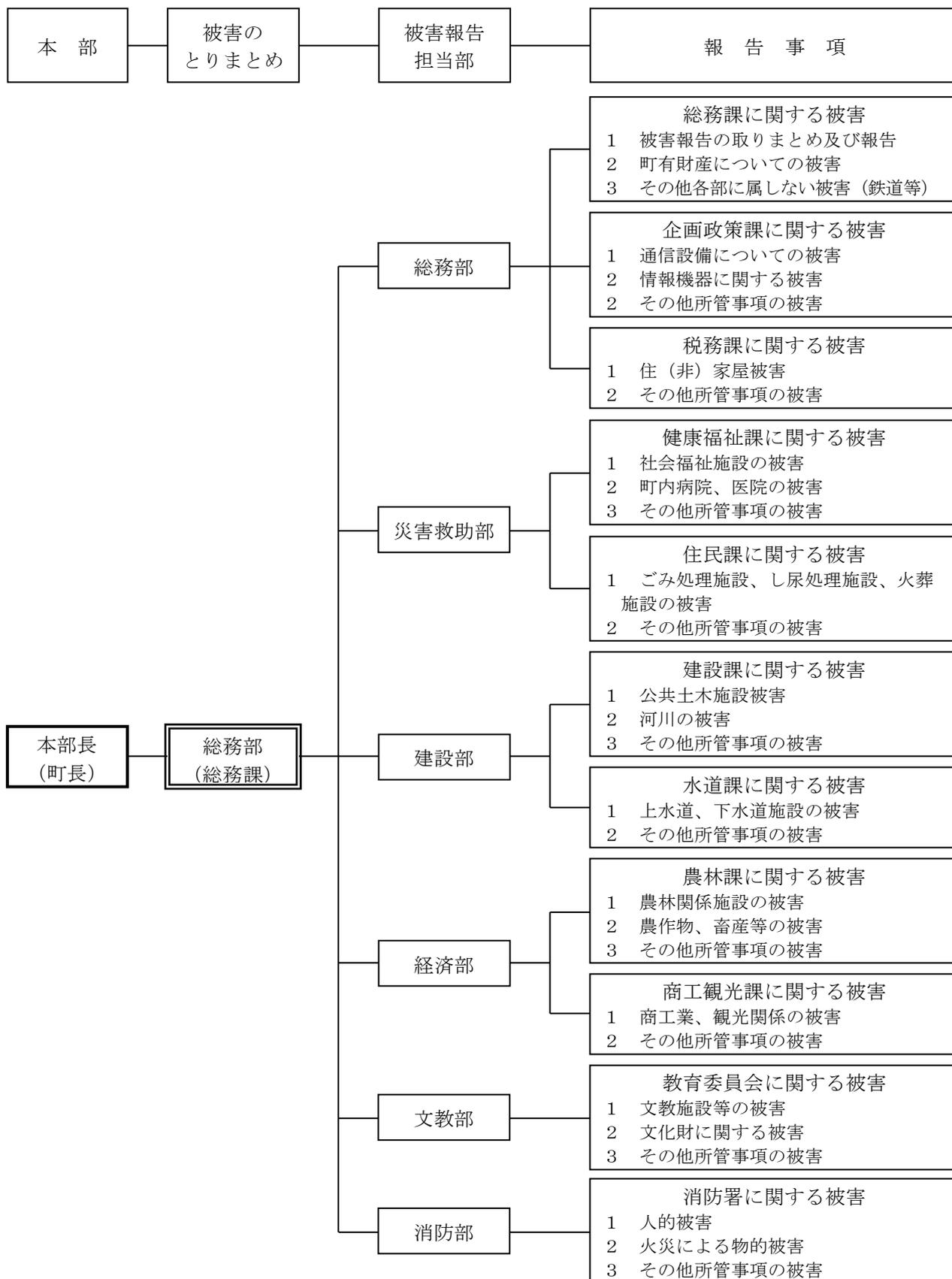
職員は、別表2「非常配備に関する基準」の定めるところにより待機するものとする。

21 本部開設前の対応

本部開設前における災害応急対策等の事務については、この要領の例により処理するものとする。

別表 1

被害状況報告系統図



※ 災害対策本部設置前においては、各課で把握した被害状況については、直接総務課へ報告すること

第5節 防災会議に関する資料

5-1 立山町防災会議条例

昭和38年6月26日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第16条第6項の規定に基づき、立山町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 立山町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は30人以内とし、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 富山県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 富山県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要があると認め、任命する者

6 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、富山県の職員、立山町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年条例第 5 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年条例第 30 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に第 1 条の規定による改正前の立山町防災会議条例第 3 条第 5 項第 7 号の規定に基づき任命されている委員の任期については、第 1 条の規定による改正後の立山町防災会議条例第 3 条第 7 項の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

附 則（令和 3 年条例第 24 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に第 1 条の規定による改正前の立山町防災会議条例第 3 条第 5 項の規定に基づき任命されている委員の任期については、第 1 条の規定による改正後の立山町防災会議条例第 3 条第 6 項の規定にかかわらず、令和 5 年 3 月 31 日までとする。

5-2 立山町防災会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、立山町防災会議条例（昭和38年立山町条例第20号）第5条の規定に基づき、立山町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議の会議は防災会議の会長が招集する。

2 防災会議は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 防災会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の種類)

第3条 会議は定例会と臨時会とする。

2 定例会は原則として、毎年度当初に開催する。

3 臨時会は災害の発生、その他会議の必要が生じたとき、その都度開催するものとする。

4 委員は会議の必要があると認めたときは、会長に会議の招集を求めることができる。

第4条 前2条の規定に関わらず次の各号に該当するときは、会長が適宜の方法により関係のある委員と協議して決定することができる。

(1) 緊急を要する事態が発生し、防災会議を開くいとまがないとき。

(2) 決定を要する事項が一部の特定の機関のある事項で、早急に措置を要するとき。

(3) 軽易な事項で早急に措置を要するとき。

2 会長は前項各号により決定したときは、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

(事務局長)

第5条 防災会議にその事務を処理させるために事務局を置く。

2 事務局に事務局長、その他職員を置く。

3 事務局長は立山町総務課長をもって充てる。

4 事務局長は会長の命を受け局務を掌理する。

(細則)

第6条 この規定によるもののほか必要な事項はその都度防災会議にはかつて定める。

附 則

この規定は公布の日から施行する。

5-3 立山町防災会議委員名簿

令和6年12月現在

区分	機関・職名	所在地	電話番号
会長	立山町長	〒930-0292 立山町前沢 2440 番地	076-463-1121
1号委員	国土交通省北陸地方整備局 立山砂防事務所長	〒930-1405 立山町芦峯寺ブナ坂 61 番地	076-482-1111
	国土交通省北陸地方整備局 富山河川国道事務所	〒930-8537 富山市奥田新町 2-1	076-443-4728
	富山地方気象台長	〒930-0892 富山市石坂 2415	076-432-2331
2号委員	富山県富山土木センター 立山土木事務所長	〒930-0221 立山町前沢 2359 番地 5	076-463-6174
3号委員	富山県上市警察署長	〒930-0354 上市町大坪 5-1	076-472-0110
4号委員	立山町副町長	〒930-0292 立山町前沢 2440 番地	076-463-1121
	” 土木統括監		
	” 企画政策課長		
	” 建設課長		
	” 農林課長		
	” 税務課長		
	” 住民課長		
	” 健康福祉課長		
	” 水道課長		
	” 商工観光課長		
	” 教育課長		
” 議会事務局長			
” 会計課長			
5号委員	立山町教育長	〒930-0292 立山町前沢 2440 番地	076-463-1121
6号委員	立山町消防本部消防長	〒930-3265 立山町米沢 36 番地	076-463-0005
	立山町消防団長	〒930-3265 立山町米沢 36 番地	076-463-0005
7号委員	NTT 西日本株式会社 富山支店長	〒930-0017 富山市東田地方町 1-1-30	076-492-9501
	北陸電力株式会社 富山支店長	〒930-0858 富山市牛島町 13-15	076-405-1124
8号委員	立山町区長会長	-	-
	立山町男女共同参画 推進協議会会長	-	-
9号委員	立山町社会福祉協議会 事務局長	-	-

以上、委員 26 名

事務局長	立山町総務課長	〒930-0292 立山町前沢 2440 番地	076-463-1121
------	---------	----------------------------	--------------

第6節 消防に関する資料

6-1 立山町消防本部及び消防署の設置等に関する条例

昭和44年3月27日条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第10条第1項の規定に基づき、消防本部及び消防署の設置、名称及び位置並びに消防署の管轄区域を定めることを目的とする。

(消防本部及び消防署の設置)

第2条 本町の消防事務を処理するため、消防本部及び消防署を置く。

(消防本部の名称及び位置)

第3条 消防本部の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	立山町消防本部
位 置	立山町米沢36番地

(消防署の名称、位置及び管轄区域)

第4条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	立山町消防署
位 置	立山町米沢36番地
管轄区域	立山町一円

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行し、新庁舎において業務を行なう日から適用する。

附 則（平成18年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

6-2 立山町消防団の設置等に関する条例

昭和 44 年 3 月 27 日条例第 6 号

(目的)

第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域を定めることを目的とする。

(消防団の設置、名称及び区域)

第 2 条 本町に消防団を設置する。

2 前項の消防団の名称及び区域は、次のとおりとする。

名 称	立山町消防団
区 域	立山町の区域全域

附 則

この条例は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年条例第 26 号）

この条例は、公布の日から施行する。

6-3 消防組織図

令和6年4月1日現在



資料：立山町消防本部

6-4 消防施設の現況

令和6年4月1日現在

施設名	所在地	電話番号	敷地面積 (㎡)	建築延面積 (㎡)	構造	竣工 年月日
立山町消防本部 (立山町消防署)	米沢 36 番地	463-0005	4,722.39	991.19	RC 造 2 階建 S 造折板葺	S48.6.7
訓練塔	米沢 36 番地	—	47.44	主塔 168.00 副塔 31.20	S 造 5 階建 17m 平屋建 7 m	H4.11.27
室堂救急隊 分遣所	芦峯寺ブナ坂	463-5519	立山センター内に季節開所 (例年 7 月～10 月)			
上段分団詰所	福田 622 番地	463-0424	644.73	152.37	木造平屋建 鋼板葺	R3.3.12
釜ヶ淵分団詰所	道源寺 849 番地	463-2894	470.91	145.75	木造平屋建 鋼板葺	H31.3.15
利田分団詰所	利田 1081 番地 2	463-3229	507.00	146.33	木造平屋建 鋼板葺	H29.3.15
大森分団詰所	東大森 420 番地 2	463-2464	856.19	145.75	木造平屋建 鋼板葺	H28.10.31
高野分団詰所	江崎 9 番地 1	462-2170	497.04	144.19	木造平屋建 鋼板葺	H28.8.31
五百石分団詰所	草野 95 番地 1	463-5811	231.68	153.05	木造平屋建 鋼板葺	H23.11.30
東谷分団詰所	白岩 12 番地	463-2440	542.30	153.90 車庫36.0(別棟)	補強 CB 造平屋 建折板葺	H14.9.30
新川分団詰所	浦田 408 番地 4	464-1054	807.77	107.81	S 造平屋建 折板葺	S61.11.20
下段分団詰所	榎 43 番地	463-3251	1,537.18 (公民館共同)	80.58	RC 造平屋建 (公民館併設)	S59.12.20
立山分団詰所	宮路 10 番地 2	483-0300	510.00	143.52	S 造平屋建 折板葺	S56.11.9
立山分団 芦峯詰所	芦峯寺 10 番地 1	—	138.40	98.85	S 造一部 2 階建 ガ-鉄板瓦棒葺	H4.12.3
立山分団 千垣詰所	千垣 311 番地 1	—	78.61	78.30	S 造 2 階建 折板葺	H8.11.6
千寿ヶ原コミュ ニティー 消防センター	芦峯寺ブナ坂 50 番地 3	482-1010	291.10	165.17	RC 造平屋建	H6.11.25

資料：立山町消防本部

6-5 消防機械の配置状況

令和6年4月1日現在

区分		普通消防ポンプ自動車	化学消防ポンプ自動車 (災害対応)	救急車(高規格)	救助工作車(Ⅱ型)	指令車	現場指揮車	広報車	小型動力ポンプ付積載車	資機材搬送車
常備	消防本部 消防署	2	1	3	1	1	1	2	1	1
消防団	五百石分団	1								
	高野分団	1								
	下段分団	1								
	大森分団	1								
	利田分団	1								
	上段分団	2								
	東谷分団	1							1	
	立山分団	1							2	
	釜ヶ淵分団	1								
	新川分団	1							1	
合計		13	1	3	1	1	1	2	5	1

資料：立山町消防本部

6-6 消防水利の現況

令和6年4月1日現在

分団別	消火栓			防火水槽				プール	計
	公設		私設	公設		私設			
	地上式	地下式		有蓋	無蓋	有蓋	無蓋		
五百石分団		107	1	8				1	117
高野分団		63		1		1		1	66
下段分団		71		5					76
大森分団		56		8					64
利田分団		61	1	2		3		1	68
上段分団	2	43		7		2			54
東谷分団	1	25		7	8				41
立山分団	39	88		6	4	1			138
釜ヶ淵分団	1	28		3				1	33
新川分団		83	5	4	1	1		1	95
合計	43	625	7	51	13	8	0	5	752

資料：立山町消防本部

6-7 現有防火水槽

令和6年12月1日現在

番号	地区名	集落名	蓋	設置場所	公私別	貯水量 (m ³)	備考
1	〃	前沢	有	立山町役場駐車場内	公	40	R6 耐震
2	〃	〃	〃	真田大工作業場	〃	20	S37
3	〃	〃	〃	雄山高校内	〃	25	
4	〃	〃	〃	商工会駐車場	〃	100	H7 耐震
5	〃	〃	〃	五百石4区公民館駐車場	〃	40	H22 耐震
6	〃	野口	〃	十松光春宅西側	〃	40	H4
7	〃	道新	〃	神明社前	〃	40	H4
8	〃	上福米	〃	島田絹枝宅北側	〃	40	H4
9	上段	石坂	〃	お宮横	〃	40	S59
10	〃	上瀬戸	〃	福岡孝光宅横	〃	40	S63
11	〃	東芦見	〃	吉田政太郎宅付近	〃	40	H5
12	〃	中林	〃	九曜千代丸宅北側	〃	40	H7
13	〃	芦見	〃	吉田雅安宅南側	〃	40	H17
14	〃	日中	〃	日中柴山公民館駐車場	〃	40	H23 耐震
15	東谷	白岩	〃	正恩寺前	〃	20	S50
16	〃	長倉	〃	刀尾神社南側	〃	16	
17	〃	四谷尾	無	中西昇宅北側	〃	40	H2
18	〃	白岩	有	岩田則光宅北側	〃	40	H5
19	〃	〃	〃	八幡社横	〃	40	H11
20	〃	伊勢屋	〃	中山宏明宅北側	〃	40	H12
21	〃	中蔵	〃	白井松次郎宅西側	〃	40	H12
22	立山	千寿ヶ原	〃	持田旅館前	〃	40	H6
23	〃	栃津	〃	公民館前	〃	40	H8
24	立山	吉峰	〃	中川政光宅東側	〃	40	H9
25	〃	千垣	〃	公民館前	〃	40	H12
26	〃	芦嶽寺	〃	芦嶽雄山神社前	〃	40	H18
27	釜ヶ淵	道源寺	〃	町営釜ヶ淵住宅5号棟前	公	36	
28	〃	〃	〃	小学校グラウンド角	〃	40	H4
29	〃	〃	〃	釜ヶ淵公民館前	〃	40	H19
30	下段	坂井沢	〃	村上重一宅北側	〃	40	S37
31	〃	上金剛寺	〃	堀田信一宅南側	〃	40	H4
32	〃	向新庄	〃	向新庄公民館西側	〃	40	H4
33	〃	柿の木沢	〃	ガーデンシティ柿の木沢公園内	〃	40	H13
34	〃	榎	〃	あるぺんタウン公園内	〃	40	H16
35	大森	大日町	〃	公民館	〃	40	
36	〃	〃	〃	東公園	〃	40	H10
37	〃	高原八ツ屋	〃	高原八ツ屋公民館北側	〃	40	H2
38	〃	東大森	〃	那智照夫宅西側	〃	40	H3
39	〃	西大森	〃	JA アルプス倉庫北側	〃	40	H3
40	〃	大清水	〃	ガーデンシティ大清水夢の郷公園内	〃	40	H16
41	〃	三ツ塚新	〃	三ツ塚新公民館駐車場	〃	40	H20
42	利田	五郎丸	〃	五郎丸公民館前	〃	40	H2
43	〃	利田	〃	利田南台公園内	〃	40	H15
44	新川	浦田2区	〃	浦田2区公民館	〃	40	H22
45	〃	若林	〃	寺田さつき台公園内	〃	40	H14

番号	地区名	集落名	蓋	設置場所	公私別	貯水量 (m ³)	備考
46	〃	寺田	〃	沢田松吉宅南側	〃	40	H17
47	〃	沢端	〃	日出屋製菓駐車場	〃	60	H20
48	新川	寺田	無	水上商店南側	〃	25	
49	〃	辻	有	向陽缶機駐車場内	私	40	R3 耐震
50	東谷	白岩	無	白岩簡易郵便局前	公	8	
51	〃	目桑	〃	小型ポンプ置場横	〃	40	S54
52	〃	伊勢屋	〃	織田信久宅南側	〃	20	S49
53	〃	松倉	〃	お宮横	〃	60	S47
54	〃	小又	〃	釜土美紀宅北側	〃	40	S61
55	〃	座主坊	〃	杉本富子宅西側	〃	11	
56	〃	谷	〃	沢井健一宅東側	〃	40	H1
57	立山	天林	〃	公民館	〃	20	
58	〃	横江	〃	横山善昌宅北側	〃	20	
59	〃	千垣	〃	村井秀長宅北側	〃	20	S48
60	〃	〃	〃	青木キク宅北側	〃	20	
61	高野	米沢	有	K' SHOUSE 東側	私	10	
62	立山	千寿ヶ原	〃	登山研修所	〃	20	S63
63	上段	末上野	〃	竜ヶ浜荘駐車場	〃	40	H11
64	五百石	五百石	〃	まちなかファーム東側	公	40	H29 耐震
65	高野	米沢	〃	立山町消防署南側駐車場	〃	40	H25 耐震
66	上段	中林	〃	中川泰信宅前	〃	40	H28 耐震
67	東谷	四谷尾	〃	四谷尾公民館駐車場	〃	40	H27 耐震
68	立山	吉峰	〃	グリーンパル吉峰駐車場	〃	40	H29 耐震
69	大森	大日町	〃	子育て支援センター駐車場	〃	40	H25 耐震
70	利田	下利田	〃	ジョーシン駐車場北側	私	40	H25 耐震
71	利田	塚越	〃	富山スガキ(株)立山工場	〃	40	H30 耐震
72	利田	利田	〃	阪神化成造成地	〃	40	R1 耐震
73	上段	芦見	〃	立山白岩酒造	〃	40	R1

資料：立山町消防本部

6-8 防火対象物一覧表

令和6年4月1日現在

用 途 別		消防用設備等 必要対象物	防火管理者 必要対象物
(1)	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	
	ロ	公会堂又は集会場	15
(2)	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等	1
	ロ	遊技場又はダンスホール	
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	
	ニ	カラオケボックス等	
(3)	イ	待合、料理店等	1
	ロ	飲食店	52
(4)		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	35
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所等	49
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅	37
(6)	イ	病院、診療所、助産所	7
	ロ	特別養護老人ホーム、救護施設、老人短期入所施設 乳児院、障害児入所施設、介護老人保健施設等 障害者支援施設等	17
	ハ	老人デイサービスセンター、更生施設、軽費老人ホーム 老人福祉センター、保育所、児童養護施設等、身体障害者福祉 センター	25
	ニ	幼稚園又は特別支援学校	
(7)		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校等	16
(8)		図書館、博物館、美術館等	6
(9)	イ	公衆浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場	1
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	
(10)		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	5
(11)		神社、寺院、教会等	9
(12)	イ	工場又は作業場	199
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ	
(13)	イ	自動車車庫又は駐車場	16
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	
(14)		倉庫	104
(15)		前各項に該当しない事業場	121
(16)	イ	特定防火対象物が存する複合用途防火対象物	31
	ロ	上記以外の複合用途防火対象物	9
(16の2)		地下街	
(16の3)		地階で連続して設けられた地下道に面して設けられたものと 地下道とを合わせた物	

(17)	重要文化財、重要美術品建造物等	5	1
(18)	延長≧50m のアーケード		
(19)	市町村長が指定する山林		
(20)	総務省令（規 5-10）で定める舟車		
計		761	195

資料：立山町消防本部

6-9 危険物等の貯蔵所と取扱所

令和6年4月1日現在

区分		施設数	備考
貯蔵所	屋内貯蔵所	18	
	屋外タンク貯蔵所	14	
	屋内タンク貯蔵所	11	
	地下タンク貯蔵所	39	
	簡易タンク貯蔵所	1	
	屋外貯蔵所	11	
	移動タンク貯蔵所	28	
	製造所	1	
取扱所	給油取扱所	22	自家用 12 か所
	一般取扱所	22	油圧装置等 2 箇所、ボイラー等消費 5 箇所、詰替え 3 箇所、切削装置等 1 箇所
	第一種販売取扱所	-	

資料：立山町消防本部

6-10 高圧ガス製造、貯蔵

令和6年3月31日現在

コンビナート	一般高圧ガス		一般高圧ガス＋ LPガス		LPガス		合計
	製造	貯蔵	製造	貯蔵	製造	貯蔵	
0	1	0	0	0	0	1	2

- 注： 1. 貯蔵所及び取扱所の区分は政令の区分による。
 2. 本表には、設置を許可したもので完成検査済証を交付した危険物施設のうち、廃止届を受理したものを除いた数を記載した。

資料：富山県地域防災計画資料編

6-11 火薬庫（棟）

令和6年4月1日現在

1 級	2 級	3 級	実包	煙火	玩具煙火
-	-	-	-	-	-

資料：立山町消防本部

6-12 毒物劇物製造、販売所等

令和6年3月31日現在

製造所	販売所			業務上取扱事業所(届出)		
	一般用	農業用	特定	電気メッキ業	金属熱処理業	運送業
	1	4				1

- 注： 1. 貯蔵所及び取扱所の区分は政令の区分による。
 2. 本表には、設置を許可したもので完成検査済証を交付した危険物施設のうち、廃止届を受理したものを除いた数を記載した。

資料：富山県地域防災計画資料編

6-13 自主防災組織の現況

令和6年4月1日現在

町内会	その他	計
115	5	120

資料：総務課

令和6年4月1日現在

名 称	隊員数	結成年月日	備考
立山町女性防火クラブ	23	平成23年4月1日	

資料：立山町消防本部

第7節 水防に関する資料

7-1 立山町水防協議会条例

昭和57年12月28日条例第21号

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193条)第26条第5項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事故を調査審議するため、立山町水防協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務及び意見具申)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 水防に関する総合的施策の樹立にかかる必要な事項
 - (2) その他水防に関する事項
- 2 協議会は、前項に規定する事項に関し、町長及び関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は、町長をもってこれに充てる。

3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときはあらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、建設課において処理する。

(会長への委任)

第7条 前各条に定めるもの及び協議会が定めるもののほか、協議会について、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、昭和58年1月1日から施行する。

7-2 立山町水防協議会委員名簿

区分	機関・職名	所在地	備考
会長	立山町長	立山町前沢 2440 番地	○
委員	立山町副町長	〃	○
〃	立山町議会議長	〃	
〃	立山町議会 産業厚生常任委員会委員長	〃	
〃	国土交通省北陸地方整備局 富山河川国道事務所長	富山市奥田新町 2-1	
〃	国土交通省北陸地方整備局 立山砂防事務所長	立山町芦峯寺字ブナ坂 61 番地	○
〃	富山県富山土木センター 立山土木事務所長	立山町前沢 2359 番地 5	○
〃	富山県上市警察署長	上市町大坪 5-1	○
〃	北陸電力(株)富山支店長	富山市牛島町 13-15	○
〃	NTT西日本(株) 富山支店長	富山市東田地方町 1-1-30	○
〃	立山町総務課長	立山町前沢 2440 番地	○
〃	立山町消防長	立山町米沢 36 番地	○
〃	立山町消防団長	〃	○
〃	立山町消防団副団長	〃	
〃	立山町消防団東谷分団長	立山町白岩 12 番地	住所は分団詰所
〃	〃 高野分団長	〃 江崎 9 番地	〃
〃	〃 下段分団長	〃 榎 43 番地	〃
〃	〃 利田分団長	〃 利田 1081 番地 2	〃
〃	〃 上段分団長	〃 福田 622 番地	〃
〃	〃 立山分団長	〃 宮路 10 番地 2	〃
〃	〃 大森分団長	〃 東大森 420 番地 2	〃
〃	〃 五百石分団長	〃 草野 95 番地 1	〃
〃	〃 釜ヶ淵分団長	〃 道源寺 849 番地	〃
〃	〃 新川分団長	〃 浦田 408 番地 4	〃

幹事	立山町建設課長	立山町前沢 2440 番地	
書記	立山町建設課課長補佐	〃	

※○は立山町防災会議委員と重複

7-3 常願寺川右岸水防市町村組合規約

昭和27年4月1日許可、制定

第1章 組合の名称

第1条 この組合は、常願寺川右岸水防市町村組合と称する。

第2章 組合を組織する地方公共団体

第2条 この組合は立山町、富山市及び舟橋村の1市1町1ヶ村をもって組織する。

第3章 組合の共同処理する事務

第3条 この組合は水防に関する事務(水防法第45条の規定による補償に関する事項を除く。)を共同処理するものとする。

第4章 組合の事務所の位置

第4条 この組合の事務所は、管理者所在の市町村役場内に置く。

第5条 この組合を組織する各市町村(事務所々在地の市町村を除く。)の役場内に出張所を置く。

第5章 組合の議会の組織及び議員の選挙の方法

第6条 この組合の議会の議員の定数は18人とし立山町9人、富山市7人、舟橋村2人とし、関係市町村の議会に於いてその市町村の議会の議員の被選挙権を有する者の中から選挙するものとする。

第7条 この組合の議会の議員の任期は4年とする。

2 前項の任期は管理者の定めた総選挙の日から起算する。

3 議員中欠員を生じた場合に於いては補欠選挙を行なわなければならない。補欠議員は前任者の残期間在任する。

第6章 組合の執行機関及び選任の方法

第8条 この組合に管理者及び次の吏員を置く。

副管理者 1人 出張所長 2人 会計管理者 1人 書記 若干人

管理者は、関係市町村の長の中から組合の議会がこれを選挙する。

副管理者は、管理者が組合の議会の同意を得てこれを選任する。

出張所長は、関係市町村の長をもって充てる。

会計管理者は、管理者の属する市町村の会計管理者をもって充てる。

書記は、管理者がこれを任免する。

第8条の2 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て組合の議員及び知識経験を有する者のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合の議員のうちから選任される者にあつては組合の任期によるものとし、知識経験を有する者のうちから選任される者にあつては4年とする。

(平11県指令地 349・追加)

第7章 組合経費の支弁の方法

第9条 この組合の経費は、財産より生ずる収入及びその他の収入の外関係市町村の負担とする。

第10条 前条の経費の負担の割合(千分比)は、下のとおりとする。

立山町 485 富山市 410 舟橋村 105

第8章 補 則

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定める。
(平11 県指令地 349・追加)

附 則

- 1 この規約は、許可があった日から施行する。
- 2 第8条の規定による初めて管理者が選挙されるまでの間は立山町の長がその職務をおこなうものとする。

附 則 (昭和47年県指令地第640号)

この規約は、知事の許可の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則 (平成11年県指令地第349号)

この規約は、富山県知事の許可の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日県指令市第321号)

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

7-4 水防事務分担表

立山町水防本部

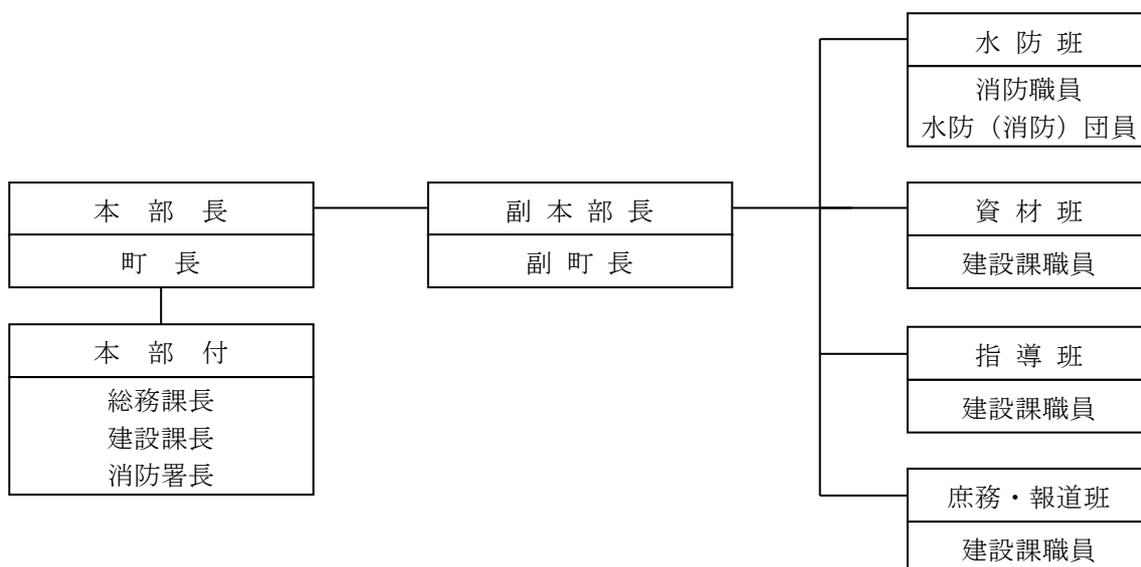
水防事務分担表

本部長 立山町長
 副本部長 立山町副町長
 本部付 立山町総務課長、立山町建設課長、立山町消防署長

班名	班長	班員	分担事務
水防班	立山町消防署長	消防職員	1. 水防の通信連絡に関する事。 2. 消防情報に関する事。 3. 消防相互応援に関する事。 4. 河川沿岸等の警戒予防に関する事。 5. 河川沿岸等の水害防御に関する事。 6. 消防出動部隊の指導連絡に関する事。
資材班	立山町建設課 土木施設改良係長 土木施設維持係長	建設課員	1. 水防用資材の確保に関する事。 2. 水防用資材の輸送に関する事。
指導班	立山町建設課 土木施設改良係長 土木施設維持係長	建設課員	1. 被害現場での指揮に関する事。
庶務・報道班	立山町建設課 班統括 都市計画係長	建設課員	1. 本部員招集に関する事。 2. 関係機関との連絡に関する事。 3. 緊急対策に関する事。 4. 水防通報の受発信に関する事。 5. 情報資料の収集に関する事。 6. 水防水害状況の記録に関する事。 7. 被害状況の最終・総合集約。 8. 被害状況のとりまとめ。 9. 水防水害状況の広報に関する事。

資料：立山町水防計画

■ 立山町水防本部組織図



常願寺川右岸水防市町村組合

水防事務分担表

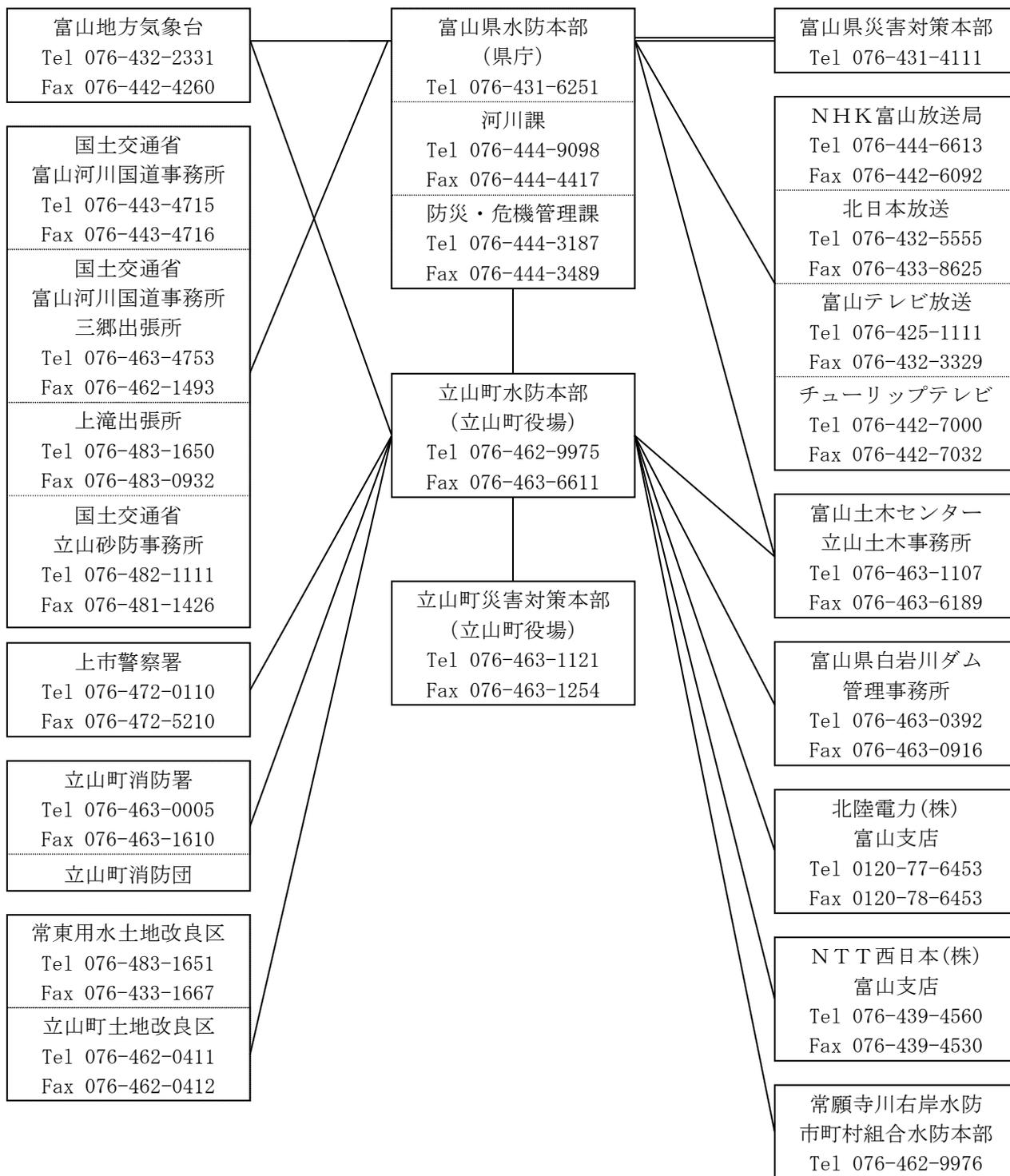
水防本部長	立山町長
水防副本部長	富山市長
〃	舟橋村長
本部付	立山町建設課長
〃	立山町総務課長
〃	富山市水橋西部地区センター所長
〃	立山町消防署長
〃	富山市水橋消防署長

班名	班長	班員	分担事務
庶務 報道班	立山町建設課 都市計画係	建設課員	1. 本部員招集に関する事。 2. 関係機関との連絡に関する事。 3. 水防水害状況の広報に関する事。 4. 緊急対策に関する事。 5. 水防通報に関する事。 6. 情報資料の収集に関する事。 7. 水防水害状況の記録に関する事。
指導班	立山町建設課 土木施設改良係 富山市 水橋西部地区センター	建設課員	1. 現場技術指導に関する事 2. 水防写真の撮影及び収集に関する事。 3. 被害状況の取りまとめに関する事。
資材班	立山町建設課 土木施設維持係 舟橋村 土木係	建設課員	1. 水防用資材の確保に関する事。 2. 水防用資材の配分輸送に関する事。
消防班	立山町消防署 消防司令 富山市水橋消防署 消防司令	消防署員	1. 水防の通信連絡に関する事。 2. 消防情報に関する事。 3. 消防相互応援に関する事。 4. 河川沿岸等の警戒予防に関する事。 5. 河川沿岸等の水害防ぎょに関する事。 6. 消防出動部隊の指導連絡に関する事。

資料：建設課

7-5 水防情報通信系統図（立山町）

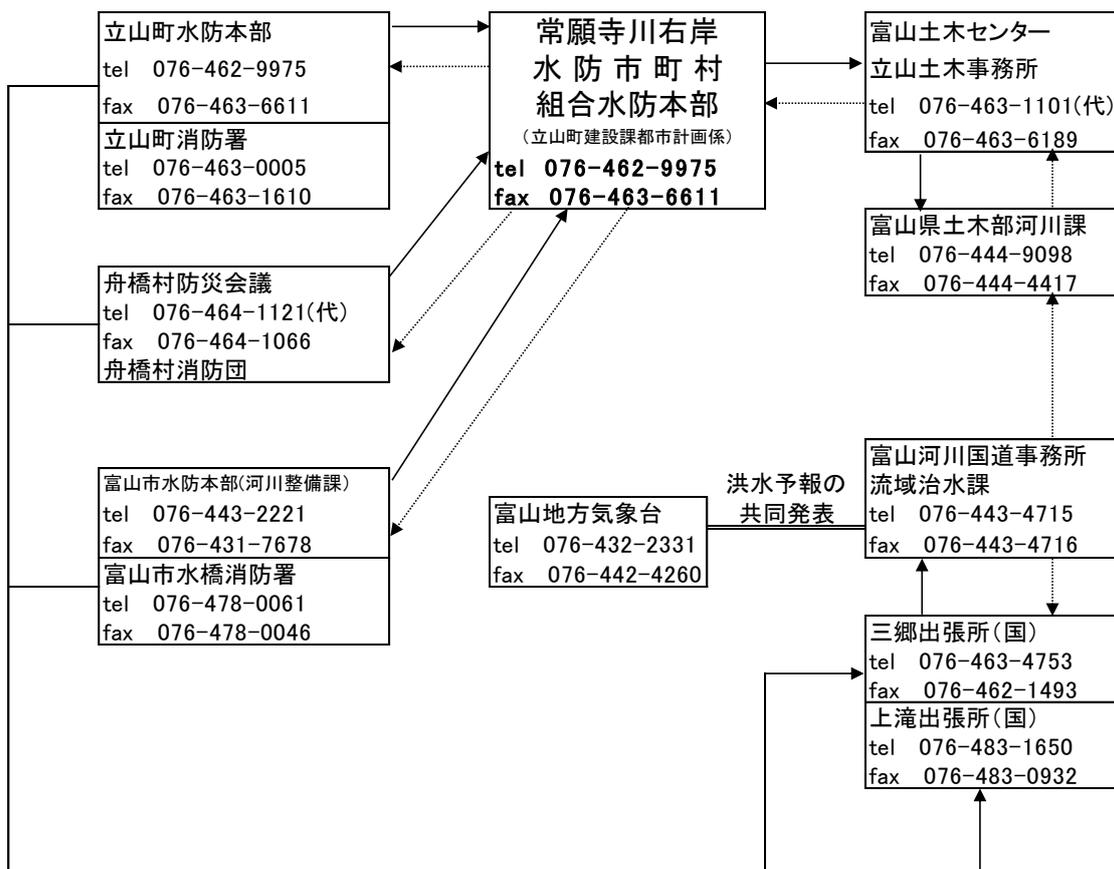
■ 水防情報通信系統図



資料：立山町水防計画

7-6 水防情報通信連絡図 (常願寺川右岸水防市町村組合)

■ 水防情報通信連絡図



7-7 水位観測所及び基準水位一覧表

所管事務所	河川	観測所位置	平水位 (m)	水防団 待機水位 (m)	氾濫 注意水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫 危険水位 (m)	備考
国土交通省 富山河川国 道事務所	常願寺川 水系 常願寺川	富山市 大山上野 (大川寺)	1.90	4.20	5.10	5.24	6.61	国： テレメータ
富山県 立山土木事 務所	白岩川水 系 白岩川	立山町泉 (泉正橋)	1.00	2.20	2.60	3.30	3.80	県： テレメータ
〃	〃	富山市水 橋池田町 (新池田 橋)	1.10	2.70	3.10	4.20	4.70	〃
〃	〃	上市町 放土ヶ瀬 (交益橋)	1.40	3.00	3.40	4.10	4.80	〃
〃	白岩川水 系 大岩川	上市町稗 田 (新屋橋)	0.50	1.20	1.50	1.50	2.40	〃
〃	白岩川水 系 栃津川	立山町 浦田 (流観橋)	0.30	1.60	2.00	2.10	2.60	〃
〃	上市川水 系 上市川	滑川市堀 江 (交観橋)	1.75	2.30	2.70	3.40	4.40	〃

資料：富山県水防計画

7-8 水防警報河川及びその区域

河川	区 域	備 考
常願寺川水系 常願寺川	富山市岡田字岩谷割9番の2地先（横江堰堤）から海まで	国土交通大臣 指定
白岩川水系 白岩川	左岸：立山町中蔵 右岸：立山町白岩 （町道中蔵橋）から海まで	富山県知事 指定
白岩川水系 栃津川	立山町下田（吉峰橋）から白岩川合流点まで	〃

資料：富山県水防計画

7-9 水防警報の種類、内容及び発表基準

1 国土交通省管理河川

種類	内容	発表基準
準備	水防に関する情報連絡 水防資器材の整備点検 水門等の開閉の準備 水防機関に出動の準備を通知するもの	雨量・水位・流量その他の河川状況により、必要と認められるとき。 水防団待機水位（指定水位）に達し、はん濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を通知するもの。	水位・流量その他河川状況により、水位が氾濫注意水位（警戒水位）以上に上昇するおそれがあるときで、はん濫注意水位（警戒水位）に達すると予想される時刻の1時間前。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に復したとき。 ただし、氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
状況	水位の上昇・下降・滞水時間・最高水位の大きさ、時刻等、水防活動上必要な状況を明示するとともに越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により、特に警戒を必要とする事項を通知するもの。	適宜河川の状況を通知する必要があるとき。

地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

資料：富山県水防計画

2 県管理河川

水防警報河川における水防警報の発表基準は、水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えるおそれのあるときとし、その段階は、次の表のとおり準備、出動、状況、解除の4段階とする。

その他の河川については、県の水防計画に準じて、水防管理者において、あらかじめ計画を定め自主的に行うものとする。

種類	内 容	発 令 基 準
準備	第1段階 水防資器材の整備点検、水門等の開閉準備、水防団幹部の出動等を通知するもの。	雨量、水位、その他の河川状況により、必要と認められるとき。 または、水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
出動	第2段階 水防団員の出動を通知するもの。	氾濫注意水位に達し、なお水位が上昇するおそれがあるとき。
状況	第3段階 出動が長時間にわたるとき、または気象条件、水防活動の変化等が生じたとき、その状況を通知するもの。	出動後の状況に変化を認めたとき。
解除	第4段階 水防活動の終了を通知するもの。	水位が氾濫注意水位を下回り、かつ水防活動を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。 または、準備体制に入った後、出動体制に入らないまま水位が水防団待機水位を下回り、その後水位が上昇するおそれがないとき。

なお、これらの指令は、予想される事態の規模が小さくて全面出動を必要としないと認められるときは、準備指令までとし、出動指令を発しないことがある。

また、地震による堤防の漏水、沈下等または津波、高潮による災害が起こるおそれがあるときは、上記に準じて水防警報を発表する。

資料：富山県水防計画

7-10 洪水予報指定河川及びその区域

河川	区 域
常願寺川水系 常願寺川	富山市岡田字岩谷割9番の2地先（横江堰堤）から海まで

資料：富山県水防計画

7-11 洪水予報指定河川基準地点及び基準水位（流量）一覧表

河川名	基準観測所	水防団 待機水位 (流量)	氾濫 注意水位 (流量)	避難判断 水位 (流量)	氾濫 危険水位 (流量)	計画高 水位 (流量)
常願寺川水系 常願寺川	大川寺	4.20m	5.10m	5.24m	6.61m	9.82m

資料：富山県水防計画

7-12 洪水予報の種類及び発表基準等

種類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	はん濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、高齢者等避難の発令の判断の参考とする。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	

資料：富山県水防計画

7-13 水位周知河川及びその区域

河川名	区 域	備 考
白岩川水系 白岩川	左岸：立山町中蔵 右岸：立山町白岩 (町道中蔵橋) から海まで	富山県知事 指定
白岩川水系 栃津川	立山町下田（吉峰橋）から白岩川合流点まで	〃

資料：富山県水防計画

7-14 はん濫危険水位（特別警戒水位）到達情報・発報担当者及び受報者

河川	観測所	量水標管理者発報者	受報水防管理団体	伝達方法
白岩川 水系 白岩川	泉正橋	立山土木事務所長	立山町、富山市、上市町、舟橋村	公衆回線、 防災行政無線等
白岩川 水系 白岩川	交益橋	〃	立山町、富山市、上市町、舟橋村	〃
白岩川 水系 栃津川	流観橋	〃	立山町、舟橋村、上市町、富山市	〃

資料：富山県水防計画

7-15 流量観測所及び基準流量一覧表

水系	河川	観測位置	管理者	指定流量 (m^3/s)	警戒流量 (m^3/s)
白岩川	白岩川	白岩川ダム	富山県	20	30

資料：富山県水防計画

7-16 水防倉庫の所在位置及び備蓄資材等

令和6年4月1日現在

品目	備蓄場所			計	
	場所	前沢（水防倉庫）	岩嶽寺		二ッ屋
丸太（本）			44	70	114
丸太くい（本）			23	108	131
鉄くい（本）				98	98
つるはし（丁）			5	29	34
スコップ（丁）		18	11	42	71
バール（丁）			3	3	6
ペンチ（丁）			3	3	6
ノコ（丁）				6	6
掛矢（丁）		4	2	13	19
土のう袋（枚）		4,000	2,000	2,950	8,950
土入土のう袋（枚）		800			800
鉄線蛇籠・45cm（本）		10		11	21
鉄線蛇籠・60cm（本）		13	125	36	174
トラロープ（m）		190	500	610	1,300
太鼓（個）				1	1
カッター（丁）			3	7	10
鉄ハンマー（丁）				5	5
カマス（枚）			19		19
O・K番線（本）		400	800	1,500	2,700
シノー（本）			3	6	9
ブルーシート（枚）		5			5
亜鉛鉄線（巻）				5	5
ナタ（丁）			3	7	10
カマ（丁）			3	4	7
投光器（個）		3		3	6
ドラム（個）		2	2	3	7
安全ベルト（個）				3	3
ワラ縄（束）		2	2	13	17
手ハンマー			3	3	6
布団籠（個）				3	3
提灯蛇籠（個）		15		10	25
トンビ				3	3
ワイヤーモッコ（枚）				2	2
発電機		2			2
水中ポンプ		3			3
草刈機		2			2
なまし番線				1	1
軍手			60	120	180
チェーンソー（電気）		1			1
チェーンソー（エンジン）			1		1
ヘルメット			100		100
バリケード			10		10

資料：立山町水防計画

7-17 ダム（高さ 15.0m以上）

水系	河川名	ダム	管理者 (操作担 当者)	形式	流域 面積 (km ²)	高さ (m)	有効貯水量 (m ³)	満水位 (m)	最大 取水量 (m ³ /s)	洪水吐 ゲートの 種類・ 規模・ 数
								低水位 (m)	計画高 水流量 (m ³ /s)	
白岩川	白岩川	白岩川 ダム	富山県	複合 式	24.00	50.0	1,700,000	137.50	0.100	ローラーゲート 2段 5.5×14.2 1門
								123.80	340	
常願寺川	和田川	有峰 ダム	北陸 電力 (株)	重力 式	49.93	140.0	205,000,000	1,088.00	119.170	ラジアルゲート 7.62×7.00 2門
								1,015.00	380	
"	"	新中地 山ダム	"	"	79.63	35.0	78,000	604.00	33.000	ローラーゲート 4.00×6.00 4門
								599.00	465	
"	小口川	祐延 ダム	"	"	6.78	45.5	8,399,000	1,399.65	2.780	
								1,372.00	46	
"	"	小俣 ダム	"	"	36.60	37.0	600,000	330.30	30.000	ローラーゲート 4.50×7.00 2門
								319.00	235	
"	"	小口川 ダム	"	"	31.10	72.0	1,500,000	437.00	26.000	ラジアルゲート 9.85×5.40 2門 4.23×3.40 1門
								419.00	780	

資料：富山県水防計画

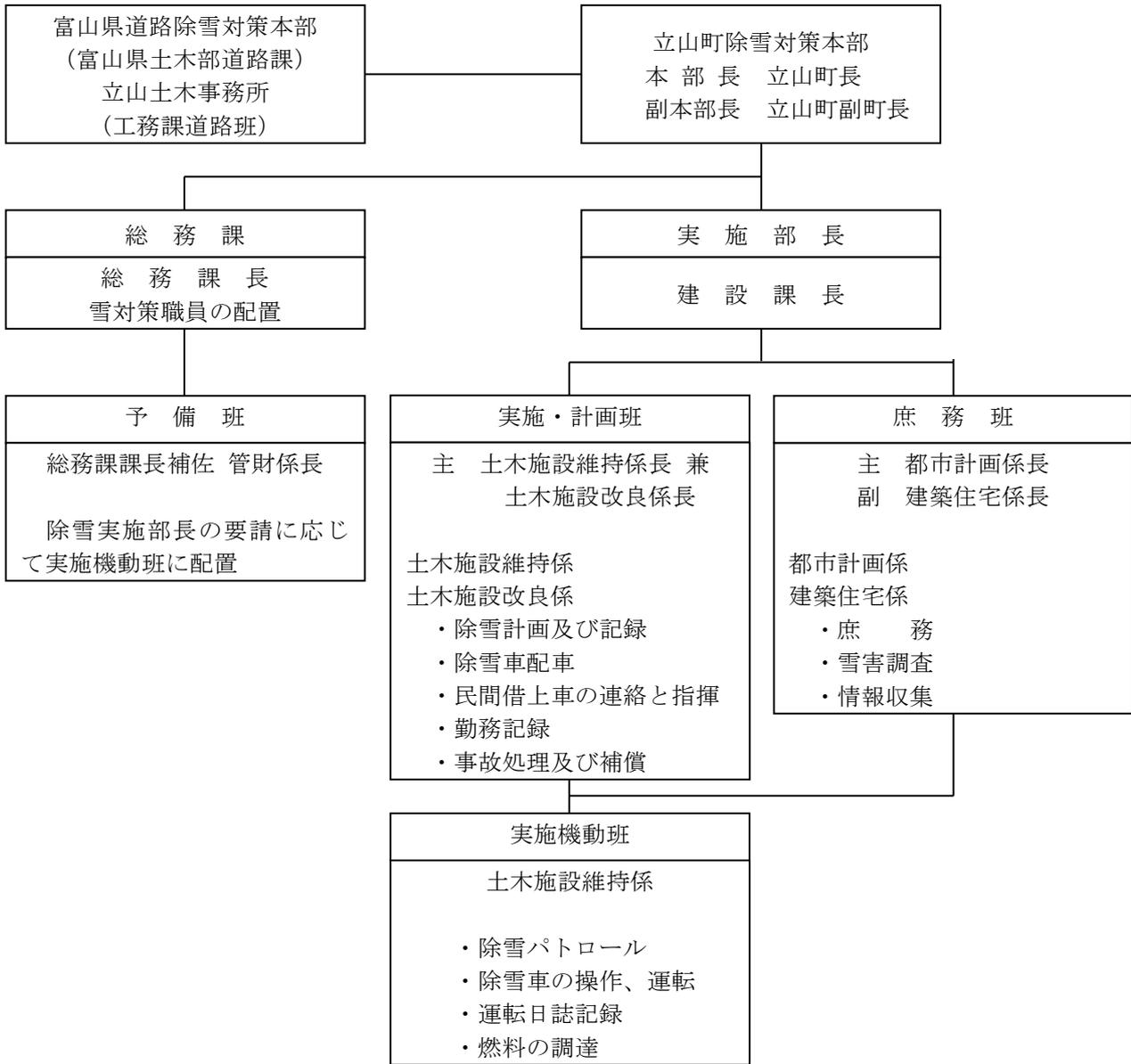
7-18 水門・こう門（高さ 15.0m未満）

水系	河川名	水門 ・閘門	管理者 (操作担 当者)	形式	流域 面積 (km ²)	高さ (m)	満水位 (m)	最大 取水量 (m ³ /s)	洪水吐ゲート の種類・ 規模・数
							低水位 (m)	計画高 水流量 (m ³ /s)	
白岩川	白岩川	上条 頭首工	富山県 (上条用 水土改)	フローティング	80.00	2.00	17.80	2.178	ローラーゲート 5.0×2.0 - 1 転倒ゲート 25.0×1.5 - 1
							15.50	580	

資料：富山県水防計画

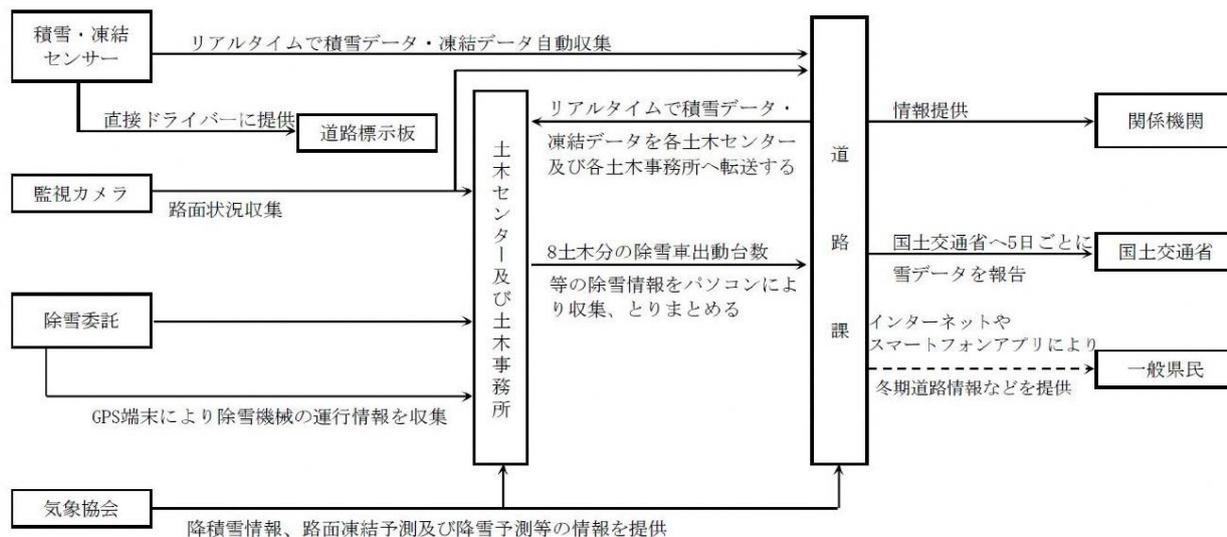
第8節 除雪に関する資料

8-1 除雪対策本部組織図



資料：立山町令和6年度道路除雪計画

8-2 富山県除雪体制系統図



資料：富山県地域防災計画資料編

8-3 町保有除雪機械等

除雪グレーダ (レンタル1台含む)		大型ロータリー 除雪車		タイヤショベル (レンタル5台含む)		除雪ドーザ		除雪トラック		
直営	貸与	直営	貸与	直営	貸与	直営	貸与	直営	貸与	計
0台	2台	1台	0台	0台	29台 (10)	1台	1台	0台	2台	
排雪用 ダンプトラック		凍結防止剤 散布車		小型ロータリー (歩道除雪車)		バックホウ		計		
直営	貸与	直営	貸与	直営	貸与	直営	貸与	直営	貸与	計
1台	0台	0台	1台	0台	3台 (1)	0台	0台	3台	38台 (11)	41台 (11)

※ () 内は、上段の数値の内、自治会へ貸与している台数

資料：立山町令和6年度道路除雪計画

8-4 民間協力除雪機械

除雪 グレー ダー	大型ロー タリー 除雪車	タイヤ ショベル	除雪 ドーザ	除雪 トラック	小型ロー タリー (歩道除雪車)	凍結 防止剤 散布車	排雪用 ダンプ トラック	バックホ ウ	計
5台	2台	67台	0台	1台	7台	0台	94台	19台	195台

資料：立山町令和6年度道路除雪計画

8-5 除雪計画路線数

種 別	路線数
① 町道の除雪路線数（全て業者に委託）	676 路線
② 内、町が保有又は調達する除雪機械を借用し、除雪する路線	676 路線
③ 内、歩道除雪の路線	21 路線
④ 内、凍結防止材散布の路線	22 路線
⑤ 内、消雪施設の路線	40 路線

資料：立山町令和6年度道路除雪計画

8-6 除雪計画延長

			区 分	路線数	延 長 (km)	
除 雪 計 画 延 長	機 械 除 雪 延 長	町 道 除 雪 延 長	1 種 路 線	23	34.4	
			2 種 路 線	35	34.6	
			1種2種複合路線	9	10.5	
			そ の 他 路 線	609	206.2	
			町道車道除雪 計	676	285.7	
			町道歩道除雪	(内 21)	18.7	
				生 活 関 連 道 路 等	286	45.1
				機 械 除 雪 計	962	349.5
				消 雪 施 設	(内 40)	19.3
				機 械 除 雪 + 消 雪 計	962	368.8

上表の内、凍結防止剤散布

22

44.8

資料：立山町令和6年度道路除雪計画

第9節 資機材等に関する資料

9-1 救急・救助用資機材等

1 救急装備

令和6年12月1日現在

救急車（高規格）	3台	傷病者観察モニター	3台
自動式人工呼吸器	3台	観察・応急処置用品	3式
除細動器	5台（AED 1台）	マジックギプス	1式
輸液ポンプ	1台	スクープストレッチャー	3台
電動式吸引器	3式	携帯式酸素吸入器	3台

資料：立山町消防本部

2 救助活動のための機械器具等の保有状況

令和6年12月1日現在

一般救助用器具	かぎ付梯子	1	救助用縛帯	4
	三連梯子	4	折りたたみ担架	1
	金属製折りたたみ梯子	1	救助用ロープ	10
	空気式救助マット	2	カラビナ	30
	救命索発射銃	1	滑車	4
	サーバイバスリング	1	バスケット型担架	2
	重量物排除用器具	油圧ジャッキ	2式	可搬式ウィンチ
油圧スプレッダー		1式	ワイヤーロープ	4
マット型空気ジャッキ		3式	マンホール救助器具	2
切断用器具	油圧切断機	1式	チェーンソー	1
	電動ポンプユニット	1	鉄筋カッター	1
	空気式切断機	1	空気鋸	2
	エンジンカッター	1	電動ノコギリ	1
破壊用器具	万能斧	8	ハンマー	1
測定用器具	可燃性ガス測定器	1	有害ガス測定器	3
			放射線測定器	11
呼吸保護用器具	空気呼吸器	22	空気呼吸器予備ボンベ	50
隊員保護用器具	耐電手袋	5	防毒マスク	29
	安全帯	4	携帯警報器	10
水難救助用器具	救命浮輪	3	救命ボート	1
	救命胴衣	25		
その他の救助用器具	投光器（発電機含む）	4式	工具箱	1式
	携帯投光器	7	救助ベルト	8
	携帯拡声器（ハンドフリー）	4	張力計	1
	応急処置用セット（20人用）	1	携帯無線	32
			救助鉄（セフティーボーイ）	6
火山ガス事故対策用資器材	防毒マスク	29	携帯型ガス測定器	2
	保護メガネ	10	携帯用酸素吸入器	2
	空気呼吸器	3	携帯用酸素缶	10

都市型救助資器材	レスキューハーネス	5	エイト環下降器	5
	ザイルロープ	10	セルフブレーキ下降器 (ID)	2
	スリング	35	レスキューセクター	2
	アルミカラビナ	35	ATCガイド	5
	プルージックコード	5	ロープ登高用ロープクランプ	2
	プーリー	8		
	プーリー (プロトラクション)	2	レスキュートラリアングル (ピタゴール)	1
	ダブルプーリー	3	レスキュートラリアングル (バミューダ)	1
	リギングプレート	5		

資料：立山町消防本部

9-2 備蓄物資

1 立山中央小学校体育館 備蓄倉庫

令和6年11月1日現在

品名	数量
アルファ化米	3,350 食
パン	2,990 食
水 (ペットボトル 500 ml)	900 本
(ペットボトル 2 l)	100 本

資料：総務課

2 各町立公民館

令和6年11月1日現在

種類 保管場所	非常食	生活必需品	避難所運営資機材
千垣公民館	・アルファ米 50 食 ・パン 50 食	・災害用備蓄毛布 70 枚	
芦峯公民館		・災害用備蓄毛布 30 枚 ・ダンボールベッド 3 個 ・非常トイレ(凝固剤) 600 式	・居住用テント(2.1×2.1m) 12 張
新瀬戸公民館		・災害用備蓄毛布 20 枚 ・ダンボールベッド 2 個 ・非常トイレ(凝固剤) 600 式	・居住用テント(2.1×2.1m) 8 張
谷口公民館		・災害用備蓄毛布 20 枚 ・ダンボールベッド 2 個 ・非常トイレ(凝固剤) 400 式	・居住用テント(2.1×2.1m) 8 張
釜ヶ淵公民館		・災害用備蓄毛布 30 枚 ・ダンボールベッド 1 個 ・非常トイレ(凝固剤) 200 式	・居住用テント(2.1×2.1m) 8 張
大森公民館		・災害用備蓄毛布 50 枚 ・ダンボールベッド 5 個 ・非常トイレ(凝固剤) 1,000 式	・居住用テント(2.1×2.1m) 8 張
五百石公民館		・災害用備蓄毛布 100 枚 ・ダンボールベッド 10 個 ・非常トイレ(凝固剤) 200 式	・居住用テント(2.1×2.1m) 4 張
高野公民館		・災害用備蓄毛布 20 枚 ・ダンボールベッド 4 個 ・非常トイレ(凝固剤) 800 式	・居住用テント(2.1×2.1m) 8 張
新川公民館		・災害用備蓄毛布 30 枚 ・ダンボールベッド 10 個 ・非常トイレ(凝固剤) 400 式	・居住用テント(2.1×2.1m) 8 張

資料：総務課

3 旧立山芦峠小学校

令和6年11月1日現在

品名	数量
災害用備蓄毛布	50枚

資料：総務課

4 立山町上東地域活性化センター

令和6年11月1日現在

品名	数量
ダンボールベッド	340個

資料：総務課

5 立山町防災備蓄施設（立山町防災倉庫）

令和6年11月1日現在

品名	数量
災害用備蓄毛布	620枚
ブルーシート	100枚
携帯トイレ	20,800セット
ダンボールベッド	340個
居住用テント	576張
多目的テント	55張
マスク	80,000枚
フェイスシールド	200枚
使い捨て手袋	23,800枚
ペーパータオル	73,800枚
感染対策防護キット	472セット
消毒剤	1,200リットル
嘔吐物緊急凝固剤	100セット
生理用品	640枚
おむつ	1,600枚 (子ども用 1,100枚、大人用 500枚)
体温計	220個

資料：総務課

6 千寿ヶ原コミュニティ消防センター

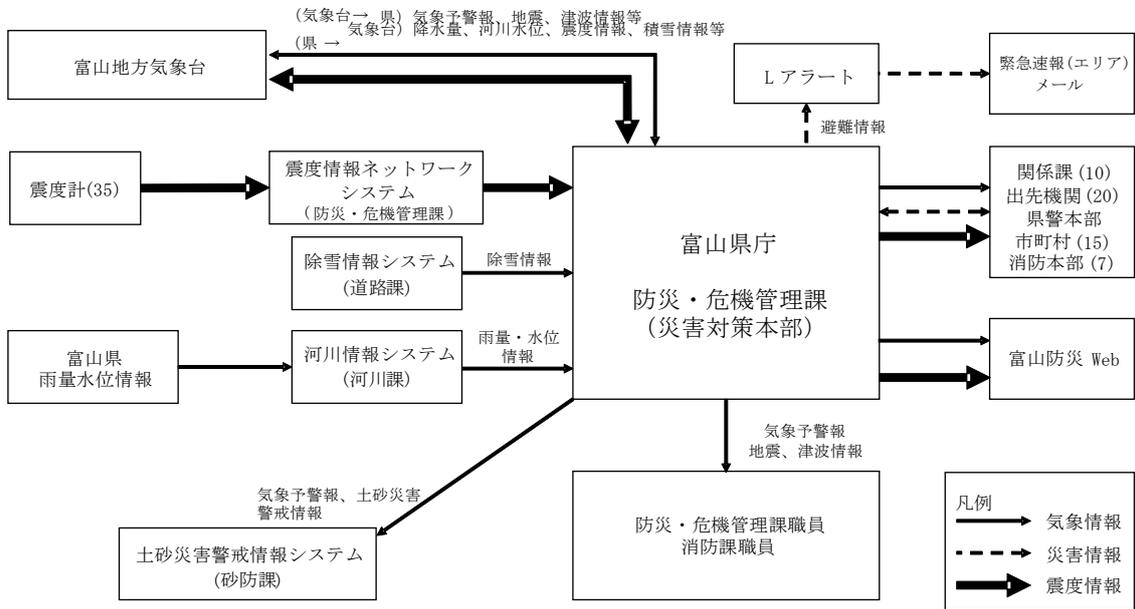
令和6年11月1日現在

品名	数量
災害用備蓄毛布	100枚

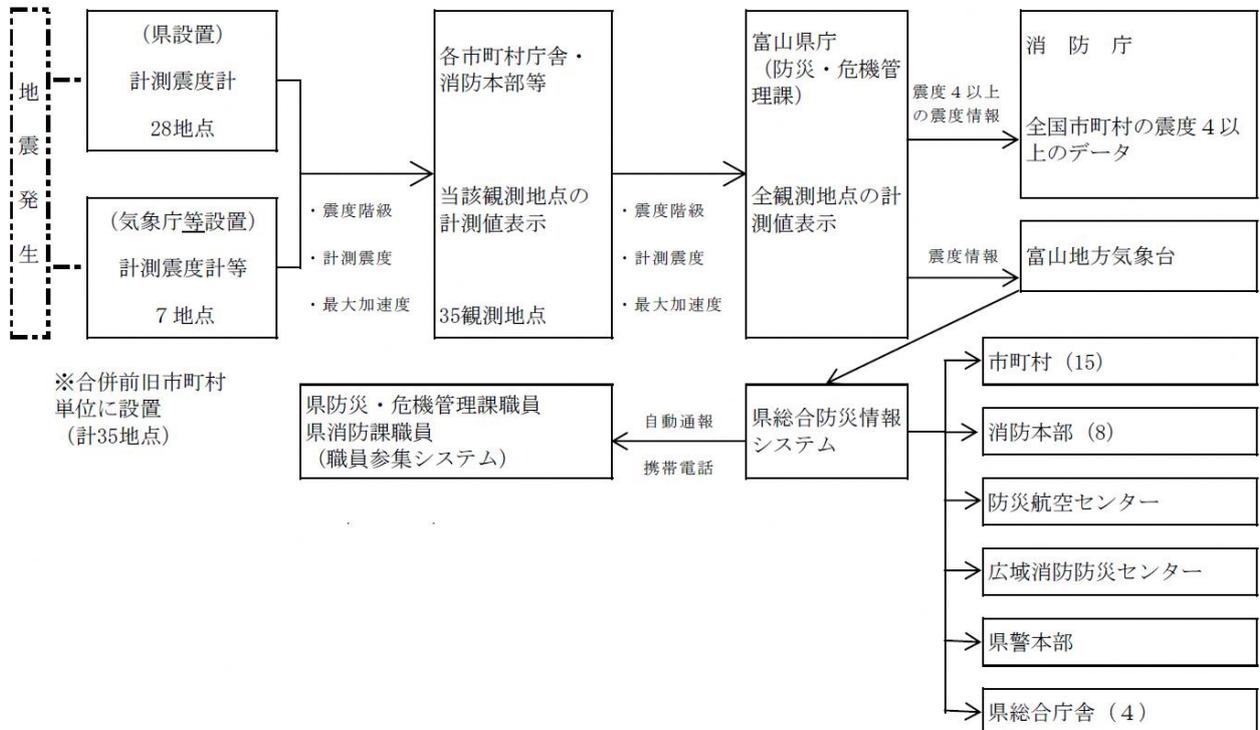
資料：総務課

第10節 通信に関する資料

10-1 富山県総合防災情報システム



10-2 震度情報ネットワークシステム連絡系統図



10-4 立山町消防防災無線

基地局			陸上移動局		無線局合計	
局数	電波数		局数			
	統制波	主運用波	活動波	デジタル		アナログ
2	3	1	2	44 (※12)	13	59

※本部車両搭載の陸上移動局にあつては、デジタル無線及びアナログ無線（防災相互波）両方使用できるデュアル式。

種別	呼び出し名称	種別	呼び出し名称
基地	たてやまほんぶ	移動	たてやま 101
〃	しょうぼうあしくらちゅうけい	〃	たてやま 102
移動	たてやま 1	〃	たてやま 103
〃	たてやま 2	〃	たてやま 104
〃	たてやまかがく 1	〃	たてやま 105
〃	たてやまこうさく 1	〃	たてやま 106
〃	たてやまきゅうきゅう 1	〃	たてやま 107
〃	たてやまきゅうきゅう 2	〃	たてやま 108
〃	たてやまきゅうきゅう 3	〃	たてやま 109
〃	たてやましれい 1	〃	たてやま 110
〃	たてやまこうほう 1	〃	たてやま 111
〃	たてやまこうほう 2	〃	たてやま 112
〃	たてやまげんばしき 1	〃	たてやま 113
〃	たてやまほんそう 1	〃	たてやま 114
〃	たてやまごひゃっこくぶんだん 1	〃	たてやま 115
〃	たてやまぶんだん 1	〃	たてやま 116
〃	たてやまにいかわぶんだん 1	〃	たてやま 117
〃	たてやまりたぶんだん 1	〃	たてやま 118
〃	たてやまうわだんぶんだん 1	〃	たてやま 119
〃	たてやまかまがふちぶんだん 1	〃	たてやま 120
〃	たてやまひがしたにぶんだん 1	〃	たてやま 201
〃	たてやまたかのぶんだん 1	〃	たてやま 202
〃	たてやまおおもりぶんだん 1	〃	たてやましよかつ 1
〃	たてやましただんぶんだん 1	〃	たてやましよかつ 2
		〃	たてやましよかつ 3
		〃	たてやましよかつ 4
		〃	たてやましよかつ 5
		〃	たてやましよかつ 6
		〃	たてやましよかつ 7
		〃	たてやましよかつ 8
		〃	たてやましよかつ 9
		〃	たてやましよかつ 10
		〃	そうたいとやま 46
		〃	そうたいとやま 179
		〃	そうたいとやま 180

資料：立山町消防本部

10-5 非常通信用無線局（中新川郡）

機関名	無線局の種別	無線局名	設置場所	非常通信 受付機関名	電話番号
警察庁	F X / F B	上市	上市町大坪 5-1	上市警察署	(076) 472-0110
国土 交通省	F X / F B F P	建設立山	立山町芦峯寺字ブナ坂 61 番地	立山砂防事務所 工務課	(076) 482-1197
	F X / F B	建設水谷	立山町芦峯寺字ブナ坂 外第 11 番地国有林地内	立山砂防事務所 水谷出張所	(076) 482-1133
富山県	F B	防災立山	立山町前沢 2359 番地 5	富山県 立山土木事務所	(076) 463-1101
	F B	防災上市川	上市町東種字郷津 1-2	富山県上市川ダム 管理事務所	(076) 472-0676
	F B	防災白岩川	立山町白岩字矢割 29 番地	富山県白岩川ダム 管理事務所	(076) 463-0392
消防	F X / F B	上市卓上 1	上市町稗田 36	上市消防署	(076) 472-2244
	F B	立山本部	立山町米沢 36 番地	立山町消防本部	(076) 463-0005
北陸電力 (株)	F B	魚津発電 早月	上市町伊折 28	魚津支社電力部 発電電保守課	(0765) 24-6285

※無線局の種別

F B : 基地局、F X : 固定局、F C : 海岸局、F P : 携帯基地局

第11節 情報の収集、伝達等に関する資料

11-1 県への災害即報、災害確定報告

報告機関名：立山町				区 分		被 害			
災害名 ・ 報告番号	災害名			そ の 他	田	流失・埋没	ha		
	第 報 ()					冠 水	ha		
(月 日 時 現在)			畑		流失・埋没	ha			
					冠 水	ha			
報告者名					文教施設		箇所		
区 分			被 害		病院		箇所		
人的被害	死 者		人		道路		箇所		
	行方不明者		人		橋りょう		箇所		
	負傷者	重症	人	河川		箇所			
		軽傷	人	港湾		箇所			
住 家 被 害	全壊 (全焼)		棟	砂防		箇所			
			世帯			箇所			
			人			箇所			
	半壊 (半焼)		棟	清掃施設		箇所			
			世帯			箇所			
			人			箇所			
	一部破損		棟	鉄道不通		箇所			
			世帯			箇所			
			人			箇所			
	床上浸水		棟	被害船舶		隻			
			世帯			戸			
			人			箇所			
床下浸水		棟	下水道		箇所				
		世帯			回線				
		人			戸				
公共建物		棟	電気		戸				
		世帯			ガス	戸			
		人			ブロック塀等	箇所			
その他		棟	り災世帯数		世帯				
		棟			り災者数		人		
		棟					火災発生		建物
棟	危険物	件							
棟	その他	件							

区 分		被 害		都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	名 称			
公立文教施設	千円				設置	月	日	時
農林水産施設	千円				解散	月	日	時
公共土木施設	千円							
その他の公共施設	千円			災 害 対 策 本 部 設 置 市 町 村	立山町災害対策本部			
小 計	千円				設置	月	日	
公共施設被害市町村	団体				解散	月	日	
そ の 他	農産被害	千円		計	団体			
	林物被害	千円						
	畜産被害	千円		災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名				
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
その他	千円			計	団体			
被害総額		千円			消防職員出動延人数	人		
					消防団員出動延人数	人		
					119番通報件数	件		
備 考	災害発生場所							
	災害発生年月日							
災害の種類概況								
応急対策の状況								
<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難指示等の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況 								

※被害額は省略することができるものとする。

※119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

11-2 県への災害概況即報

[災害概況即報]

災害名
(第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	立 山 町
報告者職氏名	
電話番号	

災 害 の 概 況	発生場所	発生日時	年 月 日 時 分			
		覚知日時	年 月 日 時 分			
	(位置図等の図面の添付をお願いします。)					
被 害 の 状 況	人 的 被 害	死者 人	重傷 人	住 家 被 害	全壊 棟	床上浸水 棟
		うち災害関連死者 人	軽傷 人		半壊 棟	床下浸水 棟
		不明 人	合計 人		一部損壊 棟	未分類 棟
	人的被害については、性別、年齢、負傷の程度等を付記願います。 上記以外の被害状況（土砂崩れ、河川の氾濫等）も可能な限り記入願います。					
	119 番通報の件数 件					
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県) 富 山 県	(市町村) 立 山 町			
	ボランティアセンターの設置状況（設置の有無・設置場所等） ボランティアの活動状況（受入の有無、派遣の状況） その他関連事項					

※第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

※住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

※直接即報基準により消防庁へ直接速報する場合は、火災・災害即報要領第 4 号様式（その 1）を使用すること。

被害程度の認定基準

被害等区分		判定基準
1 人的 被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病等により死亡し、差異が弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害が原因で死亡したものと認められた者とする。（実際には災害弔慰金が支給されていない者も含めるが、当該災害が原因で所在が不明な者は除く。）
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の診療を受け、又は受ける必要がある者のうち一ヶ月以上の治療の要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の診療を受け、又は受ける必要がある者のうち一ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。
2 住家 被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかは問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位。 （同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別居であれば2世帯とし、寄宿舎、下宿、これに類する施設に宿泊し、共同生活を営んでいるものは原則として1世帯とする。）
	全壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

被害等区分		判定基準
	準半壊に至らない (一部破損)	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも のとする。(床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く)ただし、ガラス が数枚破損した程度のごく小さいものは除く。
	床上浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの 及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水 したものとする。
3 非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目は属さないもので、全壊(全 焼)、半壊(半焼)の被害を受けたものとする。これらの施設に人が居住し ているときは、当該部分を住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物と する。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
4 田畑の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものと する。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没 畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
5 その 他の 被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護 学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法(昭和23年法律第20号)第1条第1項に規定する患者20人以上の 収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋 りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するため道路、鉄道、河川、運河等の上に仮設された橋とする。
	河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若 しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水 利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために、防護することを必要 とする河岸とする。
	港湾	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外か く施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の 規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規 定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったも の及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない 程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点にお ける戸数とする。
電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。	

被害等区分		判定基準
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
6 建物	建物 危険物 その他	地震又は火山噴火の場合のみ報告すること。
7 り 災 者	り災世帯	災害により全壊（全焼）、半壊（半焼）及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
8 災 害 の 態 様	火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第1項に規定する現象をいうものとする。
	土石流	河床勾配が20分の1以上の溪流において、水を含んだ土砂等が下流へ移動する現象をいうものとする。
9 被 害 金 額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋りょう、港湾、漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公立土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害 市町村	公立文教施設、農林水産業施設及び公立土木及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	商工建物被害	商店、工場等の被害をいうものとする。住宅と併用の場合は住宅部分を除いた被害額とする。
	鉄道施設被害	鉄道施設の被害とする。
電信電話施設被害	電信電話施設の被害とする。	
電力施設被害	電力施設の被害とする。	

- ※「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」の被害は、災害中間報告にあつては、報告時点で判明している最新の数値を記入するものとし、災害確定報告にあつては、被害の最大値を記入するものとする。
- ※「地すべり」、「土石流」の箇所は、防止施設、人命、住家、公共的建物に被害があつたものとする。
- ※ 被害額については、原則として施設等にあつては、その再取得価額又は復旧額とし、生産物については、時価とする。なお、公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設で査定済のものについては、その査定金額を記入し、未査定額はカッコ書きとするものとする。

11-4 被害状況調書一覧表

学(地)区名		調査年月日		調査員氏名						
区		. . ~ . .		課 氏名			印			
番号	住所 (字名・番地)	世帯主氏名 (又は所有者名)	職業 (学校・学年)	世帯員数			人の被害			
				男	女	計	死亡	行方不明	重傷	軽傷
				人	人	人	人	人	人	人
計										

11-5 災害情報

災 害 情 報

受信時刻・番号	月 日 時 NO
受 信 者	
受 信 機 関	
発 信 者	

部班名	部 班
報告日時	月 日 時

内 容

災 害 の 原 因	
災 害 発 生 日 時	年 月 日 時
災 害 発 生 場 所	
被 害 区 域	
被 害 程 度 の 概 要	
応 急 対 策 の 状 況	
そ の 他 参 考 事 項	

11-6 災害状況調書

災 害 状 況 調 書

部 班 名	部 班
報 告 者	
報 告 日 時	月 日 時

区 分	名 称	被害場所又はおそれのある場所	被害状況（陥没、亀裂、決壊等）
道 路			
橋りょう			
河 川			
田 畑			
樹木倒壊			

11-7 災害情報指示伝票

災 害 情 報 指 示 伝 票

回覧	
----	--

部 班 名	部 班
報 告 日 時	月 日 時

受 信	受信日時	発信機関	件 名
	月 日 時 分	(電話) 発信者	
内容 (原因、発生月日、場所、区域、被害程度、対策状況、人員、資材、物資)			

受 信	受信日時	発信機関	件 名
	月 日 時 分	(電話) 受信者	
内容			

11-8 被害状況・応急対策・復旧状況調書

被害状況・応急対策・復旧状況調書

部 班 名	部 班
報 告 者	
報 告 日 時	月 日 時

種 類	被 害 状 況	被 害 額	応急対策・復旧状況

記入上の注意

1. 対象は、原則として町又は町長が管理する施設とするが、河川堤防及び道路については、町域内の国又は県管理のものを含むものとする。
2. 種類欄には、庁舎、学校、諸施設、道路、堤防、橋、上水道、下水道施設等に区分する。
3. 被害状況欄には、種類欄の区分ごとに被害の程度及び被害箇所を記載すること。
4. 被害額欄には、施設の原形復旧に要する概算見積額を記載すること。
5. 応急対策及び復旧状況欄には、種類別の区分ごとに応急措置、復旧の程度及び復旧箇所を記載すること。
6. 民間の被害については、この様式に準じて別に記載すること。

11-9 災害応急対策活動状況

災害応急対策活動状況

部 班 名	部	班
報 告 者		
活 動 期 間	月 日 時から	月 日 時まで
報 告 日 時	月 日 時	

業 務 内 容	動 員 状 況		使用機材、物資等	
	種 別	動員数	種 別	数 量

記入上の注意

1. 動員状況欄には、業務内容欄の区分に応じて職員、消防団、自衛隊、学生、一般町民、応急派遣職員、雇上用員等に分けて記載すること。
2. 使用機材、物資等欄には、「応急復旧」における木材、土砂、俵等各種救助物資その他使用した機材について、それぞれ種類別に数量を記載すること。

第12節 災害救助に関する資料

12-1 災害救助法適用基準

災害救助法は、被害が次のいずれかに該当するときに適用される。

1 1号適用（令第1条第1項第1号）

県内の市町村の滅失世帯数が下表の基準に達したとき。

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000人未満		30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40世帯
15,000人	30,000人未満	50世帯
30,000人	50,000人未満	60世帯
50,000人	100,000人未満	80世帯
100,000人	300,000人未満	100世帯
300,000人		150世帯

2 2号適用（令第1条第1項第2号）

被害が広範囲にわたり、県下の滅失世帯の総数が1,500世帯以上に達したときで、かつ当該市町村の滅失世帯数が1号適用基準の1/2以上に達したとき。

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000人未満		15世帯
5,000人以上	15,000人未満	20世帯
15,000人	30,000人未満	25世帯
30,000人	50,000人未満	30世帯
50,000人	100,000人未満	40世帯
100,000人	300,000人未満	50世帯
300,000人		75世帯

3 3号適用（令第1条第1項第3号）（内閣総理大臣に事前協議）

(1) 被害が県下全域に及ぶ大災害で、県下の住家の滅失世帯数が7,000世帯以上に達した場合で、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であるとき。

「多数」とは確定数ではなく、市町村の被害状況が特に援助を要する状態にあると判断されたとき。

(2) 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、しかも多数の世帯の住家が滅失したとき。

4 4号適用（令第1条第1項第4号）（内閣総理大臣に事前協議）

多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

5 住家滅失世帯数の算定

住家の被害程度は、住家の滅失した世帯即ち全壊・全焼・流出等の世帯を標準とし、住家が半壊・半焼等著しく損傷した世帯にあつては滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水・土砂のたい積等により一時的に居住不能な世帯にあつては滅失世帯の3分の1とみなして適用基準上換算して取扱う。

12-2 災害救助の種類及び実施者

救助の程度、方法及び期間は応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。（富山県災害救助法施行規則別表第1）

内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで定めることができる。

■ 救助の種類・期間

救 助 の 種 類	実 施 期 間
避難所の設置及び収容	被害発生の日から7日以内
応急仮設住宅の設置	被害発生の日から20日以内に着工、完成の日から2年以内
炊出しその他による食品の給与	被害発生の日から7日以内
飲料水の供給	被害発生の日から7日以内
被服・寝具その他生活必需品の給（貸）与	被害発生の日から10日以内
医療	被害発生の日から14日以内
助産	分娩した日から7日以内
災害にかかった者の救出	被害発生の日から3日以内
災害にかかった住宅の応急修理	被害発生の日から1月以内
生業に必要な資金の貸与	被害発生の日から1月以内
学用品の給与（教科書）	被害発生の日から1月以内
学用品の給与（文房具）	被害発生の日から15日以内
埋葬	被害発生の日から10日以内
遺体の搜索	被害発生の日から10日以内
遺体の処理	被害発生の日から10日以内
障害物の除去	被害発生の日から10日以内
輸送費及び賃金職員等雇上費	救助の実施が認められる期間内

※ 救助の適切な実務が困難な場合には、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て期間を延長することができる。（令第9条第2項）

また、医療、助産、遺体の処理（遺体の縫合・洗浄）については、日本赤十字社富山県支部に委託している。

12-3 災害救助内容の早見表

富山県災害救助法施行規則（令和5年）

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
収容施設の供与	<p>1 避難所</p> <p>(1) 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。</p> <p>(2) 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。</p> <p>(3) 設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、1人1日当たり300円(10月から3月までの期間については、別に定める額を加算した額)の範囲内とする。ただし、福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。))であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。以下同じ。)を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。</p> <p>2 応急仮設住宅</p> <p>(1) 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者を収容する。</p> <p>(2) 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のため支出できる費用は、2,401,000円以内とする。</p> <p>(3) 同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができるものとし、1施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、(2)にかかわらず別に定めるところによる。</p> <p>(4) 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数の者を収容する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を応急仮設住宅として設置できる。</p> <p>(5) 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。</p> <p>(6) 災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。</p>	<p>災害発生の日から7日以内</p> <p>完成の日から2年以内</p>
炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	<p>1 炊出しその他による食品の給与</p> <p>(1) 避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行う。</p> <p>(2) 被災者が直ちに食することができる現物による。</p> <p>(3) 支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,010円以内とする。</p> <p>(4) 被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、救助の期間内に3日分以内を現物により支給することができる。</p> <p>2 飲料水の供給</p> <p>(1) 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。</p> <p>(2) 支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>災害発生から7日以内</p> <p>災害発生の日から7日以内</p>
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。</p> <p>2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。</p> <p>(1) 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>(2) 日用品</p> <p>(3) 炊事用具及び食器</p> <p>(4) 光熱材料</p> <p>3 支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額の範囲内とする。</p>	<p>災害発生の日から10日以内</p>

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間																																										
	<p>(1) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</p> <table border="1" data-bbox="347 248 1206 450"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>1人世帯の額</th> <th>2人世帯の額</th> <th>3人世帯の額</th> <th>4人世帯の額</th> <th>5人世帯の額</th> <th>世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>17,200円</td> <td>22,200円</td> <td>32,700円</td> <td>39,200円</td> <td>49,700円</td> <td>7,300円</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>28,500円</td> <td>36,900円</td> <td>51,400円</td> <td>60,200円</td> <td>75,700円</td> <td>10,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯</p> <table border="1" data-bbox="347 479 1206 680"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>1人世帯の額</th> <th>2人世帯の額</th> <th>3人世帯の額</th> <th>4人世帯の額</th> <th>5人世帯の額</th> <th>世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>5,600円</td> <td>7,600円</td> <td>11,400円</td> <td>13,800円</td> <td>17,400円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>9,100円</td> <td>12,000円</td> <td>16,800円</td> <td>19,900円</td> <td>25,300円</td> <td>3,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 「夏季」とは4月1日から9月30日までを、「冬季」とは10月1日から3月31日までをいい、季別は災害発生日をもって決定する。</p>	季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	夏季	17,200円	22,200円	32,700円	39,200円	49,700円	7,300円	冬季	28,500円	36,900円	51,400円	60,200円	75,700円	10,400円	季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	夏季	5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,400円	2,400円	冬季	9,100円	12,000円	16,800円	19,900円	25,300円	3,300円	
季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額																																						
夏季	17,200円	22,200円	32,700円	39,200円	49,700円	7,300円																																						
冬季	28,500円	36,900円	51,400円	60,200円	75,700円	10,400円																																						
季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額																																						
夏季	5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,400円	2,400円																																						
冬季	9,100円	12,000円	16,800円	19,900円	25,300円	3,300円																																						
医療及び助産	<p>1 医療</p> <p>(1) 災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置する。</p> <p>(2) 救護班において行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができる。</p> <p>(3) 次の範囲内において行う。</p> <p>ア 診察</p> <p>イ 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>ウ 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>エ 病院又は診療所への収容</p> <p>オ 看護</p> <p>(4) 支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。</p> <p>2 助産</p> <p>(1) 災害発生日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失った者に対して行う。</p> <p>(2) 次の範囲内において行う。</p> <p>ア 分べんの介助</p> <p>イ 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>(3) 支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。</p>	<p>災害発生日から14日以内</p> <p>分べんした日から7日以内</p>																																										
災害にかかった者の救出	<p>1 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。</p> <p>2 支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>災害発生日から3日以内</p>																																										
災害にかかった住宅の応急修理	<p>1 災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。</p> <p>2 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり520,000円以内とする。</p>	<p>災害発生日から1月以内</p>																																										
生業に必要な資金の貸与	<p>1 住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。</p> <p>2 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。</p> <p>3 貸与できる額は、次の範囲内とする。</p> <p>(1) 生業費 1件当たり30,000円</p> <p>(2) 就職支度費 1件当たり15,000円</p> <p>4 貸与には、次の条件を付する。</p>	<p>災害発生日から1月以内</p>																																										

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
	(1) 貸与期間 2年以内 (2) 利子 無利子	
学用品の給与	1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行う。 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 (1) 教科書 (2) 文房具 (3) 通学用品 3 支出できる費用は、次の範囲内とする。 (1) 教科書 ア 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 イ 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 (2) 文房具及び通学用品 ア 小学校児童 1人当たり 4,100円 イ 中学校生徒 1人当たり 4,400円 ウ 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円	災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内
埋葬	1 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。 2 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。 (1) 棺(附属品を含む。) (2) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。) (3) 骨つぼ及び骨箱 3 支出できる費用は、1体当たり大人201,000円以内、小人160,800円以内とする。	災害発生の日から10日以内
死体の搜索	1 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。 2 支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から10日以内
死体の処理	1 災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行う。 2 次の範囲内において行う。 (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 (2) 死体の一時保存 (3) 検案 3 検案は、原則として救護班において行う。 4 支出できる費用は、次に掲げるところによる。 (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,300円以内とする。 (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,000円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。 (3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。	災害発生の日から10日以内
障害物(災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものをいう。)	1 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行う。 2 支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり133,900円以内とする。	災害発生の日から10日以内

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
以下同じ。)の除去		
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	<p>1 支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 被災者の避難 (2) 医療及び助産 (3) 災害にかかった者の救出 (4) 飲料水の供給 (5) 死体の捜索 (6) 死体の処理 (7) 救済用物資の整理配分 <p>2 支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。</p>	当該救助の実施が認められる

12-4 災害救助日報

災 害 救 助 日 報

報告機関				受信機関			
送信者				受信者			
報告時限		月 日 時現在		受信時間		月 日 時現在	
避難所開設	開設期間	開設日時	日 時	被服寝具生活必需品給与	県より受入又は前日よりの繰越量		点
		閉鎖予定日	月 日		本日支給	全失世帯数	(世帯) 点
	既存建物	箇所数	カ所			半失、床上浸水世帯数	(世帯) 点
		収容人員			翌日への繰越量		点
野外仮設	箇所数	カ所	医療・助産救助	医療救護班	医療救護班出動数		ヶ隊
	収容人員	人			救助地区		
給与期間	開始月日	月 日		診療者数	医療	人	
	終了予定日	月 日				助産	
食糧の給与	給与箇所数		カ所	医療機関	医療	施設数	ヶ所
	給与人数	朝	人			診療人数	人
		昼	人		助産	施設数	ヶ所
		夕	人			診療人数	人
		計	人	救助終了予定月日		月 日	
給水	供給地区数		地区	被災者救出	救出地区		
	供給実人員		人		救出をした人員		人
	供給水量		ℓ		今後救出を要する人員		人
	給水期間	開始月日	月 日		救出終了予定月日		月 日
		終了予定	月 日				
給水方法			救出の方法				

災 害 救 助 日 報 (続 き)

学用品支給	本日支給	小学生	全壊世帯	() 人 点	死体の処理	死亡人員		体
			半壊(床上浸水)世帯	() 人 点		死体処理	死体洗浄	体
	中学生	全壊世帯	() 人 点	死体縫合			体	
		半壊(床上浸水)世帯	() 人 点	死体消毒			体	
埋葬	前日までの埋葬		体	死体保存		既存建物利用	カ所	
	本日埋葬	大人	体			仮設建物	カ所	
		小人	体	死体処理機関				
		計	体	今後死体処理を要する死体		体		
	翌日以降の要埋葬数			死体を処理終了予定月日		月 日		
	埋葬終了予定月日		月 日	障害物除去	障害物除去を要する戸数		戸	
搜索地区			本日除去した戸数		戸			
死体の搜索	死体	搜索を要する死体			体	今後除去を要する戸数		戸
		本日発見死体			体	障害物除去の終了予定月日		月 日
		今後要搜索死体		体	輸送	公用車使用		台
	搜索の方法			借上者使用		台		
搜索終了予定月日		月 日	救助の種類					
仮設住宅	着工月日		月 日	用員	用員借上数		人	
	着工月日		月 日		従事作業			
住宅修理	着工月日		月 日		その他			
	着工月日		月 日	備考				

災害救助に関する報告要領

被害報告の区分と内容

区分	報告を必要とする 災害の程度等	報 告 の 内 容	報 告 時 期
発生報告	ア 災害救助法の適用が明確な場合 イ 災害救助法の適用が見込まれる場合	ア 災害発生の日及び地域名 イ 災害の原因 ウ 調査班の派遣状況及び調査完了時刻 エ 発生時の被害状況及び法適用の有無	発生後可及的速かに報告
中間報告	ア 災害救助法適用市町村の指定が完了した場合	ア 上記発生報告のア～エまでの内容の変更 イ 救助の種類別実施状況(日報) ウ 災害救助費概算額調	法適用後救助の実施機関中毎日報告する
決定報告	ア 災害救助法による応急救助が完了した場合	ア 発生報告、中間報告のすべてが確定した状況 イ その他必要と認められる全般的な内容	応急救助が完了したのち、できる限り早い時期

救助の種類と報告事項

救 助 の 種 類	報 告 事 項
1. 避難所の世知	箇所数数、収容人員等
2. 応急仮設住宅の設置	設置(希望)戸数等
3. 炊き出し、その他による食品の給与	箇所数、給食数、給食人員数
4. 飲料水の供給	対象人員数
5. 被服、寝具、その他生活必需品の給与	主なる品目別給与点数及び給与世帯数等
6. 医療及び助産	隊数、医療機関数、患者数、分娩者数等
7. 災害にかかった者の救出	救出人員、行方不明者数等
8. 災害にかかった住宅の応急修理	対象世帯数等
9. 生業資金の貸与	対象世帯数等
10. 学用品の給与	小、中学別対象者数及び給与点数等
11. 埋葬	埋葬数等
12. 遺体の搜索	行方不明者数等
13. 遺体の処置	遺体処置(埋葬を除く)数等
14. 障害物の除去	対象世帯数等

12-5 災害対策基本法に基づく指定避難所及び避難施設等

1 指定緊急避難場所（33箇所）

令和7年1月現在

番号	地区	避難場所名称	所在地	連絡先	面積 (㎡)	収容可能 人数 (人)※1	対象とする異常な現象※3		
							洪水	がけ崩れ・ 土石流及び 地滑り	地震
1	五百石	雄山中学校グラウンド	前沢 3318 番地	463-1261	26,557	10,620	○	○	○
2		立山中央小学校グラウンド	前沢 3051 番地	463-1231	7,760	3,100	○	○	○
3		立山町役場駐車場	前沢 2440 番地	463-1121	7,112	2,840	○	○	○
4		前沢中央公園	前沢 2626 番地	462-9975	13,404	3,350	○	○	○
5		立山町土地改良区駐車場	前沢 2530 番地 32	463-3356	400	160	○	○	○
6		五百石公民館	前沢 2469 番地	463-3557	670	160	○	○	○
7		雄山高等学校グラウンド	前沢 1437 番地 1	463-0680	23,175	9,270	○	○	○
8		五百石駅駐車場（3ヶ所）	前沢 1169 番地	463-0001	4,416	1,760	○	○	○
9	下段	立山友情館グラウンド	榎 1 番地	463-1121	3,187	1,270	○	○	○
10		中央体育センター広場・駐車場	向新庄 123 番地	463-5077	5,249	2,090	○	○	○
11		立山町武道館駐車場	向新庄 123 番地	463-5077	610	240	○	○	○
12	高野	高野小学校グラウンド	野町 120 番地	463-0427	7,492	2,990	×	○	○
13		高原保育園	竹林 45 番地	463-1430	4,233	1,050	×	○	○
14		米沢児童公園	米沢 3 番地 9	462-9975	1,499	370	○	○	○

番号	地区	避難場所名称	所在地	連絡先	面積 (㎡)	収容可能 人数 (人)※1	対象とする異常な現象※3		
							洪水	がけ崩れ・ 土石流及び 地滑り	地震
15	大森	大森公民館グラウンド	西大森 1412 番地	463-2295	6,213	2,480	×	○	○
16		みどりの森保育園	高原八ツ屋 108 番地	462-2248	4,635	1,150	×	○	○
17		大日町児童公園	蔵本新	463-1121	930	370	×	○	○
18	利田	利田小学校グラウンド	利田 722 番地	463-1061	5,915	2,360	×	○	○
19		あおぞら保育園	横沢 1 番地	463-0061	6,906	1,720	×	○	○
20	上段	町営上東グラウンド	下白岩 16 番地	463-1121	7,909	3,160	○	○	○
21		町営日中上野グラウンド	日中上野 80 番地	463-1121	5,753	2,300	○	○	○
22		町営新瀬戸グラウンド	中林 241 番地	463-1121	5,847	2,330	○	○	○
23		立山町総合公園	野沢 1 番地	464-1601	170,823	6,640	○	○	○
24	釜ヶ淵	釜ヶ淵小学校グラウンド	道源寺 685 番地	462-9166	6,492	2,590	○	○	○
25		釜ヶ淵公民館	道源寺 900 番地	463-0550	1,723	430	○	○	○
26	立山	立山小学校グラウンド	宮路 5 番地	483-1803	9,800	3,920	○	○	○
27		岩嶽寺児童公園	岩嶽寺 21 番地	462-9975	3,526	880	○	○	○
28		岩嶽寺保育所	岩嶽寺 105 番地 8	483-1451	3,545	880	○	○	○
29		町営立山芦嶽グラウンド	芦嶽寺 8 番地	463-1121	6,649	2,650	○	○	○
30		芦嶽寺多目的広場	芦嶽寺 2 番地 2	463-1121	2,227	550	○	○	○
31		芦嶽公民館	芦嶽寺 86 番地 1	481-1157	2,740	680	○	○	○
32		千寿ヶ原駐車場	芦嶽寺字ブナ坂 (千寿ヶ原)	431-4111	7,269	2,900	×	×	○
33	新川	立山北部小学校グラウンド	二ッ塚 168 番地	462-1016	10,169	4,060	○	○	○

2 指定避難所（48箇所）

令和7年3月現在

番号	地区	避難場所名称	所在地	連絡先	面積 (㎡)	収容可能人数 (人)※2	対象とする 異常な現象※3		
							洪水	がけ崩れ・ 土石流及び 地滑り	地震
1	五百石	雄山中学校	前沢 3318 番地	463-1261	3,716	1,480	○	○	○
2		立山中央小学校	前沢 3051 番地	463-1231	2,779	1,110	○	○	○
3		五百石公民館	前沢 2469 番地	463-3557	814	200	○	○	○
4		雄山高等学校	前沢 1437 番地 1	463-0680	2,358	940	○	○	○
5		元気交流ステーション	前沢 1169 番地	463-0001	6,060	1,510	○	○	○
6		かがやき保育園	前沢 2543 番地 1	463-4656	1,394	340	○	○	○
7		立山町防災児童館複合施設	前沢 2385 番地	463-0622	535	133	○	○	○
8	下段	下段公民館	榎 43 番地	463-3159	584	140	○	○	○
9		中央体育センター	向新庄 123 番地	463-5077	1,056	420	○	○	○
10		立山町武道館	向新庄 123 番地	463-5077	2,665	1,060	○	○	○
11		立山友情館	榎 1 番地	463-1121	653	260	○	○	○
12	高野	高野小学校	野町 120 番地	463-0427	1,136	450	②	○	○
13		高野公民館	江崎 113 番地	464-1161	618	150	②	○	○
14		高原保育園	竹林 45 番地	463-1430	1,659	410	②	○	○
15		立山町消防署	米沢 36 番地	463-0005	140	30	○	○	○
16	大森	大森公民館	西大森 1412 番地	463-2295	958	280	×	○	○
17		みどりの森保育園	高原八ツ屋 108 番地	462-2248	1,199	290	×	○	○

番号	地区	避難場所名称	所在地	連絡先	面積 (㎡)	収容可能人数 (人)※2	対象とする 異常な現象※3		
							洪水	がけ崩れ・ 土石流及び 地滑り	地震
18		大日町公民館	蔵本新 179 番地 1	—	386	90	×	○	○
19	利田	利田小学校	利田 722 番地	463-1061	1,503	600	②	○	○
20		利田公民館	利田 1080 番地	463-4077	609	150	②	○	○
21		あおぞら保育園	横沢 1 番地	463-0061	1,334	330	×	○	○
22	上段	上東地域活性化センター	下白岩 16 番地	463-0321	935	230	○	○	○
23		町営上東体育館	下白岩 16 番地	463-1121	691	310	○	○	○
24		町営日中上野体育館	日中上野 80 番地	463-1121	575	230	○	○	○
25		日中上野公民館	日中上野 82 番地	462-2648	505	120	○	○	○
26		町営新瀬戸体育館	中林 241 番地	463-1121	580	230	○	○	○
27		新瀬戸公民館	新瀬戸 19 番地	463-3425	422	100	○	○	○
28		立山町総合公園	野沢 1 番地	464-1601	1,908	760	○	○	○
29	東谷	町営谷口体育館	谷口 43 番地	463-1121	579	230	○	×	○
30		町文化情報発信ステーション	谷口 43 番地	464-3889	1,594	390	○	×	○
31		谷口公民館	谷口 7 番地 2	462-2484	363	90	×	○	○
32		立山町東谷農山村滞在施設	谷口 1 番地 1	462-3654	373	90	×	○	×
33		東峯地区集落センター	伊勢屋 50 番地	464-1443	158	40	○	×	×
34	釜ヶ淵	釜ヶ淵小学校	道源寺 685 番地	462-9166	1,069	420	○	○	○
35		釜ヶ淵公民館	道源寺 900 番地	463-0550	573	140	○	○	○
36	立山	立山小学校	宮路 5 番地	483-1803	1,197	470	○	○	○
37		岩嶺公民館	岩嶺寺 21 番地	483-3496	569	140	○	○	○

番号	地区	避難場所名称	所在地	連絡先	面積 (㎡)	収容可能人数 (人)※2	対象とする 異常な現象※3		
							洪水	がけ崩れ・ 土石流及び 地滑り	地震
38		岩嶽保育所	岩嶽寺 105 番地 8	483-1451	650	160	○	○	○
39		横江公民館	横江 3 番地	463-1121	139	30	○	×	×
40		千垣公民館	千垣 594 番地 2	481-1637	341	80	○	×	×
41		町営立山芦嶽体育館	芦嶽寺 8 番地	463-1121	608	240	○	×	×
42		芦嶽公民館	芦嶽寺 86 番地 1	481-1157	339	80	○	○	○
43		国立登山研修所	芦嶽寺字 ブナ坂 6 番地 (千寿ヶ原)	482-1211	1,657	410	○	×	○
44		立山砂防事務所 別館	芦嶽寺字 ブナ坂 61 番地 (千寿ヶ原)	482-1111	448	110	○	×	○
45		グリーンビュー立山	千寿ヶ原	431-8031	4,865	—	○	×	×
46		立山コミュニティ 消防センター	芦嶽寺字 ブナ坂 50 番地 3 (千寿ヶ原)	482-1010	163	40	○	×	○
47	新 川	立山北部小学校	二ッ塚 168 番地	462-1016	1,491	590	○	○	○
48		新川公民館	二ッ塚 85 番地 5	463-1562	666	160	○	○	○

3 活動火山対策特別措置法第6条第1項第3号に掲げる避難施設（6箇所）

令和6年12月現在

番号	避難場所名称	所在地	連絡先	面積 (㎡)	収容可能 人数(人) ※2	備考
1	町営立山芦峯体育館	芦峯寺8番地	463-1121	608	240	
2	雷鳥荘	芦峯寺125番地	463-1664	250	60	噴石対策措置完了施設
3	立山室堂山荘	室堂	463-1228	336	80	噴石対策措置完了施設
4	ロッジ立山連峰	芦峯寺	463-1835	269	60	噴石対策措置完了施設
5	みくりが池温泉	室堂平	463-1441	1068	260	噴石対策措置完了施設
6	天狗平山荘	天狗平	463-1139	280	70	噴石対策措置完了施設

※1 収容可能人数は、おおむね面積の80%を1人あたりの必要面積2㎡で割ったものである。

※2 収容可能人数は、運動施設にあってはおおむね面積の80%を1人あたりの必要面積2㎡、その他の施設は面積の50%を2㎡で割ったものである。

※3 「○」表記は、異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れが低いと想定される箇所とする。

「②」表記は、洪水時には2階以上に避難すべきとされる箇所とする。

「×」表記は、異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れが高いと想定される箇所とする。

4 活動火山対策特別措置法第6条第1項第5号に掲げる避難施設（23箇所）

令和6年12月現在

番号	施設名称	区分	施設の所在地
1	みくりが池温泉	山小屋	立山町室堂平
2	雷鳥荘	山小屋	立山町芦峯寺 125 番地
3	雷鳥沢ヒュッテ	山小屋	立山町芦峯寺室堂
4	ロッジ立山連峰	山小屋	立山町芦峯寺
5	雷鳥沢野営場（雷鳥沢休憩所）	キャンプ場	立山町芦峯寺雷鳥平
6	ホテル立山	ホテル	立山町芦峯寺室堂
7	立山室堂山荘	山小屋	立山町室堂
8	天狗平山荘	山小屋	立山町天狗平
9	立山高原ホテル	ホテル	立山町天狗平
10	立山自然保護センター	博物館	立山町芦峯寺
11	室堂ターミナル	停車場	立山町芦峯寺
12	劔御前小舎	山小屋	立山町芦峯寺 55 番地 2
13	一の越山荘	山小屋	立山町芦峯寺
14	雄山神社社務所	休憩施設	立山町芦峯寺 峰一
15	大日小屋	山小屋	上市町伊折
16	弥陀ヶ原ホテル	ホテル	立山町芦峯寺弥陀ヶ原
17	国民宿舎天望立山荘	ホテル	立山町弥陀ヶ原
18	大観峰駅	車両停車場	立山町芦峯寺大観峰
19	内蔵助山荘	山小屋	立山町芦峯寺 32 番地
20	劔沢小屋	山小屋	立山町芦峯寺 9 番地
21	劔山荘	山小屋	立山町芦峯寺 55 番地
22	五色ヶ原山荘	山小屋	富山市原 五色ヶ原 有峰
23	黒部平駅	索道停留場	立山町芦峯寺 黒部平

5 福祉避難所（2箇所）

福祉避難所の対象は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

令和7年1月現在

番号	施設名	所在地	連絡先	備考
1	元気交流ステーション	立山町前沢 1169 番地	463-0001	
2	特別養護老人ホーム 竜ヶ浜荘	立山町末上野 119 番地	462-2600	平成 25 年 3 月 28 日 要援護者等を対象とする協定締結
3	立山町防災児童館複合施設	立山町前沢 2385 番地	463-0622	

6 要配慮者関連施設（19箇所）

災害時に迅速かつ円滑な避難を確保する必要がある、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設。
備考欄には、対象とする異常な現象において警戒が必要な区域内であることを示す。

令和7年1月現在

番号	施設名	所在地	連絡先	備考
1	特別養護老人ホーム 竜ヶ浜荘	立山町末上野 119 番地	462-2600	土砂災害
2	障害福祉サービス事業所雷鳥苑	立山町上金剛寺 210 番地	462-1751	土砂災害
3	デイサービスいい茶家	立山町栃津 70 番地	461-0022	土砂災害
4	利田小学校	立山町利田 722 番地	463-1061	洪水災害
5	利田放課後児童クラブ	立山町利田 722 番地	463-9982	洪水災害
6	利田第2放課後児童クラブ	立山町利田 1081 番地 1	463-9982	洪水災害
7	みどりの森保育園	立山町高原八ツ屋 108 番地	462-2248	洪水災害
8	あおぞら保育園	立山町横沢 1 番地	463-0061	洪水災害
9	老人保険施設ケアホーム陽風の里	立山町大石原 254 番地	463-0601	洪水災害
10	藤木病院	立山町大石原 225 番地	463-1301	洪水災害
11	社会福祉法人グレイス会デイサービス	立山町大石原 225 番地	463-5838	洪水災害

番号	施設名	所在地	連絡先	備考
1 2	ルミナスたてやま	立山町大石原 229 番地	463-5838	洪水災害
1 3	グループホーム利田の家	立山町利田 672 番地 12	482-5613	洪水災害
1 4	デイサービスつくしの森	立山町西大森 657 番地	463-1294	洪水災害
1 5	デイサービスほのか	立山町大森 414 番地	463-2766	洪水災害
1 6	高原保育園	立山町竹林 45 番地	463-1430	洪水災害
1 7	高野小学校	立山町野町 120 番地	463-0427	洪水災害
1 8	キッズハウスのぞみ立山	立山町江崎 107 番地	461-6773	洪水災害

7 拠点避難地（2箇所）

拠点避難地とは、夜間照明や備蓄倉庫等を併設した大規模災害発生時の避難地となる施設のことをいう。

令和6年12月現在

番号	施設名	所在地	連絡先	備考
1	釜ヶ淵公民館防災広場	立山町道源寺 900 番地	463-0550	令和3年8月以降供用開始
2	千垣公民館防災広場	立山町千垣 594 番地 2	481-1637	令和3年12月以降供用開始

12-6-1 避難所開設状況

避難所開設状況

部 班 名	部 班
報告日時	月 日 時

避難所名	開設月日時	収容人員	備考

(注) 備考欄は、閉鎖予定月日等を記入すること。

12-6-3 食料給与状況

食料給与状況

部 班 名	部 班
報告日時	月 日 時

給 与 場 所 名	開 始 月 日	給 食 数				備 考
		朝	昼	夜	計	

(注) 備考欄は、終了予定日、実支出額等を記入すること。

12-6-4 食料給与簿

食 料 給 与 簿

部 班 名	部 班
報 告 者	
報告日時	月 日 時

月 日	給 食 数				給 食 内 容	備 考
	朝	昼	夜	計		

(注) 備考欄は、給与対象種目（避難場所収容者、災害応急対策従事者等）、実支出額等を記入すること。

12-6-5 飲料水供給状況

飲 料 水 供 給 状 況

部 班 名	部 班
報告日時	月 日 時

月 日	供 給 場 所	対 象 人 員	数 量	備 考

(注) 備考欄は、給水栓名、給水用機械器具名、借上の場合は、名称、数量、所有者、金額、修繕月日、修繕費、修理の概要、実支出額等を記入すること。

12-6-6 生活必需品受払簿

生活必需品受払簿

部 班 名	部 班
報告日時	月 日 時

月 日	適 用	品 名	受入数量	払出数量	残 高	備 考

(注) 摘要欄は、受入先等を記入すること。

12-6-7 生活必需品給与状況

生活必需品給与状況

部 班 名	部 班
報 告 者	
報告日時	月 日 時

世帯主氏名	世帯の構成人員	給与月日	品 名、数 量	備 考

- (注) ・給与月日は、その世帯に対し最後に給与された物資の受領月日を記入すること。
 ・備考欄は、住家の被害程度（全壊（焼）、流失又は半壊（焼）、床上浸水等）、実支出額等を記入すること。

12-6-9 被災者救出状況

被災者救出状況

部 班 名	部 班
報告日時	月 日 時

月 日	救出者氏名	場 所	発 生 原 因	備 考

(注) 備考欄は、救出作業従事機関、救出状況、救出用機械器具の使用状況、借上げの場合、名称、所有者、借上費、修繕費、修繕の概要、燃料費、実支出額等を記入すること。

12-6-10 医療救護班活動状況

医療救護班活動状況

部 班 名	部 班
医師氏名	
報告日時	月 日 時

月 日	救 護 所 名	患 者 氏 名	措 置 の 概 要	備 考

(注) 備考欄は、死体検案の有無、修繕費、救護隊の編成、活動期間等を記入すること。

12-6-11 病院・診療所医療実施状況

病 院・診 療 所 医 療 実 施 状 況

部 班 名	部 班
医療機関名	
報告日時	月 日 時

傷病者名	診療機関	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
		入院	通院	入院	通院		

(注) 診療区分欄は、当該欄に○印を記入すること。

12-6-12 助産状況

助産状況

部 班 名	部 班
助産機関名	
報告日時	月 日 時

分べん者氏名	分べん日時	分べん期間	金 額	備 考

12-6-13 遺体搜索状況

遺 体 搜 索 状 況

部 班 名	部 班
報告日時	月 日 時

月 日	搜索者氏名	搜索場所	搜索人員	備 考

(注) 備考欄は、搜索隊の編成、搜索用機械器具の使用状況、借上の場合名称、数量、所有者、借上費、修繕費、修繕の概要、燃料費、実支出額等を記入すること。

12-6-14 遺体処置状況

遺 体 処 置 状 況

部 班 名	部 班
報告日時	月 日 時

処 置 月 日	遺体発見の 日時及び場所	死亡者氏名	遺 族		備 考
			氏 名	死亡者との 関係	

(注) 備考欄は、洗浄等処理の内容、使用品名、数量、金額、遺体の一時保存期間、検案料、実支出額等を記入すること。

12-6-15 埋葬状況

埋 葬 状 況

部 班 名	部 班
報告日時	月 日 時

死亡月日	埋葬月日	死 亡 者		埋葬を行った者		備 考
		氏 名	年 齢	氏 名	死亡者との関係	

(注) ・棺 (付属品を含む)、埋葬 (人夫賃を含む)、骨つぼ及び骨箱等代金は備考欄に記入する。

- ・埋葬を行った者が町長の場合は、遺族の氏名を備考欄に記入すること。
- ・埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その額を備考欄に記入すること。

12-6-16 学用品給与状況

学用品給与状況

部 班 名	部 班
学校長名	
報告日時	月 日 時

学年	児童生徒氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳	備 考

- (注) ・ 給与月日欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した月日を記入すること。
 ・ 給与品の内訳欄は、品名、数量等を記入すること。
 ・ 備考欄は、児童（生徒）の被災程度、実支出額等を記入すること。

12-6-17 応急仮設住宅状況

応 急 仮 設 住 宅 状 況

部 班 名	部 班
報告日時	月 日 時

住宅番号	世帯主氏名	家族数	入居月日	住宅所在地	構造	面積	備 考

- (注) ・住宅番号欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、簡単な図面を添付すること。
 ・構造欄は、木造、プレハブ等の別を記入すること。
 ・備考欄は、敷地の公私有別、有無償別、着工月日、施工月日、実支出額等を記入すること。

12-6-18 住宅応急修理状況

住宅応急修理状況

部 班 名	部 班
報告日時	月 日 時

世帯主氏名	修理箇所・概要	完了月日	実支出額	備 考

(注) 備考欄は、修理業者等を記入すること。

12-6-19 障害物除去状況

障 害 物 除 去 状 況

部 班 名	部 班
報告日時	月 日 時

世 帯 主 氏 名	除去に要すべき 状態の概要	除去に要した時期	備 考

(注) 備考欄は、住宅被害程度、機械器具の使用状況、借上の場合は、名称数量、借上費、所有者、実支出額を記入すること。

12-6-20 輸送状況

輸 送 状 況

部 班 名	部 班
報告日時	月 日 時

月 日	目 的	輸 送 区 間	備 考

- (注) ・目的欄は、主なる目的又は救助の種類名等を記入すること。
 ・備考欄は、使用輸送機械、借上の場合、車名、台数、所有車名、借上費、修繕月日、修繕費用、修繕の概要、燃料費、実支出額等を記入すること。

12-6-21 用員雇上げ状況

用 員 雇 上 げ 状 況

部 班 名	部 班
報告日時	月 日 時

救 助 種 別				
氏 名	住 所	雇上げ期間	給 与 額	備 考

- (注) ・救助の種別ごとに作成すること。
 ・備考欄は、日額、割増賃金等を記入すること。

12-6-22 ボランティア活動状況

ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 状 況

部 班 名	部 班
報告日時	月 日 時

活動種別	活動場所					
氏 名	住 所	年 齢	職 業	電 話	期 間	備 考

(注) 活動の種別ごとに作成すること。

12-8 義援金、義援物資受領書

義 援 金 、 義 援 物 資 受 領 書

様

年 月 日

このたびの当町の災害のために義援金、義援物資をお贈りいただき、誠にありがとうございました。町としては有効に使わせて頂く所存でございます。

義 援 金	金額	現金、小切手	
	円	その他（ ）	
義 援 品	物 品 名	数 量	備 考

義 援 者	氏 名	郵便番号	住 所	電 話

立山町長

印

13-2 主食の調達先

令和6年12月現在

名称	所在地	電話番号	FAX	備考
アルプス農業協同組合	上市町若杉3番地3	076-472-1222	076-472-2130	保育所食材 (米)
むらい食品(株) 五百石スーパーむらい	立山町五百石 19番地	076-463-3636		保育所食材 (米)
いこいの杜	立山町坂井沢 134番地2	076-461-4321		保育所食材 (米)
長谷川商店	立山町宮路26番地	076-483-1610		保育所食材 (パン・麺・粉ミルク)
藤田商店(株)	上市町若杉15	076-473-0155	076-473-0408	保育所食材 (パン)
中島製麺	立山町五百石 4番地	076-463-0059		保育所食材 (麺)
富山アルペン乳業(株)	富山市林崎1223-1	076-428-1021	076-428-1031	保育所食材 (乳牛)

資料：教育課・農林課・健康福祉課

13-3 給水戸数・人口

令和6年3月31日現在

区分	給水戸数(戸)	給水人口(人)	地区名
上水道	9,320	23,800	五百石・下段・大森・高野・上段・東谷 釜ヶ淵・利田・立山・新川・千垣・芦峯寺 千寿ヶ原・目桑・六郎谷
計画区域外	9	21	池田・谷・長倉・小又・松倉・座主坊 伊勢屋
計画区域内 未加入者	256	678	
計	9,585	24,499	

資料：水道課

13-4 町有給水用具等

令和6年12月現在

用具類名称	能力	保有数	備考
ポリタンク	20ℓ	117個	
給水タンク	2,000ℓ	1個	
漏水探知機	—	1台	
車両	—	4台	作業車3、軽トラック1
給水車	2t	1台	
飲料水袋	6ℓ	1,460袋	
音聴棒	—	1本	

資料：水道課

13-5 町指定給水装置工事業者

令和6年12月現在

地区	業者名	住所	電話	FAX	備考
五百石地区	(有)石原電業	大窪 122 番地	462-1100	463-5400	
	(有)塚本配管設備	前沢 3082 番地 19	463-2022	463-4105	
	(有)戸田管工	前沢 3042 番地 21	463-1001	463-5765	
下段地区	城戸配管	柿の木沢 5 番地 16	462-2544	462-2544	
高野地区	カミヤ設備	高原 3 番地	463-4928	463-4429	
	(株)藤井住宅設備	米沢 31 番地	463-0288	463-0397	
	(有)古本住設	米沢 22 番地 15	463-0293	463-2299	
	山川配管	野町 111 番地	463-3294	463-3327	
大森地区	(株)佐藤配管工業	蔵本新 126 番地 4	463-0120	463-1181	
利田地区	酒井設備	浅生 145 番地 3	463-5398	463-5398	
	(有)山口鉄工所	利田 660 番地	462-3352	464-1203	
	(株)吉川工業立山支店	五郎丸 80 番地 1	463-3306	463-3400	
上段地区	アシスト松島	福田 312 番地	463-6068	463-6068	
	(有)成瀬鉄工所	上瀬戸 66 番地	463-0370	463-0379	
	(有)日本海特廃サービス	日中 1074 番地 2	463-2722	463-3099	
	高田水道店	上末 25 番地	462-0660	—	
釜ヶ淵地区	ハラ水道工業所	道源寺 527 番地 3	462-1178	462-1178	
立山地区	佐伯設備	千垣 147 番地	482-1408	482-1881	
	清水電気商会	宮路 20 番地	483-1318	483-4007	
新川地区	—	—	—	—	
立山町管工事協同組合		米沢 17 番地	462-2542	463-5575	

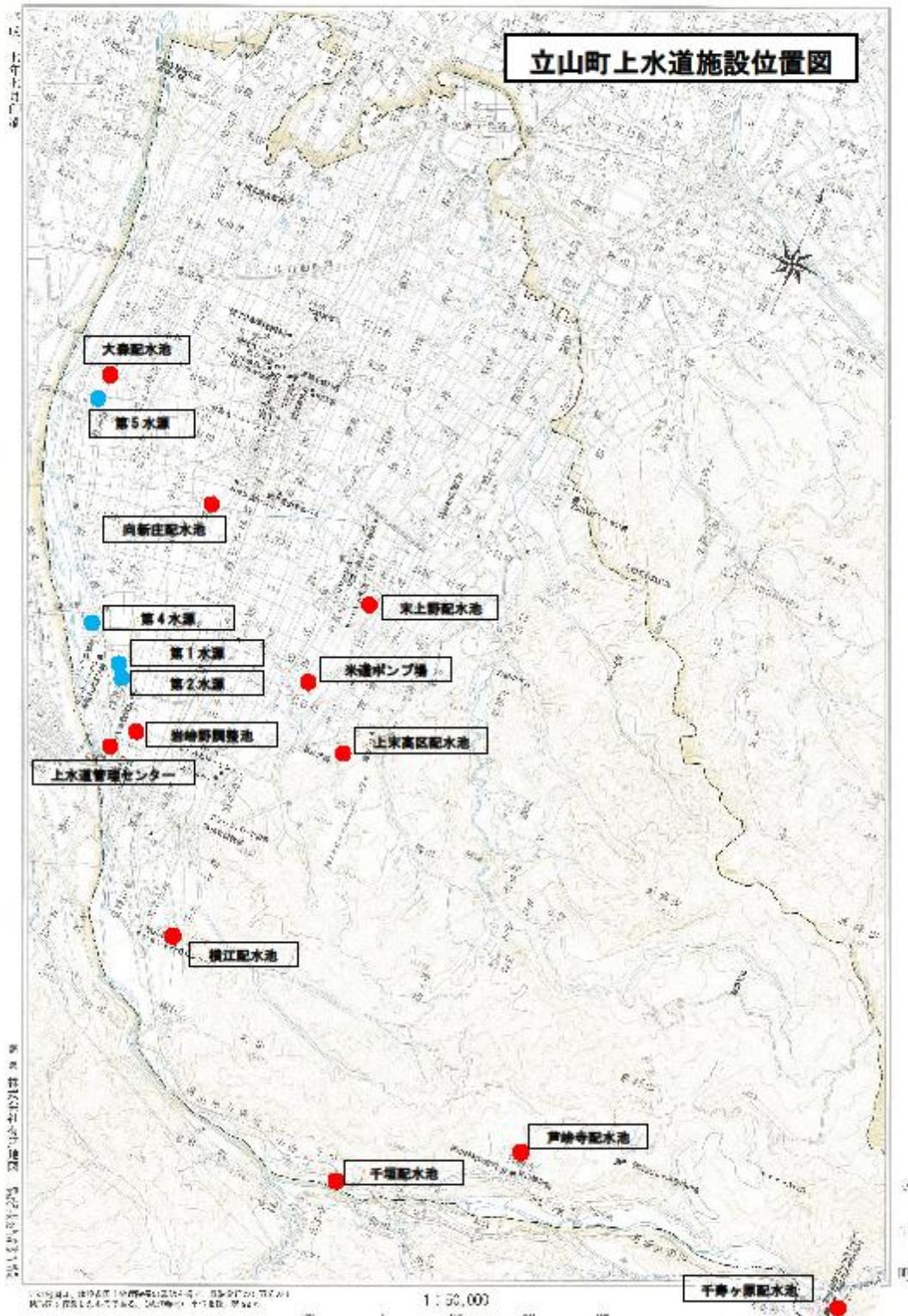
資料：水道課

13-6 上水道施設主要構造物一覧表

事業名	番号	施設名	建設年度	経過年数	規模・構造形式
立山町上水道	J-01(PC)	吉峰配水池	H 4	23年	PC造 矩形水槽 地上式構造 7.0x6.2xH3.5 × 2池 V=304m ³
	J-02(PC)	向新庄配水池	S 60	31年	PC造 矩形水槽 地上式構造 16.0x35.0xH4.5 V=2520m ³
	J-01(RC)	横江配水池	S 59	32年	RC造 矩形水槽 半地下式構造 6.0x12.5xH2.0)x2池 V=300m ³
	J-02(RC)	上末高区配水池	S 49	42年	RC造 矩形水槽 半地下式構造 8.6x11.0xH3.0 V=284m ³
	J-03(RC)	末上野配水池	S 60	31年	RC造 矩形水槽 半地下式構造 6.2x4.0xH2.05+5.0x6.0x2.5x2池 V=200m ³
	J-04(RC)	管理センター	S 58	33年	RC造 矩形水槽 半地下式構造 管理上屋、着水井、急速ろ過池、浄水池等
	J-01(SUS)	大森配水池	H 20	7年	SUS造 矩形水槽 地上式構造 25.0x10.0xH5.0x2池 V=2500m ³
	J-02(SUS)	岩嶺野調整池	H 30	6年	SUS造 矩形水槽 地上式構造 13.0x13.0xH4.9x2池 V=1646m ³
	K-01(PC)	千垣配水池	H 10	17年	PC造 矩形水槽 地上式構造 4.0x9.4xH3.4x2池 V=225.6m ³
	K-02(PC)	千寿ヶ原配水池	H 1	26年	PC造 矩形水槽 地上式構造 4.0x10.0xH2.8 V=112m ³
	K01(RC)	芦嶺寺配水池	H 16	11年	RC造 矩形水槽 半地下式構造 9.0x5.0xH3.0x2池 V=270m ³
	K-02(RC)	目桑配水池	H 7	20年	RC造 矩形水槽 半地下式構造 3.6x3.0xH2.5x2池 V=54m ³

資料：水道課

13-7 立山町上水道施設位置図



資料：水道課

第14節 緊急輸送等に関する資料

14-1 緊急輸送道路

令和3年12月1日現在

1 第1次緊急輸送道路

路線番号・路線名	区 間	車線数	管理者
高速自動車国道 北陸自動車道	町内区間全域	4	中日本高速道路
3 主要地方道 富山立山魚津線	辻→高原（立山 I.C）	4	富山県
15 主要地方道 立山水橋線	二ツ塚→浦田	2	富山県
9-33 町道 女川新浦田線	辻→辻	2	立山町
9-33 町道 二ツ塚辻線	二ツ塚→辻	2	立山町

2 第2次緊急輸送道路

路線番号・路線名	区 間	車線数	管理者
3 主要地方道 富山立山魚津線	前沢→五百石→沢端 高原（立山 I.C）→辻	2 4	富山県
4 主要地方道 富山市線	泉（泉正橋）→浦田	2	富山県
6 主要地方道 富山立山公園線	富立大橋→二ツ塚→田添→五百石 →沢端→坂井沢→東中野新→芦峯寺	2 2	富山県
15 主要地方道 立山水橋線	宮路→岩峯寺	2	富山県
35 主要地方道 立山山田線	岩峯野→立山橋	2	富山県
43 主要地方道 富山上滝立山線	千寿ヶ原（藤橋）→千寿ヶ原	2	富山県
147 一般県道 立山舟橋線	利田→利田	2	富山県
167 一般県道 日中五百石線	江崎→五百石	2	富山県
8-69 町道 千寿ヶ原ロータリー線	芦峯寺→芦峯寺	1	立山町
8-77 町道 東中野新道源寺線	東中野新→宮路	2	立山町

3 第3次緊急輸送道路

路線番号・路線名	区 間	車線数	管理者
3 主要地方道 富山立山魚津線	大日橋→日置→前沢	2	富山県
15 主要地方道 立山水橋線	岩嶺寺→向新庄→前沢	2	富山県
68 主要地方道 富山外郭環状線	新常願寺橋→西大森→利田→浅生田→浅生	2	富山県
157 一般県道 寺坪上市線	福田→日中（新藤塚橋）	2	富山県
161 一般県道 岩嶺寺大石原水橋線	大清水→東大森	2	富山県
366 一般県道 西大森前沢線	西大森→東大森	2	富山県
1-71 町道 坂井沢大清水線	大清水→榎	2	立山町
1-66 町道 坂井沢本線	榎→坂井沢	2	立山町
1-7 町道 坂井沢白岩線	坂井沢→福田	2	立山町
0-49 町道 前沢中央線	前沢→前沢	2	立山町
町道 曾我線	利田→利田	2	立山町



資料：富山県道路防災情報マップ（国土交通省）より立山町分を抜粋

14-2 緊急通行車両等の確認等に係る事務手続要領

第1 目的

この要領は、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行うべき災対法施行令の規定に基づく緊急通行車両の確認、災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の取扱い、その他の法令に基づく緊急通行車両の確認事務等について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 災対法施行令に基づく緊急通行車両の確認事務に係る取扱い

1 概要

公安委員会は、当該都道府県の知事（以下「知事」という。）と連絡を取りつつ、緊急通行車両として使用される車両であることについて、災対法施行令第33条第1項の規定に基づく確認（以下「緊急通行車両であることの確認」という。）を実施するものとする。

緊急通行車両であることの確認は、災害が発生し、又は正に発生しようとしている時（以下「災害発生時等」という。）において行うこととされているところ、同条第2項において、災対法第50条第2項に規定される災害応急対策を実施しなければならない者（指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者（以下「指定行政機関等」という。））の車両については、災害発生前においても緊急通行車両であることの確認を実施することができることとされている。

災害発生前における緊急通行車両であることの確認を受けた車両が増えることにより、災害発生時等において緊急交通路の指定がなされた直後から、多くの緊急通行車両が被災地での災害応急対策に向かうことができるようになるほか、災害発生時等における公安委員会等の負担軽減にもつながることから、公安委員会においては、積極的に災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行う必要がある。

2 確認の対象とする車両

公安委員会が行う緊急通行車両であることの確認の対象とする車両は、次のとおりである。

(1) 緊急通行車両であることの確認を行うことができる車両

公安委員会は、大規模災害発生時において、指定行政機関等が防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両について、緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

なお、同項では、災害応急対策は次の(ア)～(ケ)に掲げる事項について行うものとされている。

- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- (イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (カ) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (ク) 緊急輸送の確保に関する事項

(ケ) その他災害の発生への防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行うことができる車両

公安委員会は、(1)で示す要件に該当する車両であって、かつ、指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両について、災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行うことができる。

(3) 原動機付自転車等の取扱い

緊急交通路として指定される道路は、主として高速自動車国道又は自動車専用道路が見込まれるところ、これらの道路の通行が認められない原動機付自転車及び軽車両等については、緊急通行車両とすることは基本的に想定されない。ただし、地域性等に鑑みて緊急通行車両とすることはあり得る。

3 確認手続に係る留意事項

公安委員会は、災害発生前であると災害発生時等であるとを問わず、緊急通行車両であることの確認を行う際は、次の点に留意すること。

(1) 申出を行う者

緊急通行車両であることの確認の申出を行う者は、指定行政機関等の長や、指定行政機関等に属し災害応急対策に使用される車両の使用者又は管理責任者とするほか、契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両若しくは災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の使用者又は管理責任者とする。

(2) 標章及び証明書の交付

ア 標章及び証明書の交付

公安委員会は、緊急通行車両であることの確認をしたときは、標章及び証明書を申出を行った者に交付するものとする。

イ 交付に係る処理経過

公安委員会は、別記様式第1の緊急通行車両確認証明書交付簿を警察本部又は警察署に備え付け、緊急通行車両であることの確認の申出の受理、標章及び証明書の交付の事務処理経過を明らかにしておくこと。

(3) 標章及び証明書の記載事項

ア 標章

標章の表面に登録(車両)番号、有効期限を記すこととする。また、左上等の余白部分に緊急通行車両確認証明書交付簿で管理する番号(以下「交付番号」という。)を記入する。

原則として、交付番号の付し方は、以下に示す16桁の数字を付す方法によることとする。

(ア) 16桁の数字のうち左から1桁～2桁目

交付した年度(西暦)の下2桁とする。

(イ) 16桁の数字のうち左から3桁～8桁目

交付場所(所属等)の6桁とする。この場合において、警察本部及び警察署にあっては警察共通基盤システム等の対象業務に使用する共通コード表(都道府県(方面)本部課・室等別コード及び警察署別コード)を、交通検問所にあつては原則として当該検問所の位置を管轄する警察署別コードを付すこととする。

(ウ) 16桁の数字のうち左から9桁～10桁目

交通検問所を区分する場合の2桁とし、都道府県警察が定める数字を付すこととする。

ただし、交通検問所以外は「00」とする。

(エ) 16桁の数字のうち左から11桁目

緊急通行車両等の種別の1桁とし、以下のとおりとする。

なお、災対法と他の法令に基づくものと重複して申出を受けて確認を行った場合は、災対法に基づく緊急通行車両の番号を付すこととする。

- 1 災対法に基づく緊急通行車両
- 2 災対法に基づく規制除外車両
- 3 大震法に基づく緊急輸送車両
- 4 原災法又は国民保護法に基づく緊急通行車両
- 5 原災法又は国民保護法に基づく規制除外車両

(オ) 16桁の数字のうち左から12桁～16桁目

5桁の一連番号とする。

なお、一連番号は年度ごとに付すこととする。

イ 証明書

(ア) 交付番号欄

標章に記入した交付番号と同一の番号を記入する。

(イ) 「車両の用途」欄

原則として2(1)に掲げる事項のうち、どの用途に該当するかを記載する。

(ウ) 「活動地域」欄

緊急通行車両であることの確認を受ける車両が、災害応急対策を実施するための活動が見込まれる地方名や都道府県名等の地域を記載する。

なお、災害発生前の申出において、指定行政機関等の規模や、担っている災害応急対策の種類等に鑑みて、国内のどこにでも災害応急対策にあたることが見込まれる場合は、「全国一円」などと幅広く記載することを可能とする。

(エ) 「備考」欄

当該証明書が災対法施行令に基づく緊急通行車両であることを記載する。

(4) 原災法施行令又は国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認を同時に申出を受けた場合等の取扱い

災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認、原災法施行令第8条第2項の規定により読み替えて適用される災対法施行令第33条第1項の規定に基づく確認（以下「原災法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認」という。）又は国民保護法施行令第39条の規定により、災対法施行令第33条第1項の規定の例による確認（以下「国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認」という。）の申出を同時に受け、かつ有効期限が同じとなる場合は、証明書の「車両の用途」欄に、それぞれ該当する2(1)に掲げる事項（災対法第50条第1項に規定される災害応急対策、原災法第26条第1項に規定される緊急事態応急対策又は国民保護法第2条第3項に規定される国民の保護のための措置）のうちからどの用途に該当するかを記載することで、交付する標章及び証明書を1通にすることができるものとする。

また、先に災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認を受けていた車両について、追加で原災法施行令又は国民保護法に基づく緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合は、先に交付した標章及び証明書の返納を求め、上記同時に申出を受けた場合の取扱いと同様に標章及び証明書を1通にすることができるものとする。

(5) 知事との調整

公安委員会は、緊急通行車両であることの確認並びに標章及び証明書の記載事項変更、再交付及び返納があった場合の取扱い等について、知事と必要な調整を図るものとする。

4 災害発生前における緊急通行車両であることの確認手続に係る留意事項

(1) 申出先

公安委員会は、災害発生前に緊急通行車両であることの確認の申出があった場合は、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察の本部又は警察署において当該確認を行うものとする。ただし、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署以外の警察署（同一の都道府県内に限る。）において確認することを妨げない。

(2) 申出の際に必要な書類

ア 災対法施行規則別記様式第3の緊急通行車両確認申出書（以下「申出書」という。）

イ 添付書類

(ア) 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

災対法施行規則第6条第2項第1号の規定に基づき、当該車両の自動車検査証又は軽自動車届出済証（以下「車検証」という。）の写しを添付させるものとする。

原動機付自転車の場合には、車検証の写しの代わりに原動機付自転車標識交付証明書の写しを添付させるものとする。

(イ) 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類

災対法施行規則第6条第2項第2号の規定に基づき、当該車両が災害応急対策を実施するために使用されることを示す書類を添付させるものとする。

具体的には、防災業務計画等（当該指定行政機関等が実施する災害応急対策に当該車両が従事することが読み取れる内容）の写し（抜粋可）が考えられる。

また、指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の場合は、上記に加えて、契約書の写し、輸送協定書の写し、当該事業者を災害応急対策に従事させることを証した書類等（指定行政機関等による災害応急対策に当該車両が必要であることを客観的に認められる記載があるもの）のいずれかを添付させるものとする。

(ウ) 災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類

災対法施行規則第6条第2項第3号の規定に基づき、申出に係る車両が災害応急対策を実施しなければならない者（指定行政機関等）の車両であることを確かめるに足りる書類を添付させるものとする。

具体的には、指定行政機関等の責任の下で作成された災害応急対策に使用する車両のリストや、指定行政機関等が当該車両を災害応急対策に使用することを証した書類（指定行政機関等の車両であり、実際に災害応急対策を実施するために使用される蓋然性が極めて高いものであることが確認できるもの）が考えられる。

(エ) 留意事項

(ア)～(ウ)の各書類については、他の書類を兼ねる場合も想定されることから、申出者から必要以上に添付書類の提出を求めないよう留意すること。

例えば、車検証の使用者が指定行政機関等自らとなっている場合であれば、車検証の

写しが(ウ)の書類を兼ねることから車検証の写し及び(イ)の書類で足りることとなる。また、1通の書類において指定行政機関等が災害応急対策（の一部）を車両の使用者に委ねる旨の内容及び具体的に使用する車両を示している場合は、車検証の写し及び当該書類1通の添付で足りることとなる。

ウ 事務の合理化

同一の申出者から同一機会に複数台分の申出があった場合で、番号標に表示されている番号のみが異なり、その他の申出書に記載されている内容が同一であるときは、申出書の「番号標に表示されている番号」欄に複数台分の番号を記載（別紙での対応可）して申出書を1通とすることができることとする。

その際、(イ)又は(ウ)の書類について重複する内容のものは1通で足りることとし、全体として一式の書類により複数台の申出を行うことができることとする。

(3) 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両の取扱い

公安委員会は、従前の運用（令和5年8月31日まで）に基づき緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）の交付を受けている車両の使用者から、緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合には、届出済証の提示を求めて内容を確認する。申出に必要な書類は(2)に記載のとおりであるが、当該届出済証を受けるにあたって提出されている緊急通行車両等事前届出書の添付書類に(2)イ(ア)、(イ)、(ウ)に該当する内容が含まれる場合は、既に添付書類が公安委員会に提出されていることから添付書類を改めて提出することは不要とすることができる。

(4) 標章及び証明書の有効期限

標章及び証明書の有効期限は、標章及び証明書の交付の日から起算して5年後の日とする。

なお、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時等に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両について、指定行政機関等の長との輸送協定書や契約書等において当該協定や契約等の満了日等が記載されている場合であって、当該満了日等が標章及び証明書の交付の日の翌日から起算して5年未満である場合は、原則として当該満了日等を標章及び証明書の有効期限とする。

※以下については、「緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領」（警察庁）を参照。

- 5 災害発生時等における緊急通行車両であることの確認手続に係る留意事項
 - 6 確認後の手続（標章及び証明書の記載事項変更、再交付及び返納）
 - 7 交通検問所における緊急通行車両の通行手続
 - 8 指定行政機関等に対する指導等
- 第3 災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両（規制除外車両）に係る取扱い
- 第4 その他の法令に基づく緊急通行車両等の確認事務に係る取扱い
- 第5 その他

別記様式第3

災害 応急対策用 原子力災害 国民保護 措置 用 規制除外車両事前届出書 年 月 日 富山県公安委員会 様 届出者住所 (電話) 氏名 印		第 号 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護 措置 用 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 富山県公安委員会 印
番号標に表示されている番号		(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの都道府県警察の本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返納してください。 (1) 規制除外車両等に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両等が廃車となったとき。 (3) その他、規制除外車両等としての必要性がなくなったとき。
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
車両の使用者	住所 () 局 番 氏名	
活動地域		
(注) この事前届出書を作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察の本部又は警察署に提出してください。		

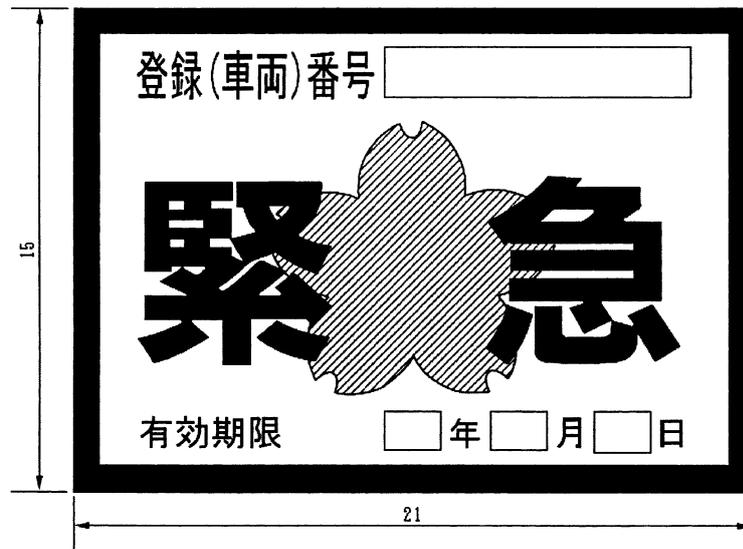
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第5

富山県公安委員会 殿		年 月 日
規 制 除 外 車 両 確 認 申 出 書		
申出者 住 所 (電話)		
氏 名		印
番号標に表示 されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両 にあつては、輸送人 員又は品名)		
活 動 地 域		
車両の 使用者	住 所	() 局 番
	氏 名 又は名称	
緊 急 連絡先	住 所	() 局 番
	氏 名 又は名称	
備 考		

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

■ 緊急通行車両の標章



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年月日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

■ 緊急通行車両の確認証明書

別記様式第5（第6条の2関係）

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		富山県知事 印
		富山県公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		
活動地域		
車両の 使用者	住所	() 局 番
	氏名 又は名称	
有効期限		
備考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

14-3 緊急時におけるヘリポート予定地

1 富山県消防防災ヘリコプター飛行場外離発着場の指定地

令和6年12月1日現在

ヘリポート名	所在地	施設名	連絡先	電話番号
立山総合公園	野沢地内	立山町総合運動公園グラウンド	立山町役場	463-1121
常願寺川	利田地内	常願寺川運動公園グラウンド	富山県常願寺川公園管理事務所	463-2034
国見	芦峯寺ブナ坂外 11 番地 国有林 137 イ林小班	国見駐車場	富山森林管理署	424-4931
芦峯寺	芦峯寺字不動地内	芦峯寺スキー場跡地	富山キングス	090-1888-3821

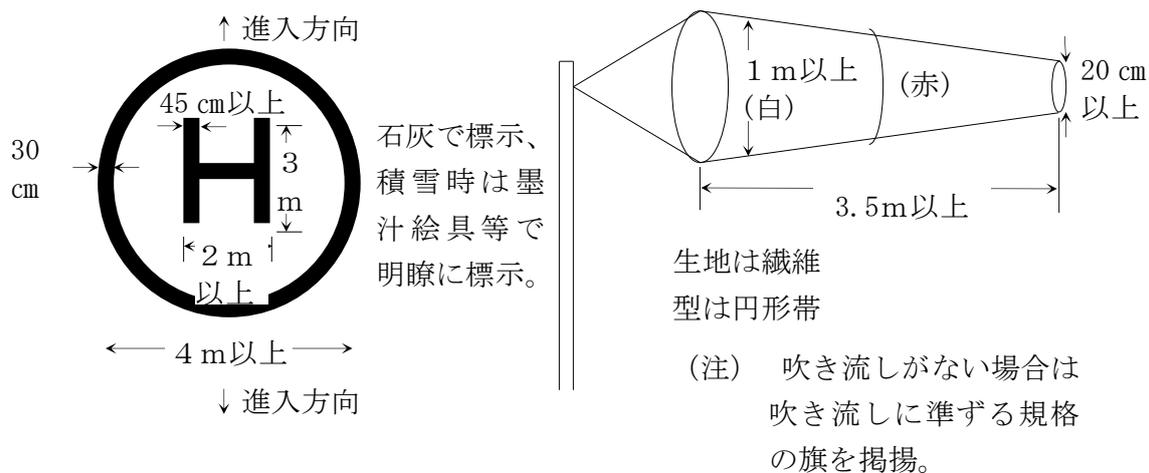
資料：立山町消防本部

2 グラウンド等空き地

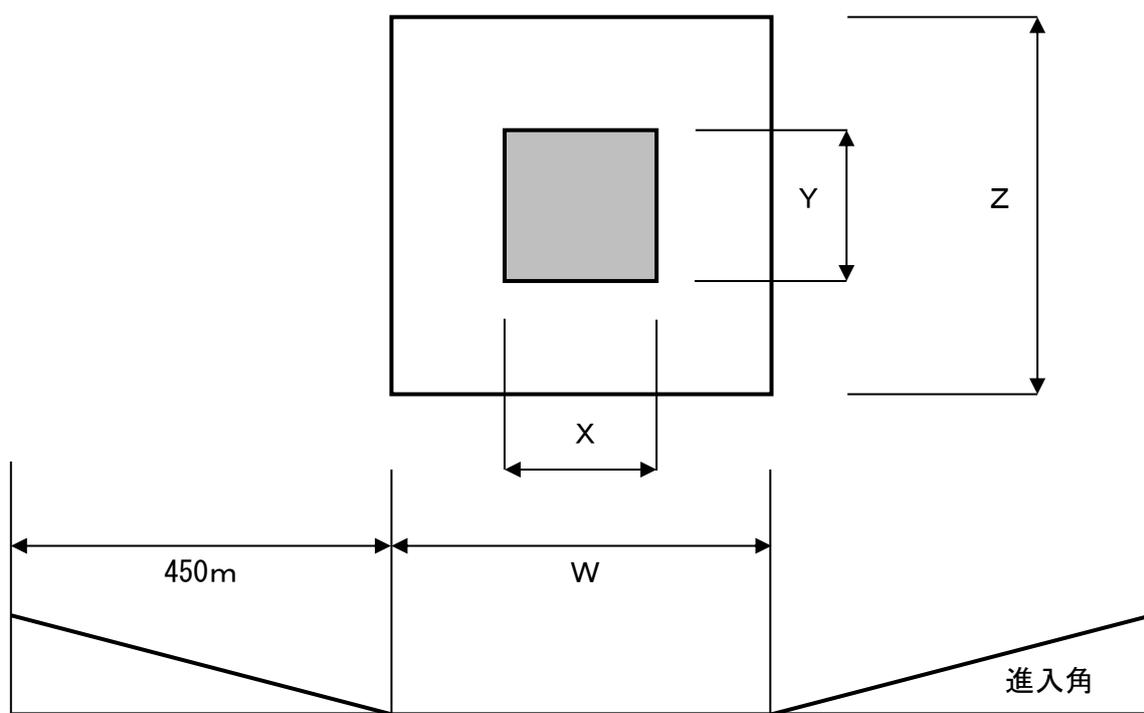
施設名	所在地	面積 (㎡)	管理者 (所有)	最寄連絡機関	
				名称	電話番号
立山北部小学校グラウンド	ニッ塚 168 番地	10,169	町	立山北部小学校	462-1016
立山中央小学校グラウンド	前沢 3051 番地	7,760	〃	立山中央小学校	463-1231
高野小学校グラウンド	野町 120 番地	7,492	〃	高野小学校	463-0427
利田小学校グラウンド	利田 722 番地	5,621	〃	利田小学校	463-1061
立山町営日中上野グラウンド	日中上野 80 番地	5,743	〃	日中上野公民館	462-2648
立山町営新瀬戸グラウンド	中林 241 番地	5,847	〃	新瀬戸公民館	463-3425
立山町営谷口グラウンド	谷口 43 番地	4,586	〃	谷口公民館	462-2484
釜ヶ淵小学校グラウンド	道源寺 685 番地	6,492	〃	釜ヶ淵小学校	462-9166
立山小学校グラウンド	宮路 5 番地	9,800	〃	立山小学校	483-1803
立山町営立山芦峯グラウンド	芦峯寺 8 番地	6,649	〃	芦峯公民館	481-1157
立山町営上東グラウンド	下白岩 16 番地	10,169	〃	上東地域活性化センター	463-0321
雄山中学校グラウンド	前沢 3318 番地	9,695	〃	雄山中学校	463-1261
立山町民グラウンド	前沢 3318 番地	21,157	〃	教育課	462-9983
大森グラウンド	西大森 1412 番地	6,213	〃	大森公民館	463-2295
雄山高等学校グラウンド	前沢 1437 番地 1	23,175	県	雄山高等学校	463-0680
千寿ヶ原駐車場	千寿ヶ原	5,708	〃	県自然保護課	431-4111

資料：総務課

3 ヘリポート標示の基準



4 ヘリポートの必要地積

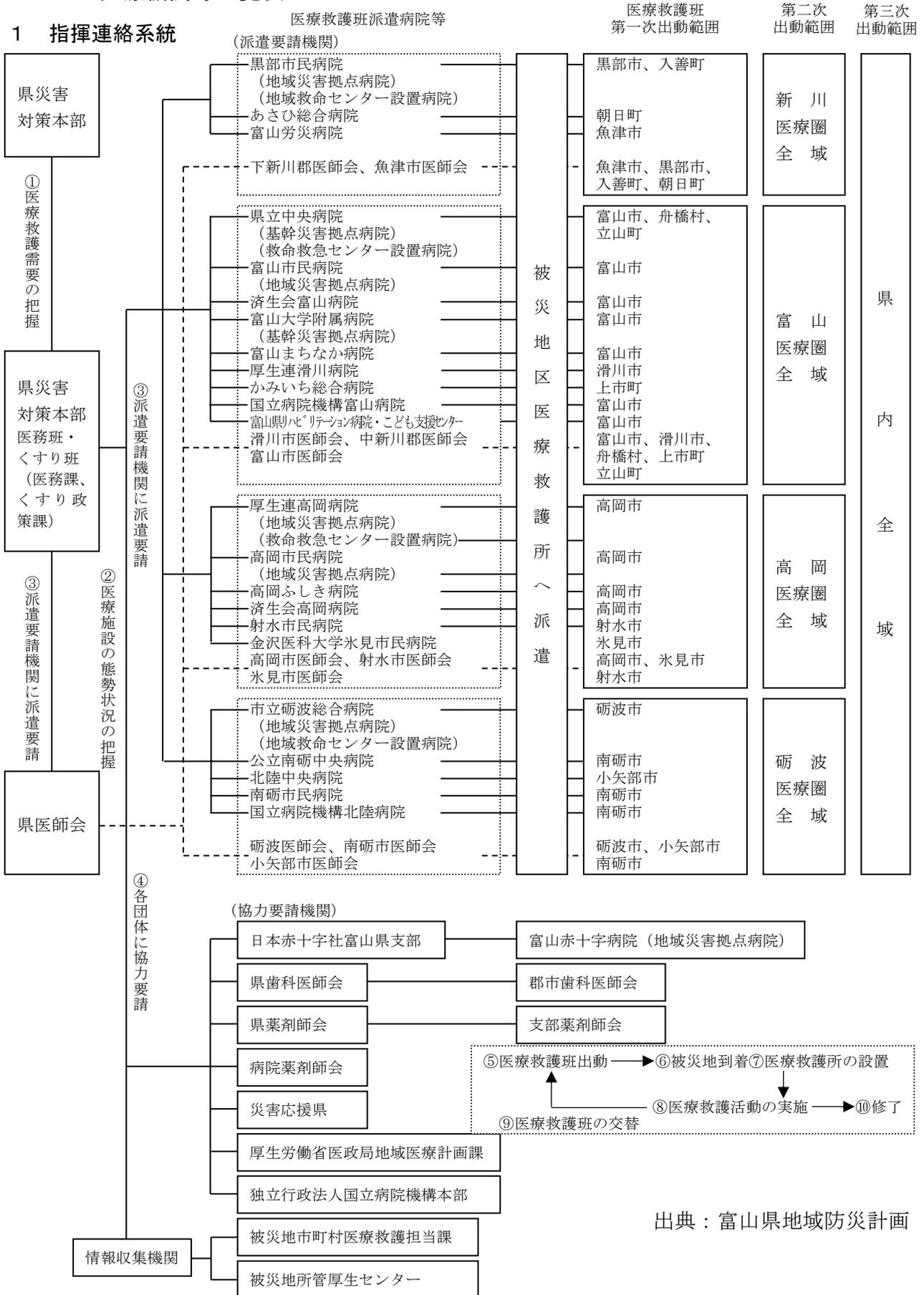


機種	機数	着陸点		離着陸地帯		進入角
		X	Y	W	Z	
OH-6		5 m	5 m	30m	30m	10°
UH-1 UH-60J		6 m	6 m	50m	50m	8°
CH-47		20m	20m	100m	100m	6°
<参考> ・OH-6 : 情報収集に使用する小型ヘリコプター ・UH-1、UH-60J: 防災ヘリとほぼ同じ大きさの多用途ヘリコプター ・CH-47 : 一度に約 50 名を輸送可能な大型ヘリコプター						

第15節 医療・防疫・清掃に関する資料

15-1 医療機関等一覧表

1 指揮連絡系統



2 富山医療圏公的病院

(1) 公的病院

令和6年5月17日現在

病院名	所在地	病床数	電話番号
厚生連滑川病院	滑川市常盤町 119	199()	076-475-1000
かみいち総合病院	上市町法音寺 51	199(148)	076-472-1212
国立大学法人 富山大学附属病院	富山市杉谷 2630	612(569)	076-434-2281
済生会富山病院	富山市楠木 33-1	250(250)	076-437-1111
独立行政法人国立病院機構富山病院	富山市婦中町新町 3145	285(270)	076-469-2135
富山県立中央病院	富山市西長江 2-2-78	733(665)	076-424-1531
富山県リハビリテーション病院・ こども支援センター	富山市下飯野 36	232(232)	076-438-2233
富山市立富山市民病院	富山市今泉北部町 2-1	545(539)	076-422-1112
富山赤十字病院	富山市牛島本町 2-1-58	401(401)	076-433-2222
富山市立富山まちなか病院	富山市鹿島町 2-2-29	50(50)	076-423-7727

(注)病床数の()の数字は一般病床数

資料：富山県保険医協会「患者紹介ガイド」

(2) 民間病院

令和6年5月17日現在

病院名	所在地	病床数	電話番号
医療法人社団和敬会 谷野呉山病院	富山市北代 5200	292	076-436-5800
藤の木病院	富山市開 261	99	076-424-0101
医療法人社団白雲会 呉陽病院	富山市野口南部 126	118	076-436-6363
常願寺病院	富山市水橋肘崎 438	120	076-478-1191
医療法人社団功連会 南富山中川病院	富山市大町 146	162	076-425-1780
医療法人社団重仁 佐々木病院	富山市大町 1	139	076-425-2111
医療法人社団アルペン会 アルペンリハビリテーション病院	富山市楠木 300	60	076-438-7770
医療法人社団正啓会 成和病院	富山市針原中町 336	40	076-451-7001
横田記念病院	富山市中野新町 1-1-11	68(34)	076-425-2800
流杉病院	富山市流杉 120	131	076-424-2211
医療法人社団尽誠会 野村病院	富山市水橋辻ヶ堂 466-1	200	076-478-0418
富山医療生活協同組合 富山協立病院	富山市豊田町 1-1-8	164	076-433-1077
政岡内科病院	富山市下新町 28-23	50	076-432-1131
佐伯病院	富山市中川原 43-1	41	076-425-5170
清幸会 島田病院	富山市下新北町 6-52	90	076-431-6800

病院名	所在地	病床数	電話番号
医療法人財団五省会 西能病院	富山市高田 70	97(97)	076-422-2211
医療法人社団五省会 西能みなみ病院	富山市秋ヶ島 145-1	88	076-428-2373
富山西総合病院	富山市婦中町下轡田 1019	199	076-461-7700
富山西リハビリテーション病院	富山市婦中町下轡田 1010	120	076-461-5550
医療法人社団基伸会 栗山病院	富山市開発 133	43	076-429-0203
医療法人北聖病院	富山市下富居 2-1-5	88	076-441-5910
医療法人社団翠十字会 誠友病院	富山市上千俵町 103	52	076-429-6677
特定医療法人社団三医会 三輪病院	富山市小中 291	191	076-428-1234
温泉リハビリテーション いま泉病院	富山市今泉 220	109	076-425-1166
医療法人社団 長谷川病院	富山市星井町 2-7-40	40(40)	076-422-3040
不二越病院	富山市東石金町 11-65	56(56)	076-424-2881
医療法人社団親和会 チューリップ長江病院	富山市長江 5-4-33	45	076-494-1266
医療法人社団継和会 萩野病院	富山市婦中町萩島 315-1	36	076-465-2131
医療法人社団四方会 有沢橋病院	富山市婦中町羽根新 5	62	076-425-0631
医療法人社団友愛病院会 友愛温泉病院	富山市婦中町新町 2131	160	076-469-5421
あゆみの郷	富山市稲代 1023	59(59)	076-467-4477
医療法人社団東方会 おおやま病院	富山市花崎 85	48	076-483-3311
医療法人社団秀林会 吉見病院	滑川市清水町 3-25	50	076-475-0861
医療法人財団恵仁会 藤木病院	立山町大石原 225 番地	60(20)	076-463-1301
うおぎきファミリー病院	富山市千石町 6-3-7	51	076-423-7722
富山城南病院	富山市太郎丸本町 1-8-1	166	076-491-3366
みなみの星病院	富山市二俣 382	40	076-428-1373

(注)病床数の()の数字は一般病床数

資料：富山県保険医協会「患者紹介ガイド」

3 町内の病院・医院

令和6年5月17日現在

名 称	医師名	住所	電話番号	診療科目
植野耳鼻咽喉科医院	植野喜三	前沢 2710 番地 36	463-5010	耳鼻咽喉科
植野内科医院	植野克巳	前沢 2710 番地 34	463-5030	内科
うめざわ内科クリニック	梅沢良昭	前沢新町 406 番地	463-5200	内科
雄山アイクリニック	東條直貴	前沢新町 472 番地	462-7080	眼科
かとうこどもクリニック	加藤泰三	大石原 187 番地	462-1113	小児科・アレルギー科
黒田内科医院	黒田惇	五百石 218 番地	463-0006	内科
五百石整形外科医院	寺畑信男	五百石 184 番地	462-0001	内科・リウマチ科
たてやまクリニック	周海燕	日俣井合坪割 235 番地 8	464-1211	内科・漢方内科
内科酒井医院	酒井啓吾	五百石 27 番地	463-1567	内科・消化器科
水谷診療所	植野喜三	芦嶺寺字 ^ナ 坂外 11 番地国有林地内	482-7078	内科

資料：富山県保険医協会「患者紹介ガイド」

4 町内の歯科医院

令和6年5月17日現在

名 称	医師名	住所	電話番号	備 考
幾島歯科医院	幾島貴弘	前沢 2860 番地 1	463-1900	
岩嶺歯科医院	城野利盛	宮路 137 番地	483-1118	
川口歯科医院	川口志郎	前沢新町 711 番地	464-1166	
小泉歯科医院	小泉隆英	前沢 2787 番地 3	463-1051	
歯科MYクリニック	牧野良昭	前沢字東相塚 2337 番地 4	463-6480	
前川歯科クリニック	前川達哉	利田 370 番地 5	462-8118	
マキノ歯科医院	牧野京介	草野 122 番地 2	463-0269	

資料：富山県保険医協会「患者紹介ガイド」

15-2 トリアージタグの様式

傷病者認識標識		メモ
番号	性別 男・女	
住所		
氏名		
職業	年齢 才・推定	
収容医療機関		
傷病名		
程度別	重・中・軽・死	
負傷部位		
搬送救急隊		
救出場所		

(おもて) (うら)

15-3 防疫用備品

機 種	能 力	台数	保管場所
背負動力噴霧機	220 (容量)、噴霧量 2.40/分	6	立山町環境センター
共立動力煙霧ミスト機	120 (容量)、煙霧 100cc~250cc/分 ミスト 500cc~1,400cc/分	2	〃
背負バッテリー動噴機	100 (容量)、噴霧量 0.80/分	5	〃

資料：住民課

15-4 埋葬施設

施 設 名	所 在 地	処理能力	電話番号	備考
富山霊園富山市斎場	富山市西番 135	22 体/日	076-425-4081 076-431-6111*	※電話番号下段は富山市役所の代表番号である

資料：住民課

15-5 ごみ収集施設及びごみ収集業務委託者

施設名	所在地	電話番号	FAX	備考
立山町環境センター	立山町上金剛寺 210番地	076-463-0780	076-463-0780	

資料：住民課

15-6 ごみ処理施設

種類	施設名	所在地	処理能力	電話番号
不燃物	富山地区広域圏 リサイクルセンター	富山市辰尾 170-1	70 t / 日 (5時間稼働)	076-429-3121
可燃物	富山地区広域圏 クリーンセンター	立山町末三賀 103番地 3	810 t / 日 (24時間稼働)	076-462-1187

資料：住民課

15-7 し尿処理施設

施設名	所在地	処理能力	電話番号
(富山地域衛生組合) 中部衛生センター	上市町稗田 1	60kℓ / 日 (し尿 27kℓ / 日、 浄化槽汚泥 33kℓ / 日)	076-472-2294

資料：住民課

第16節 文教・福祉等に関する資料

16-1 学校教育施設

1 町立学校

名 称	所在地	電話番号	備 考
立山北部小学校	二ッ塚 168 番地	462-1016	
立山中央小学校	前沢 3051 番地	463-1231	
高野小学校	野町 120 番地	463-0427	
利田小学校	利田 722 番地	463-1061	
釜ヶ淵小学校	道源寺 685 番地	463-0428	
立山小学校	宮路 5 番地	483-1803	
雄山中学校	前沢 3318 番地	463-1261	

資料：教育課

2 県立学校

名 称	所在地	電話番号	備 考
雄山高等学校	前沢 1437 番地 1	463-0680	

資料：教育課

3 認定こども園

名 称	所在地	電話番号	備 考
高原保育園	竹林 45 番地	463-1430	延長保育、休日保育 一時預かり
むつみ幼稚園	五百石 82 番地	462-1570	延長保育、一時預かり

資料：教育課

4 企業主導型保育園

名 称	所在地	電話番号	備 考
エミーズナーサリー	大石原 226 番地	482-2636	延長保育、休日保育 一時預かり

16-2 社会教育施設

1 公民館

名 称	所在地	電話番号	F A X 番号	建物 面積 (㎡)	敷地 面積 (㎡)	備 考
五百石公民館	前沢 2469 番地	463-3557	463-3557	814	1,487	商工会に併設
下段公民館	榎 43 番地	463-3159	463-3159	584	1,537	
高野公民館	江崎 113 番地	464-1161	464-1161	618	2,340	
大森公民館	西大森 1412 番地	463-2295	463-2295	958	6,900	体育館 372 ㎡ グラウンド 6,213 ㎡
利田公民館	利田 1080 番地	463-4077	463-4077	609	1,456	
日中上野公民館	日中上野 82 番地	463-2648	463-2648	505	1,665	
新瀬戸公民館	新瀬戸 19 番地	463-3425	463-3425	422	1,637	
谷口公民館	谷口 7 番地 2	462-2484	462-2481	363	756	
釜ヶ淵公民館	道源寺 900 番地	463-0550	463-0550	573	2,357	
岩嶽公民館	岩嶽寺 21 番地	483-3496	483-3496	569	1,943	
千垣公民館	千垣 594 番地 2	481-1637	481-1637	341	1,323	
芦嶽公民館	芦嶽寺 86 番地 1	481-1157	481-1157	339	155	
新川公民館	二ッ塚 85 番地 5	463-1562	463-1562	666	1,050	

資料：教育課

2 その他

名 称	所在地	電話番号	F A X 番号	建物 面積 (㎡)	敷地 面積 (㎡)	備 考
町民体育館	米沢 3 番地 9	—	—	687	1,934	指定管理者立 山町体育協会
中央体育センター	向新庄 123 番地	463-5077	463-5077	1,056	8,924	指定管理者立 山町体育協会
勤労青少年ホーム	下白岩 16 番地	463-0321	463-2624	846	4,871	
谷口体育館	谷口 43 番地	—	—	575	—	旧谷口小学校
上東体育館	下白岩 16 番地	—	—	691	—	旧上東小学校
立山町民会館	前沢 2385 番地	463-3535	463-0198	2,800	1,339	

名 称	所在地	電話番号	F A X 番号	建物 面積 (㎡)	敷地 面積 (㎡)	備 考
立山図書館	前沢 1169 番地	463-0634	464-1269	1,200	—	元気交流ステーション「みらいぶ」に併設
町文化情報発信ステーション	谷口 43 番地	463-1050	—	1,949	4,483	旧谷口小学校
町歴史交流ステーション日なた	日中上野 83 番地	462-2387	—	346	1,892	旧日中上野保育所

資料：教育課

16-3 指定文化財一覧表

1 国指定文化財

番号	名称	種別	所在地	指定年月日	管理者
1	雄山神社前立社壇本殿	建造物	岩嶺寺1番地	M39. 4. 14	岩嶺雄山神社
2	旧嶋家住宅	建造物	芦嶺寺古屋敷37番地	S46. 3. 11	富山県
3	立山室堂	建造物	芦嶺寺ブナ坂外国有林	H 7. 6. 27	立山町
4	白岩堰堤砂防施設	建造物	中新川郡立山町 富山市	H21. 6. 30	国土交通省
5	木造慈興上人坐像	彫刻	芦嶺寺2番地番地	S 6. 1. 19	芦嶺雄山神社
6	銅造男神立像	彫刻	芦嶺寺93番地1 (立山博物館)	S43. 4. 25	富山県
7	銅錫杖頭附鉄剣	工芸品	芦嶺寺93番地1 (立山博物館)	S34. 6. 27	富山県
8	立山信仰用具(1,243点)	有形民俗文化財	芦嶺寺93番地1 (立山博物館)	S45. 3. 9	富山県
9	ライチョウ	特別天然記念物	地域を定めず	S30. 2. 15	富山県
10	カモシカ	特別天然記念物	地域を定めず	S30. 2. 15	富山県
11	立山の山崎圏谷	天然記念物	芦嶺寺ブナ坂外国有林	S20. 2. 22	農林水産省
12	称名滝	名勝天然記念物	芦嶺寺ブナ坂外国有林	S48. 5. 29	立山町
13	黒部峡谷 附猿飛並びに奥鐘山	特別名勝天然記念物	中新川郡立山町 黒部市	S39. 7. 10	農林水産省
14	本宮砂防ダム	登録文化財	富山市本宮字覚地割	H11. 8. 27	国土交通省
15	立山砂防工事専用軌道	登録記念物	芦嶺寺ブナ坂 60番地1外	H18. 7. 28	国土交通省 農林水産省

資料：教育課

2 県指定文化財

番号	名称	種別	所在地	指定年月日	管理者
1	青磁浮牡丹唐草文香炉	工芸品	芦嶺寺46番地	S40. 1. 1	一山会
2	黄銅製仏餉鉢	工芸品	芦嶺寺2番地	S40. 2. 1	芦嶺雄山神社
3	牡丹花蝶雀文鏡	工芸品	芦嶺寺2番地	S40. 2. 1	芦嶺雄山神社
4	越中立山芦嶺寺古文書 書冊56冊 他328点	古文書	芦嶺寺46番地	S40. 1. 1	一山会
5	越中立山岩嶺寺古文書 481点	古文書	岩嶺寺1番地	S40. 1. 1	岩嶺雄山神社
6	川合文書 古地図59点 古文書143点	歴史資料	芦嶺寺93番地1 (立山博物館)	H 5. 8. 18	富山県
7	立山参道石塔(3基) 並びに石仏群(41軀)	有形民俗文化財	岩嶺寺より立山一帯	S42. 1. 12	立山町
8	芦嶺閻魔堂仏像群(13軀)	有形民俗文化財	芦嶺寺野口割 45番地1	S43. 6. 18	区長

番号	名称	種別	所在地	指定年月日	管理者
9	おんば様のお召し替え	無形民俗文化財	芦峯寺閻魔堂	H16. 7. 16	区長
10	稚児塚	史跡	浦田字前田 1580 番地	S40. 1. 1	区長
11	立山山麓ひかりごけ発生地	天然記念物	芦峯寺ブナ坂外国有林	S40. 1. 1	立山町
12	岩室滝	天然記念物	虫谷字大滝谷 219 番地	S40. 1. 1	立山町
13	芦峯雄山神社境内杉林	天然記念物	芦峯寺 2 番地	S42. 9. 26	芦倉雄山神社
14	称名滝とその流域	史跡・名勝 天然記念物	芦峯寺大日 1 番地外	S40. 1. 1	立山町

資料：教育課

3 町指定文化財

番号	名称	種別	所在地	指定年月日	管理者
1	若宮社殿	建造物	芦峯寺 2 番地	S39. 6. 11	芦峯雄山神社
2	旧有馬家及び田屋門	建造物	芦峯寺	S60. 9. 26	富山県 立山町に委託
3	壬寅年作山水図	絵画	利田 1381 番地	H 7. 10. 26	宝栄寺
4	明治丙甲年作神仙界図	絵画	利田 1381 番地	H 7. 10. 26	宝栄寺
5	石造狛犬 (1 対)	彫刻	岩峯寺 1 番地	H16. 2. 10	岩峯雄山神社
6	浦田山王社鏝口	工芸品	浦田 1068 番地	S42. 12. 16	区長
7	芦峯雄山神社・神輿 (2 基)	工芸品	芦峯寺 2 番地	S49. 12. 26	芦峯雄山神社
8	芦峯雄山神社・石灯籠 (2 基)	工芸品	芦峯寺 2 番地	S49. 12. 26	芦峯雄山神社
9	布橋擬宝珠 (6 点)	工芸品	芦峯寺 46 番地	S50. 11. 28	一山会
10	五百石天満社 立山御うば尊御室前鏡	工芸品	五百石天満社	S59. 3. 29	五百石天満社 総代
11	岩峯寺湯立の釜	工芸品	岩峯寺 1 番地	H10. 4. 24	岩峯雄山神社
12	越中瀬戸焼古文書 (1 点)	古文書	谷口 43 番地 (立山町郷土資料館)	S57. 11. 27	立山町
13	宮路金山家文書 (11, 216 点)	古文書	谷口 43 番地 (立山町郷土資料館)	H17. 4. 25	立山町
14	立山権現峰本社棟札 (10 点)	歴史資料	岩峯寺 74 番地	H 7. 10. 26	個人
15	谷口家蔵谷口藺山由緒資料 (絵画 7 点 書状 7 点 写真 1 点)	歴史資料	上鉾木 109 番地	H 7. 10. 26	個人
16	芦峯寺庚申塚の石仏群 (石仏 17 軀 石塔 2 基 石碑 1 基)	有形民俗文化財	芦峯寺 51 番地	H 3. 11. 26	区長
17	米道踊	民俗芸能	米道集落	S39. 6. 11	米道踊保存会
18	御前節 (踊り)	民俗芸能	芦峯寺集落	S39. 6. 11	区長
19	芦峯寺雄山神社・神輿練り	民俗芸能	芦峯寺集落	S39. 6. 11	一山会
20	浦田山王社獅子舞い	民俗芸能	浦田集落	S39. 6. 11	区長

番号	名称	種別	所在地	指定年月日	管理者
21	目桑ちりめん節	民俗芸能	目桑集落	S46. 10. 16	目桑ちりめん節振興会
22	宮路集落獅子舞い	民俗芸能	宮路集落	S50. 6. 30	区長
23	正調利田荷方節	民俗芸能	利田	S57. 11. 27	正調利田荷方節保存会
24	雄山神社前立社壇の稚児舞	民俗芸能	岩嶺寺 1	S57. 11. 27	岩嶺寺稚児舞保存会
25	千垣五輪塔	史跡	千垣高地 123 番地	S39. 6. 11	区長
26	芦嶺寺仲宮寺遺跡	史跡	芦嶺寺堂後割 57 番地	S39. 6. 11	区長
27	松倉経塚遺跡	史跡	松倉経塚 1 番地	S39. 6. 11	個人
28	日中経塚遺跡	史跡	日中松原 33 番地	S39. 6. 11	区長
29	二ッ塚原始住居遺跡	史跡	二ッ塚西中の島 183 番地	S39. 6. 11	区長
30	古屋敷縄文遺跡	史跡	芦嶺寺古屋敷割 100 番地	S39. 6. 11	区長
31	天林 A 地区縄文遺跡	史跡	天林新宮社 28 番地	S39. 6. 11	区長
32	天林 B 地区縄文遺跡	史跡	天林 250 番地	S39. 6. 11	区長
33	藤塚	史跡	日中魚梁場 28 番地	S39. 6. 11	区長
34	甚兵衛窯・陶片塚	史跡	下瀬戸（陶）山林 2 番地 1 外	S47. 10. 16	立山町外
35	大やぶ塚（一字一石経塚）	史跡	浦田字高木 11 番地	S50. 6. 30	個人
36	日中城跡	史跡	日中墓の段	S50. 6. 30	区長
37	上末古窯跡群	史跡	上末釜谷及び法光寺 谷	H 7. 10. 26	区長
38	池田城跡	史跡	池田字大谷 37 番地外	H 7. 10. 26	区長
39	芦嶺雄山神社仲宮社叢	天然記念物	芦嶺寺池の尻 2 番地	S39. 6. 11	芦嶺雄山神社
40	水バショウ	天然記念物	長倉小池 3 番地	S42. 12. 16	区長
41	下田の大杉	天然記念物	下田 1 番地	S51. 12. 1	区長
42	伊勢屋の大杉	天然記念物	伊勢屋 24 番地	S51. 12. 1	区長
43	栃津新宮社社叢	天然記念物	栃津 1 番地	S57. 11. 27	区長
44	立泉神社の大杉	天然記念物	立泉寺 1786 番地	S62. 11. 30	区長
45	雄山神社前立社壇境内林	天然記念物	岩嶺寺 1 番地	S62. 11. 30	岩嶺雄山神社
46	立山まりも生息地	天然記念物	野口 108 番地	H 9. 4. 24	個人
47	西大森の大石	天然記念物	西大森地内	H19. 4. 24	国土交通省

◎立山町の獅子舞一覧

- ・五百石下町の獅子
- ・五百石上町の獅子
- ・金剛新の獅子
- ・上金剛寺の獅子
- ・東大森の獅子
- ・八ツ屋の獅子
- ・三ツ塚の獅子
- ・白岩の獅子
- ・沢中山の獅子
- ・宮路の獅子
- ・横江の獅子
- ・泉の獅子
- ・浦田の獅子
- ・若宮の獅子

資料：教育課

16-4 福祉施設

1 保育所（園）、認定こども園

令和6年3月現在

名 称	所在地	電話番号	床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	定員 (人)	備 考
岩嶽保育所	岩嶽寺 105 番地 8	483-1451	650	4,195	40	公立
下段保育所	榎 1 番地	463-1845	630	1,681	70	公立
みどりの森保育園	高原八ツ屋 108 番地	462-2248	1,199	5,834	120	公立(民営)
あおぞら保育園	横沢 1 番地	463-0061	1,334	8,240	160	公立(民営)
かがやき保育園	前沢 2543 番地 1	463-4656	1,394	1,736	150	公立(民営)
高原保育園	竹林 45 番地	463-1430	1,659	5,892	120	私立
むつみ幼稚園	五百石 82 番地	462-1570	1,683	5,633	70	私立
エミーズナーサリー	大石原 226 番地	482-2636	—	—	6	企業主導型保育園

資料：健康福祉課

2 児童館

令和7年1月現在

名 称	所在地	電話番号	備 考
立山町こどもホーム	前沢 2385 番地	463-0622	

資料：健康福祉課

3 社会福祉施設

令和6年3月現在

名 称	所在地	電話番号	備 考
特別養護老人ホーム 竜ヶ浜荘	末上野 119 番地	462-2600	
介護老人保健施設 ケアホーム陽風の里	大石原 254 番地	463-0601	
虹の丘たてやま	米沢 44 番地 14	462-9366	
福来老	日中上野 191 番地	464-2929	
福来老・米沢	米沢 32 番地 1	464-2996	
グループホーム利田の家	利田 672 番地 12	482-5613	
赤いふうせんクレヨン	前沢新町 301 番地	464-3904	共生型
ケアホーム 立山あいの風	寺田 382 番地 1	462-0450	
ケアハウス ルミナスたてやま	大石原 229 番地	463-5858	
ケアハウス 青葉の里	前沢 1181 番地	463-2155	
グループホーム スクラム	江崎 87 番地 24	463-6156	
まえざわの家	前沢 1177 番地	463-6156	
坂井沢ホーム スマイル	坂井沢 16 番地 2	462-0046	
雷鳥苑	上金剛寺 210 番地	462-1751	
わくわくファームきらり	道源寺 851 番地	463-1377	
ほまれの家立山店	利田 672 番地 12	482-5613	
キッズハウスのぞみ	江崎 107 番地	461-6773	

資料：健康福祉課

第17節 応援等に関する資料

17-1 災害応援協定等一覧（自治体等）

令和6年3月28日現在

番号	協定等名	協定相手	内容	備考
1	富山県市町村消防相互応援協定	県内市町村	県内消防の相互応援	昭和44年3月7日適用
2	隣接市町村防災協力体制協定書	富山市	防災に関する富山市との相互応援	昭和55年1月16日締結
3	姉妹都市相互応援協定	愛知県犬山市	災害時の応急・復旧対策の相互応援	平成8年2月26日締結
4	富山県消防防災ヘリコプター応援協定	県内市町村及び消防組合	県消防防災ヘリコプター応援要請方法などについて	平成8年4月1日適用
5	富山県消防防災ヘリコプター支援協定書	富山県	消防防災航空隊派遣要請	平成16年4月1日締結
6	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 北陸地方整備局長	災害時の公共土木施設等の被害状況の情報交換	平成23年3月1日締結
7	富山市消防と立山町消防の消防相互応援等に関する協定	富山市	横江・千垣・芦峯寺・千寿ヶ原地区の救急応援	平成23年7月28日締結
8	災害時相互応援協定	長野県大町市	災害時の応急・復旧対策の相互支援	平成24年4月17日締結
9	非常災害時における相互応援に関する協定	神奈川県湯河原町	災害時の応急・復旧対策の相互支援	平成28年2月20日締結
10	富山県防災行政無線に関する協定書	富山県	県行政無線構築及び維持管理	平成29年4月1日締結
11	原子力災害時における掛川市民の県外広域避難に関する協定書	静岡県掛川市	原子力災害時の掛川市民の広域避難支援	令和元年10月15日締結

17-2 災害応援協定等一覧（民間団体等）

令和6年3月28日現在

番号	協定等名	協定相手	内容	備考
1	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人 コメリ災害対策センター	日用品等その他の物資の供給	平成19年10月1日
2	災害時における緊急燃料の供給に関する協定書	一般社団法人富山県エルピーガス協会中新川支部	LPガス等の供給	平成20年6月10日
3	災害時における応急対策活動に関する協定書	一般財団法人北陸電気保安協会	電気施設等の応急復旧	平成20年7月16日
4	災害時における飲料水の供給に関する協定書	サントリーフーズ株式会社 北陸ペプシコーラ販売株式会社	飲料水の供給	平成21年4月30日
5	災害時における応急対策業務に関する協力協定書	立山町建設業協会	公共土木施設等の応急対策業務	平成21年5月22日
6	災害時における生活物資の提供に関する協定書	株式会社大坂屋ショップ	生活物資の提供及び運搬	平成22年10月21日
7	災害時における応急対策業務に関する協定書	富山県地質調査業協会	公共土木施設等の応急対策業務	平成23年6月10日
8	災害時における応急対策業務に関する協定書	一般社団法人斜面防災対策技術協会富山県支部	斜面災害調査及び応急対策業務	平成23年6月10日
9	災害時における応援業務に関する協定書	一般社団法人富山県測量設計業協会	公共土木施設等の応急対策業務	平成24年1月13日
10	災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書	社会福祉法人立山福祉会	竜ヶ浜荘への要援護者等を対象とする避難所指定等	平成25年3月28日
11	災害時における救援物資提供に関する協定書	北陸コカ・コーラボトリング株式会社	飲料水の提供	平成26年2月10日
12	災害時における救援物資提供に関する協定書	株式会社コーシン	救援物資の提供	平成27年4月1日
13	災害時における施設等の使用に関する協定	富山県市町村職員共済組合	宿泊施設グリーンビュー立山への避難所指定等	平成27年7月1日
14	災害時における飲料用自動販売機商品の無償提供に関する覚書	株式会社 伊藤園	飲料用自動販売機の無償提供	平成27年7月1日
15	災害時における応急対策業務に関する協定	富山県電気工事工業組合	公共土木施設等の応急対策業務	平成29年7月5日
16	大規模災害等発生時における施設使用に関する協定	上市警察署	町有施設の利用	平成29年7月28日
17	大規模災害時における建築物等の解体撤去の実施に関する協定	一般財団法人富山県構造物解体協会	建築物等の解体及び災害廃棄物撤去	平成29年12月27日

番号	協定等名	協定相手	内容	備考
18	災害に係る情報発信等に関する協定	LINE ヤフー株式会社	各種災害情報ツールの利用	令和元年9月2日
19	防災力向上に関する連携協定	損害保険ジャパン株式会社	防災意識の啓発、イベント等の参加、ドローンによる情報収集	令和2年9月4日
20	災害時における電気自動車を活用した連携に関する協定	日産自動車株式会社、富山日産自動車株式会社、株式会社日産サテオ富山	電気自動車の非常用電源利用	令和2年12月4日
21	立山町と立山町内の郵便局等との協力に関する協定書	日本郵便株式会社(立山郵便局、上滝郵便局)	町内異変等の報告及び災害時の包括的な連携	令和3年1月28日
22	地域連携に関する協定	北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社	災害・防犯対策に関すること、環境・地域エネルギーに関すること	令和3年3月29日
23	災害時における物資供給に関する協定	島屋株式会社	日用品等その他物資の供給	令和3年5月11日
24	災害時における物資供給に関する協定	株式会社ナフコ	日用品等その他物資の供給	令和3年5月18日
25	災害時における物資(ユニットハウス等)の供給に関する協定	三協フロンテア株式会社	ユニットハウス等(仮設事務所、仮設トイレ等)※応急仮設住宅除く	令和3年8月17日
26	災害時における緊急放送に関する相互協定	株式会社TAM	コミュニティチャンネルによる緊急放送	令和4年11月1日
27	災害時における物資供給に関する協定書	株式会社アイザック	災害時における物資の供給	令和6年3月27日
28	立山町ととやま生活協同組合との包括連携に関する協定	とやま生活協同組合	災害時対応支援	令和6年3月28日
29	災害時における物資供給に関する協定	Nicoldsystem 株式会社	災害時における物資の供給	令和6年12月16日
30	地震災害時における被災建築物の応急対策活動の協力に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人富山県建築士事務所協会 ・公益社団法人富山県建築士会 ・公益社団法人日本建築家協会北陸支部富山地域会 	町指定の避難施設等への応急危険度判定等支援	令和7年5月23日

17-3 自衛隊災害派遣要請依頼書

年 月 日

富山県知事 様

立山町長

自衛隊の災害派遣要請依頼について

災害を防除するため、下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

1. 災害の状況及び派遣要請を依頼する事由

災害の状況(特に派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。)

派遣要請を依頼する事由

2. 派遣を希望する期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

3. 派遣を希望する区域及び活動内容

派遣を希望する区域

連絡場所及び連絡職員

活動内容(遭難者の捜索救助、道路啓開、水防、輸送、防疫等)

4. その他参考となるべき事項(作業用資材、宿泊施設の準備状況等)

17-4 自衛隊災害派遣撤収要請依頼書

年 月 日

富山県知事 様

立山町長

自衛隊の災害派遣撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1. 撤収要請依頼日時 年 月 日 時

2. 派遣要請依頼日時 年 月 日 時

3. 撤収作業場所

4. 撤収作業内容

第18節 その他防災に関する資料

18-1 立山町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年12月24日条例第29号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民とは、災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、この者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
 - (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
 - (3) 死亡者にかかる配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じく同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし父母の養父母を先にし

実父母を後にする。

- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世

帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の一災害における 1 世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150 万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270 万円
 - エ 住居が全壊した場合 350 万円
 - (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150 万円
 - イ 住居が半壊した場合 170 万円
 - ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250 万円
 - エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350 万円
 - (3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。
- 2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち 3 年（令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年）とする。

(利率)

第 14 条 災害援護資金は、措置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年 3 パーセント以内で町長が定める率とする。

- 2 災害援助資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。
- 3 前項の保証人は、災害援助資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還することができる。
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

第 5 章 補則

(規則への委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 50 年条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 51 年条例第 35 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は、昭和 51 年 9 月 7 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和 53 年条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 53 年 1 月 14 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和 56 年条例第 19 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 55 年 12 月 14 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の前 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金貸付けについて適用する。

附 則（昭和 57 年条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条、第 10 条及び第 11 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和 62 年条例第 14 号）

この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第 13 条第 1 項の規定は同年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成 23 年条例第 14 号）

この条例は公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成 31 年条例第 10 号）

（施行期間）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第 14 条及び第 15 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けにおいて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援助資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行し、令和元年 8 月 1 日から適用する。

18-2 立山町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 49 年 12 月 24 日規則第 29 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、立山町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年立山町条例第 29 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条 町長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第 4 条 町長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第 1 号)を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(条例第14条に規定する町長が定める率)

第6条 条例第14条に規定する町長が定める率は、年3%とする。

(借入れの申込み)

第7条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第2号。以下「借入申込書」という。)を町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所及び氏名・生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 連帯保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書とその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第8条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第9条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。)を借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第10条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに連帯保証人の連署した災害援護資金借用書(様式第5号。以下「借用書」という。)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び連帯保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第11条 町長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第12条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第13条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を町長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第14条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第8号）を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第9号）を当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第15条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）を当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第16条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由、その他町長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第13号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第14号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第15号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第17条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第18条 借受人又は連帯保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかにその旨を町長に氏名等変更届（様式第16号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は連帯保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第5章 補則

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年12月1日から適用する。

附 則 (昭和57年規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和57年12月1日から適用する。

附 則 (平成31年規則第14号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年規則第31号)

この規則は、公布の日から施行し、令和元年8月1日から適用する。

18-3 立山町住宅災害見舞金支給要綱

平成 15 年 4 月 1 日告示第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、立山町の区域内に住所を有する者で災害等により罹災した世帯に対して、住宅災害見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「災害等」とは、次に掲げる被害をいう。

- (1) 火災、爆発その他の人為的災害により受けた被害（以下「火災等」という。）
- (2) 落雷、台風、暴風雨、豪雪、洪水、地震、地すべりその他の異常な自然災害により受けた被害（以下「自然災害」という。）

(支給範囲)

第 3 条 町長は、前条に規定する災害において、当該町民自らが現に居住している住宅又は家財に損害を受けたときは、見舞金を支給する。

(見舞金の支給額)

第 4 条 町長は、別表の定める損害の状況に応じ、災害罹災世帯主に見舞金を支給する。

(支給の制限)

第 5 条 前条に規定する見舞金を支給する場合において、災害等の発生原因が故意又は重大な過失により生じさせた世帯に対しては、見舞金を支給しないものとする。

(支給手続)

第 6 条 町長は、見舞金の支給を行うべき事由があると認めるときは、次に掲げる事項の調査を行った上、見舞金を支給するものとする。

- (1) 住宅又は家財の損害を受けた世帯主の住所、氏名
- (2) 住宅又は家財の損害を受けた年月日、損害の状況
- (3) 罹災原因
- (4) 支給の制限に関する事項

(災害等の認定)

第 7 条 災害等の認定は、町長及び立山町消防本部の報告により、行うものとする。

(細則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

■ 見舞金の内容

内 容		見 舞 金	
火災等	全焼・全壊	70%以上	100,000 円
	半焼・半壊	50%以上	90,000 円
		30%以上	70,000 円
		20%以上	50,000 円
	一部焼・一部損壊	10%以上	30,000 円
		5%以上	20,000 円
5%未満		5,000 円	
自然災害	全壊・流失	70%以上	30,000 円
	半壊	20%以上	15,000 円
	一部損壊	20%未満	5,000 円
	床上浸水	全床面積の 50%以上	20,000 円
		全床面積の 50%未満	10,000 円

18-4 激甚災害の指定基準

1 激甚災害指定基準（本激）

激甚法適用条項 と適用措置	指定基準
第2章（第3条） （第4条3.） 公共土 木施設災害復旧事業 等に関する特別の財 政援助	<p>A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5%</p> <p>B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入 × 25% ……の県が1以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 県内市町村の査定見込総額 > 県内全市町村の標準税収入 × 5% ……の県が1以上</p>
第5条 農地等の災害 復旧事業費等に係る 補助の特別措置	<p>A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%</p> <p>B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4% ……の県が1以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県の査定見込額 > 10億円……の県が1以上</p>
第6条 農林水産業共 同利用施設災害復旧 事業の補助特例	<p>(1) 第5条の措置が適用される場合</p> <p>又は</p> <p>(2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5% で第8条の措置が適用される場合</p> <p>ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。</p> <p>ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。</p> <p>(3) 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 0.5%</p> <p>又は</p> <p>(4) 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 1.5% で第8条の措置が適用される場合</p> <p>ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。</p>
第8条 天災による被 害農林漁業者等に対 する資金の融通に関 する暫定措置の特例	<p>A 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%</p> <p>B 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15%</p> <p>かつ</p> <p>一の都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県の農業者 × 3% ……の県が1以上</p> <p>ただし、A Bとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮する。</p>
第11条の2 森林災 害復旧事業に対する 補助	<p>A 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 5%</p> <p>B 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1.5%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の林業被害見込額 > 当該都道府県の生産林業所得推定額 × 60% ……の県が1以上</p> <p>又は</p>

激甚法適用条項 と適用措置	指定基準
	<p>(2) 一の都道府県の林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1% ……の県が 1 以上</p> <p>ただし、A B とも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。</p>
<p>第 12 条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例</p>	<p>A 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.2%</p> <p>B 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.06%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2%……の県が 1 以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 1,400 億円……の県が 1 以上</p> <p>ただし、火災の場合又は第 12 条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>
<p>第 16 条 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助</p> <p>第 17 条 私立学校施設災害復旧事業に対する補助</p> <p>第 19 条 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例</p>	<p>第 2 章（第 3 条及び第 4 条）の措置が適用される場合。</p> <p>ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>
<p>第 22 条 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例</p>	<p>A 被災地全域滅失戸数 ≥ 4,000 戸</p> <p>B (1) 被災地全域滅失戸数 ≥ 2,000 戸</p> <p>かつ</p> <p>一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥ 200 戸又は住宅戸数の 1 割以上 ……の市町村が 1 以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 被災地全域滅失戸数 ≥ 1,200 戸</p> <p>かつ</p> <p>一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥ 400 戸又は住宅戸数の 2 割以上 ……の市町村が 1 以上</p> <p>ただし、(1) (2) とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>
<p>第 24 条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等</p>	<p>第 2 章（第 3 条及び第 4 条）又は第 5 条の措置が適用される場合。</p>
<p>第 7 条 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助</p>	<p>災害の実情に応じ、その都度検討する。</p>
<p>第 9 条 森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助</p>	
<p>第 10 条 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助</p>	

激甚法適用条項と適用措置	指定基準
第 11 条 共同利用小型漁船の建造費の補助	
第 14 条 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
第 20 条 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例	
第 21 条 水防資材費の補助の特例	
第 25 条 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	

2 局地激甚災害指定基準

激甚災害法適用条項	指定基準
第 2 章 (第 3 条) (第 4 条) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>① (イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $>$ 当該市町村の標準税収入 \times 50% (査定事業費が 1 千万円未満のものを除く。)</p> <p>(ロ) 当該市町村の標準税収入が 50 億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が 2 億 5 千万円を超える市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $>$ 当該市町村の標準税収入 \times 20%</p> <p>(ハ) 当該市町村の標準税収入が 50 億円を超え、かつ、100 億円以下の市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $>$ 当該市町村の標準税収入 \times 20% + (当該市町村の標準税収入 - 50 億円) \times 60%</p> <p>ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね 1 億円未満である場合を除く。</p> <p>②①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)</p>
第 5 条 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 $>$ 当該市町村の農業所得推定額 \times 10% (災害復旧事業に要する経費が 1 千万円未満のものを除く。)</p> <p>ただし、当該経費の合算額がおおむね 5 千万円未満である場合を除く。</p> <p>②①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)</p>

激甚災害法 適用条項	指定基準
第6条 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助特例	<p>第5条の措置が適用される場合。</p> <p>ただし、上記に該当しない場合であっても、 当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、 かつ、 当該市町村内の漁船等の被害額 > 当該市町村の漁業所得推定額 × 10% に該当する場合（漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。）、水産業共同利用施設に係るものに限り適用する。</p> <p>ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>
第11条の2 森林災害復旧事業に対する補助	<p>当該市町村内の林業被害見込額（樹木に係るもの） > 当該市町村に係る生産林業所得推定額（木材生産部門） × 1.5</p> <p>（林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。）</p> <p>かつ</p> <p>(1) 大火による災害にあつては、要復旧見込面積 > 300ha 又は (2) その他の災害にあつては、 要復旧見込面積 > 当該市町村の民有林面積（人工林に係るもの） × 25%</p>
第12条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	<p>中小企業関係被害額 > 当該市町村の中小企業所得推定額 × 10% （被害額が1千万円のものを除く。）</p> <p>ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>
第24条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	<p>第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合。</p>

18-5 災害対策関係機関一覧表

1 国の機関

機関名	担当部署	所在地	電話	F A X
内閣府	防災担当	千代田区永田町 1-6-1	03(3501)5693 03(3501)5408	03(3501)6820 03(3503)5690
消防庁	防災課 宿直室	千代田区霞ヶ関 2-1-2	03(5253)7525 03(5253)7777	03(5253)7535 03(5253)7553
警察庁 中部管区警察局 〃 富山県情報通信部	広域調整第二課 機動通信課	名古屋市中区三の丸 2-1-1 富山市新総曲輪 1-7	052(951)6000 076(441)2211	052(954)8880 076(441)6655
財務省 富山財務事務所	総務課	富山市牛島新町 11-7 富山合同庁舎	076(432)5521	076(432)5779
厚生労働省 東海北陸厚生局 富山労働局	総務課 総務課	名古屋市中区白壁 1-15-1 富山市神通本町 1-5-5	052(971)8831 076(432)2727	052(971)8861 076(432)6471
農林水産省 北陸農政局 〃 富山県拠点 中部森林管理局 〃 名古屋事務所 〃 富山森林管理署	企画調整課 地方参事官室 企画調整室 総務グループ	金沢市広坂 2-2-60 富山市牛島新町 11-7 富山合同庁舎 長野市大字栗田 715-5 名古屋市中区熱田区 熱田西町 1-20 富山市黒崎寺塚田割 591-2	076(232)4217 076(441)9318 026(236)2515 052(683)9206 076(424)4931	076(232)4218 076(441)9325 026(236)2657 052(683)9269 076(424)4934
経済産業省 中部経済産業局 〃 電力・ガス事業 北陸支局 中部近畿産業保安監督部 〃 北陸産業保安監督署	総務課 総務課 管理課	名古屋市中区三の丸 2-5-2 富山市牛島新町 11-7 富山合同庁舎 名古屋市中区三の丸 2-5-2 富山市牛島新町 11-7 富山合同庁舎	052(951)2683 076(432)5588 052(951)0558 076(432)5580	052(962)6804 076(432)5526 052(951)9803 076(432)0909
国土交通省 北陸地方整備局 〃 富山河川国道事務所 〃 黒部河川事務所 〃 立山砂防事務所 〃 常願寺川流域治水出張所 〃 北陸技術事務所 富山出張所 〃 水谷出張所	防災課 流域治水課 道路管理第一課 施設管理課 河川管理課 調査課	新潟市中央区美咲町 1-1-1 富山市奥田新町 2-1 〃 〃 黒部市天神新 173 立山町芦峯寺字ブナ坂 61 番地 富山市上滝 203 富山市水橋入江 334-4 立山町芦峯寺字松尾 3 番地	025(280)8836 076(443)4715 076(443)4722 076(443)4728 0765(52)1122 076(482)1199 076(483)1650 076(478)5511 (代) 076(482)1133 (夏期)	025(370)6691 076(443)4716 076(443)4723 076(443)4729 0765(52)4214 076(481)1426 076(483)0932 076(478)5517 076(482)1132
北陸信越運輸局 〃 富山運輸支局	安全防災・危機 管理課 総務企画部門	新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2 号館 富山市新庄町馬場 82	025(285)9000 076(423)0894	025(285)9170 076(423)1525

機関名	担当部署	所在地	電話	F A X
大阪航空局小松空港事務所 〃 富山空港出張所	管理課	小松市浮柳町ヨ 21 富山市秋ヶ島 35	0761(24)0828 076(495)3088	0761(22)4632 076(429)6762
富山地方气象台		富山市石坂 2415	076(432)2331	076(442)4260
総務省 北陸総合通信局	防災対策推進室	金沢市広坂 2-2-60 金沢広坂合同庁舎	076(233)4479	076(233)4419
防衛省 自衛隊富山地方協力本部 陸上自衛隊第 14 普通科連隊 〃 第 382 施設中隊 航空自衛隊第 6 航空団	総務課 第 3 科 中隊本部 防衛部 小松救難隊	富山市牛島新町 6-24 金沢市野田町 1-8 砺波市鷹栖出 935 小松市向本折町戊 267 〃	076(441)3271 076(241)2171 0763(33)2392 0761(22)2101 〃	076(441)3273 内 235 FAX 内 269 内 221 FAX 内 281 内 231

2 相互応援協定締結県外市町村

市町村名	担当部署	所在地	電話	F A X
愛知県犬山市	総務課	愛知県犬山市大字犬山 字東畑 36	0568(44)0300 0568(61)1800(代)	0568(62)4730
長野県大町市	危機管理課	長野県大町市大町 3887	0261(22)0420(代)	0261(22)0392
神奈川県湯河原町	地域政策課	神奈川県湯河原町中央 2-2-1	0465(63)2111	0465(62)1991

3 県の機関

機関名	担当課	所在地	電話	F A X
危機管理局	防災・危機管理課	富山市新総曲輪 1-7	076(444)3188 (衛星系) 80-8-111-3363	076(432)3489 (衛星系) (高度情報専用 FAX から)
	消防課	〃	076(444)4494	076(432)3473
	防災航空センター	富山市別名源田割 245-2	076(495)3060 (衛星系) 80-8-111-3371	076(495)3066 (衛星系) (高度情報専用 FAX から)
知事政策局	戦略企画課	富山市新総曲輪 1-7	076(444)4494	076(444)3473
警察本部		〃	076(441)2211	076(441)2900
上市警察署		上市町大坪 5-1	076(472)0110	076(472)5210
〃 立山町交番		立山町米沢 18 番地 1	076(463)0004	
総合県税事務所	企画管理課	富山市舟橋北町 1-11	076(444)4627	076(444)4514
富山県富山土木センター 立山土木事務所	工務課	立山町前沢 2359 番地 5	076(463)1101	076(463)2698
富山県白岩川ダム 管理事務所		立山町白岩字矢割 29 番地	076(463)0392	076(463)0916
富山県上市川ダム 管理事務所		上市町東種	076(472)0676	076(473)2430
中部厚生センター		上市町横法音寺 40	076(472)1234	076(473)0667

機関名	担当課	所在地	電話	F A X
富山農林振興センター	総務課	富山市舟橋北町 1-11 富山総合庁舎	076(444)4463	076(444)4515
農林水産総合技術センター 一森林研究所		立山町吉峰 3 番地	076(483)1511	076(483)1512
東部教育事務所		富山市舟橋北町 4-19 森林水産会館 5F	076(444)4568	076(444)4520
ハローワーク滑川		富山県滑川市辰野 11-6	076(475)0324	076(475)9097

4 公共機関

機関名	担当部署	所在地	電話	F A X
富山地区広域圏事務組合 〃 リサイクルセンター 〃 クリーンセンター		立山町末三賀 103 番地 3 富山市辰尾 170-1 立山町末三賀 103 番地 3	076(462)8311 076(429)3121 076(462)1187	076(462)8312 076-428-0002 076(463)4583
富山地域衛生組合 中部衛生センター		上市町稗田 1	076(472)2294	076-472-0645
中新川広域行政事務組合	下水道課	舟橋村国重 242	076-464-1315	076-464-1186
独立行政法人 国立病院機構 東海北陸グループ事務所	人事担当	名古屋市中区三の丸 4-1-1	052(968)5171 (代)	052(968)5168 (代)
日本郵便株式会社 北陸支社 富山南郵便局 立山郵便局	総務・人事部 総務担当	金沢市上堤町 1-15 金沢上堤町ビル 富山市堀川町 257-2 立山町五百石 79 番地 6	076(220)3011 076(421)8561 076(463)3491	076(232)3892 076(492)9248 076(463)0790
北陸電力株式会社	環境・地域共創部	富山市牛島町 15-1	076(441)2511	076(405)0113
北陸電力送配電株式会社	総務部	〃	076(441)2512	076(405)2974
NTT 西日本株式会社 富山支店	NTT フィールドテクノ 富山設備部災害対策担当	富山市東田地方町 1-1-30	076(492)9501	076(492)9518
株式会社 N T T ドコモ 北陸支社	災害対策室	金沢市西都 1-5	076(225)2065	076(225)2178
K D D I 株式会社 北陸総支社	運用管理部 統括グループ	金沢市本町 1-5-2	076(261)4077	076(233)2077
ソフトバンク株式会社	地域総務部 (北陸)	金沢市昭和町 16-1 ヴィサージュ 14F	(平日)	
			076(236)4080 (休日・夜間) 03(6234)3265	
楽天モバイル株式会社 金沢支社		金沢市昭和町 16-1 ヴィサージュ 17F		
中日本高速道路株式会社 金沢支社	企画調整チーム	金沢市神野町東 170	076(240)4977	076(240)4991
金沢保全・サービスセンター		〃	076(249)8111	076(249)8119
富山高速道路事務所		富山市黒崎 439	076(421)9048	076(491)7529
日本赤十字社 富山県支部	事業推進課	富山市飯野 26-1	076(451)7878	076(451)6872
日本銀行 富山事務所	営業課	富山市堤町通り 1-2-26	076(424)4471	076(494)1158

機関名	担当部署	所在地	電話	F A X
日本通運株式会社 富山支店		富山市新庄本町 2-8-59	076(452)5500	076(452)5520
富山地方鉄道株式会社	総務課	富山市桜町 1-1-36	076(432)5530	076(443)0743
(一社)富山県トラック協会		富山市婦中町島本郷 1-5	076(495)8800	076(495)1600
(一社)日本コミュニティーガス協会北陸支部		富山市奥田新町 8-1 ボルファートとやま 8階	076(441)3241	076(441)3244
(一社)富山県エルピーガス協会		富山市桜橋通り 6-13 フコク生命第一ビル 4階	076(441)6993	076(441)6996
常東用土地改良区		立山町岩峯寺 281 番地	076(483)1651	076(483)1667
立山町土地改良区		立山町前沢 2530 番地 32	076(462)0411	

5 公共的団体

機関名	担当部署	所在地	電話	F A X
J A アルプス				
〃 本店		上市町若杉 3-3	076(472)1222	
〃 たてやま支店		立山町前沢 1216 番地	076(463)0560	
〃 上市支店		上市町若杉 3-3	076(472)0580	
〃 なめりかわ支店		滑川市柳原 79-5	076(475)0138	
富山地域農業共済センター		富山市安養寺 340 番地 1	076(429)5006	
立山山麓森林組合		富山市馬瀬口 86	076(483)1826	076(483)1836
立山舟橋商工会		立山町前沢 2469 番地	076(463)1221	076(463)1244
立山町建設業協会		立山町前沢新町 657 番地	076(462)9333	
立山町管工事協同組合		立山町米沢 17 番地	076(462)2542	076(463)5575
中新川郡医師会		上市町湯上野 1176	076(473)1236	
立山町社会福祉協議会		立山町前沢 1169 番地	076(463)3356	076(463)2334

6 報道関係機関

機関名	担当部署	所在地	電話	F A X
日本放送協会	富山放送局 放送部(報道)	富山市新桜町 4-8	076(444)6600 (代)	076(442)6092
北日本放送株式会社	報道部	富山市牛島町 10-18	076(433)8515	076(433)8560
富山テレビ放送株式会社	報道部	富山市新根塚町 1-8-14	076(492)7107	076(491)2663
株式会社 チューリップテレビ	ニュース&プラン ニンググループ	富山市奥田本町 8-24	076(442)7000	076(433)7691
富山エフエム放送 株式会社	放送部	富山市奥田町 2-11	076(442)5533	076(432)2344
株式会社 T A M N e t 3		県立山町前沢 1208 番地 明和ビル 2階	076(474)9211	076(474)9210
朝日新聞社 富山総局		富山市新桜町 6-18	076(441)1671	076(441)1672
読売新聞社 北陸支社		高岡市下関町 4-5	0766(26)6812	
〃 富山支局		富山市安住町 7-18	076(441)2888	076(441)2880

北日本新聞社		富山市安住町 2-14	076(445)3300	076(431)2110
〃 立山支局		立山町前沢 2210 番地 1	076(462)9080	076(462)9081
富山新聞社		富山市大手町 5-1	076(491)8111	076(491)2511
〃 中新川支局		上市町法音寺 13 宝来ビル 1 階	076(461)5752	
北陸中日新聞社 富山支局		富山市丸の内 2-3-12	076(424)4141	076-422-3191

7 市町村

機関名	担当課	所在地	電話	F A X
富山市	防災課	富山市新桜町 7-38	076(443)2181	076(443)2039
高岡市	危機管理課	高岡市広小路 7-50	0766(20)1229	0766(20)1549
魚津市	総務課	魚津市釈迦堂 1-10-1	0765(23)1078	0765(23)1182
氷見市	地域防災課	氷見市鞍川 1060	0766(74)8021	0766(74)8255
滑川市	総務課	滑川市寺家町 104	076(475)3311	076(475)6299
黒部市	防災危機管理統括監	黒部市三日市 1301	0765(54)2112	0765(54)4461
砺波市	総務課	砺波市栄町 7-3	0763(33)1247	0763(33)7330
小矢部市	〃	小矢部市本町 1-1	0766(67)1760 内線 233	0766(68)2171
南砺市	〃	南砺市荒木 1550	0763(23)2028	0763(22)1114
射水市	〃	射水市新開発 410-1	0766(51)6632	0766(51)6648
舟橋村	〃	舟橋村仏生寺 55	076(464)1121 内線 49	076(464)1066
上市町	〃	上市町法音寺 1	076(472)1111 内線 219	076(472)1115
立山町	〃	立山町前沢 2440 番地	076(462)9965	076(463)1254
入善町	〃	入善町入膳 3255	0765(72)2845	0765(74)0067
朝日町	総務政策課	朝日町道下 1133	0765(83)1100 内線 223	0765(83)1109